

法務総合研究所

研 究 部 報 告

35

— 重大事犯少年の実態と処遇（第2報告） —

2 0 0 7

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告第35号は、平成13年4月1日に施行された少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）（以下「改正少年法」という。）について、施行後5年間の状況を重大事犯少年の実態を中心に取りまとめて刊行するものである。

法務総合研究所では、改正少年法が施行された平成13年4月1日から16年3月31日までの3年間の重大事犯少年の事案内容、裁判、意識、処遇等について概括的な調査・分析を行った（平成17年版犯罪白書、研究部報告第31号）。これに続く本研究では、その後の平成16年4月1日から18年3月31日までの2年間のデータを加え、これを基に更に多角的な分析、検討を行うことにより、改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態等について、その実相により迫る形で明らかにし、取りまとめることとした。

改正少年法施行後も、暴走族集団によるリンチ事件や不可解な動機に基づく殺人事件等、少年による重大事犯が相次いで発生しており、次世代の青少年をいかに育てるかという教育問題とも絡んで、少年非行に対する国民の関心は依然として高いことがうかがわれる。さらに、平成17年3月には、少年非行の現状に適切に対処するため、14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること等を盛り込んだ少年法等の一部を改正する法律案が国会に提出される（同年8月、衆議院解散により廃案。18年2月再提出）など、少年法制についての議論が続いている。

重大非行を犯した少年がどのような資質上、環境上の問題から非行に至ったか等を幅広い視点から分析し、検討することは、いかにして有効な少年非行対策を推進し、健全な青少年の育成を図っていくかを考える上で、貴重な基礎資料を提供してくれるものと思われる。

また、少年による重大事犯も、他の少年非行と同様に、家庭環境、友人関係、地域社会の在り方等の問題が複雑に絡み合っている生じており、その防止及び少年の更生は、もとより刑事司法の枠内での取組だけで全うできるものではない。少年による新たな不幸な事件を未然に防ぐためにも、非行を犯した少年が地域社会の一員として立ち直っていくためにも、身近な地域社会の人々の支援は欠かせない。そのためにも、国民の関心の高い最近の重大事犯少年の状況、それに対する関係諸機関の取組の実情等を客観的なデータに基づき取りまとめ、広く国民に提供していく必要性は高い。

本報告書が、今後行われる少年司法制度の在り方を検討する上で、さらには、非行防止対策等を推進する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。また、本研究の結果が、少年非行に関心を持つ国民各層の客観的・多面的な理解の一助となることをも願うものである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った検察庁、少年鑑別所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成19年3月

法務総合研究所長
松 永 榮 治

要 旨 紹 介

本報告は、改正少年法が施行された平成13年4月1日以降5年間の重大事犯少年（同日以降に犯した重大事犯により少年鑑別所に観護措置により入所し、18年3月31日までに家庭裁判所の終局決定を受けて少年鑑別所を退所した非行時14歳以上の者をいう。）408人に係る事案の内容，裁判状況等を中心に取りまとめたものであり，以下では，利用の参考のため，その要旨を紹介する。

1 研究の目的及び方法

当所では，改正少年法施行後3年間の重大事犯少年の事案内容，裁判，意識，処遇等について概括的な調査・分析を行い，その成果を研究部報告第31号（以下「第1報告」という。）として報告した。

これに続く本研究では，その後の2年間のデータを加え，これを基に更に多角的な分析，検討を行うことにより，改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態等について，その実相により深く迫る形で明らかにし，取りまとめることとした。

第1報告においては，重大事犯少年を集団型，単独型，家族型，交通型の4つの非行類型に分け，その特徴を概括的に探った。本研究においては，4つの非行類型それぞれについて更にサブタイプに分け，共犯種類，被害者種類等によって，どのように事案内容や動機等が異なるかを分析することによって，重大事犯少年の実態により深く迫ることを目指した。

本研究においては，更に非行類型ごとに，年齢や非行名，前歴，非行時の役割等，重大事犯少年の特徴を検討し，それが保護処分とするか検察官送致とするかといった処遇選択の判断にどのように影響を与えているかを分析した。

2 研究結果の概要

(1) 重大事犯少年の実態

改正少年法施行後5年間の重大事犯少年は，男子364人，女子44人の計408人であった。その内訳は，傷害致死が227人と最も多く，次いで，殺人90人，強盗致死58人，危険運転致死31人，保護責任者遺棄致死2人であった。

本研究では，重大事犯少年の実態により迫るために非行類型ごとにサブタイプを設定するなどの方法によって，個々の問題性を明らかにすることを試みた。その結果，非行類型ごとに家庭環境面，交友関係面，資質面等の様々な特徴が浮かび上がってきた。

集団型は，重大事犯少年の中で最も多くを占め，保護処分歴のある者の比率が高いなど，非行性の進んだ者を多く含むタイプであった。日ごろの交友関係の問題がその事件の背景

にあるものが多いことから、集団型を更に共犯の種類によって成人共犯タイプ、暴力団タイプ、暴走族タイプ、遊び仲間タイプの4つのサブタイプに類型化して分析を行った。事件数、人員のどちらから見ても遊び仲間タイプが最も多かった。暴力団タイプや暴走族タイプという組織化された集団の引き起こす事件は傷害致死がかなり多かった。被害者関係で見ると、暴力団タイプは仲間関係もなく面識もない被害者が圧倒的に多いのに対し、暴走族タイプでは、仲間内のリンチが多いため、不良集団仲間が被害者となっているのが約半数近くあった。

単独型は、主として対人関係面、感情面でのもつれをうまく解決できないまま、重大事犯に至った者が多いなど、個人の資質上の問題が事件の内容自体に反映されているものが多かった。そのため、事件の内容等によって、けんかタイプ、異性トラブルタイプ、金目当てタイプ、交通タイプ、そして、精神的障害が疑われるタイプの5つのサブタイプに類型化した。けんかタイプには、うっ積した感情が爆発した事例や威嚇、暴力に対する過剰な反撃の結果として重大事犯に至った事例等が見られ、異性トラブルタイプには、一方的な恋愛感情を適切に処理できなかった事例等が見られるなど、各サブタイプによって異なる特徴がうかがわれた。

家族型は、家族全体が機能不全を起こす中で、特定の家族に対する恨みが自己増殖するなどして重大事犯に至っていた。家族型では、どの家族とのあつれきがあったかがポイントとなることから、加害少年と被害者との関係に基づいて、父殺しタイプ、母殺しタイプ、兄弟殺しタイプ、子殺しタイプの4つのサブタイプに分けて検討した。父殺しタイプでは、劣悪な保護状況下で、家庭内の不幸が重層的に積み重なった末に引き起こされている場合が多く、母殺しタイプには、慢性的な不適応感を抱いていた者が多く、そうした苦しい事態から逃れる手段として、拡大自殺的な意味合いで母親殺しに至った者が多いなど、それぞれに特徴的な差異が認められた。

交通型の分析では、事故態様に基づいて、高速度タイプ、信号無視タイプ、アルコールタイプ及び運転技能なしタイプの4つのサブタイプを設定して分析を行った。交通型の少年は、重大事犯の少年のうちでは、ほとんど問題のない家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、就学・就労を果たし、社会人として生活を送っていた者が多かった。非行時に年長少年が多いことともあいまって、原則どおりの検察官送致決定になったケースも多かった。

(2) 重大事犯少年の裁判

家庭裁判所における終局処理を見ると、調査対象者408人のうち、7人が年齢超過により検察官送致とされたほか、215人(52.7%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、186人(45.6%)が保護処分とされた。保護処分とされたものの内訳は、少年院送致156人(38.2%)、保護観察27人(6.6%)、児童自立支援施設送致3人(0.7%)であった。

改正少年法施行前後の原則逆送少年の裁判状況について分析を行ったところ、傷害致死の検察官送致の比率が大幅に上昇するなど、大きな変化が認められた。年齢別の比較でも、16歳の検察官送致の比率が数%から50%近くに上昇するなど、低年齢の少年の検察官送致の比率の上昇が目立った。

さらに、非行類型ごとに、どのような要因が保護処分とするか検察官送致とするかといった処遇選択の判断にどのように影響を与えているかを分析したところ、暴力の程度、凶悪事犯かどうかなど様々な要因が審判決定に影響を与えているであろうことがあぶり出され、そうした事例ごとの個々の要因を家庭裁判所が慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

3 まとめと課題

平成13年度から17年度までの5年間の重大事犯の事件数の推移を見たところ、13年度及び14年度が53件で、それ以降は減少傾向を示していた。

さらに、非行類型別に事件数の推移を見ると、改正少年法の施行後、暴走族による集団リンチや暴力団による報復等を多く含む集団型の事件数や人員は減少しているものの、やむにやまれぬ状況の中で引き起こされる事件が多い家族型や単独型の事件数にはあまり変動は見られなかった。

もちろん、少年による重大事犯の動向には少年法の改正だけでなく、少年非行全体の動向、家族関係の変化や雇用状況の変化等、様々な要因が影響を与えている。したがって、この結果だけで、少年法改正がどのような効果を及ぼしているかを早急に結論づけることはできない。今後も、更に事件数や人員の推移だけでなく、その内容面にまで踏み込んで、注意深く動向の吟味を続けていく必要がある。

また、重大事犯少年に対する処遇がどの程度効果的であったかについても、今後長期間の追跡調査を行い、検証を行っていく必要があるし、14歳未満の重大事犯少年の実態及び処遇方策について調査・分析することも重要な課題である。

本研究は、改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態及び処遇選択の判断に影響を与える事項に焦点を当てて、調査・分析したものである。本報告書の成果が、今後の少年司法制度の在り方を検討する上での基礎資料となれば幸いである。

研究部長

窪 田 守 雄

重大事犯少年の実態と処遇（第2報告）

総括研究官	近藤	日出夫
研究官	太田	玲子
研究官	出口	保行
研究官補	岸井	篤史
研究官補	中村	統吾
研究官補	櫻田	香夫
矯正局少年矯正課	(共同研究者)	櫻井 秀夫

目 次

第1 研究の目的及び方法	5
1 はじめに	5
(1) 改正少年法について	5
(2) 「重大事犯少年の実態と処遇（研究部報告第31号）」について	5
(3) 改正少年法に関するその他の研究	6
(4) 改正少年法の施行状況の報告	6
2 本研究の目的	7
(1) 重大事犯少年の実態	7
(2) 重大事犯少年の裁判	7
3 調査方法及び対象者	7
4 調査対象者の属性	8
第2 重大事犯少年の実態に関する基礎的分析	11
1 事件別の重大事犯の実態	11
(1) 事件数	11
(2) 共犯関係	12
(3) 行為態様	13
(4) 被害者	14
2 少年別の重大事犯の実態	15
(1) 家庭状況	15
(2) 就学・就労状況	18
(3) 資質	21
(4) 非行歴	24
(5) 処分歴	26
第3 重大事犯少年に関する非行類型による分析	27
1 非行類型の概要	27
2 各非行類型の相互比較による分析	28
3 多変量解析を用いた分析	40
第4 非行類型ごとの特徴分析	42
1 集団型	42
(1) 集団型の特徴	42
(2) 集団型のサブタイプの設定	42
(3) 集団型の各サブタイプの特徴	43

(4) 事件内容による分析	49
(5) 小括	53
2 単独型	54
(1) 単独型の特徴	54
(2) 単独型のサブタイプの設定	54
(3) 単独型の各サブタイプの相互比較	56
(4) 単独型のサブタイプごとの特徴	59
(5) 小括	60
3 家族型	61
(1) 家族型の特徴	61
(2) 家族型のサブタイプの設定	61
(3) 家族型の各サブタイプの相互比較	62
(4) 家族型のサブタイプごとの特徴	65
(5) 小括	67
4 交通型	68
(1) 交通型の特徴	68
(2) 交通型のサブタイプの設定	68
(3) 交通型の各サブタイプの相互比較	70
(4) 交通型のサブタイプごとの特徴	73
(5) 小括	74
第5 重大事犯少年の裁判	76
1 重大事犯少年の裁判に関する基礎的分析	76
(1) 少年審判	76
(2) 刑事裁判	86
2 非行類型による裁判結果の分析	87
(1) 非行類型別の裁判結果の概要	87
(2) 非行類型ごとの裁判結果（原則逆送少年）の分析	89
第6 まとめと課題	94

第1 研究の目的及び方法

1 はじめに

(1) 改正少年法について

平成13年4月1日に少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号。以下「改正少年法」という。）が施行されて5年が経過した。改正少年法は、①少年事件の処分等の在り方の見直し、②少年審判の事実認定手続の適正化、③被害者への配慮の充実の三つの柱からなっている。

このうち、少年事件の処分等の在り方の見直しでは、刑事処分可能年齢が14歳に引き下げられた。また、非行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、調査の結果、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き、検察官送致決定をしなければならないこととされた（以下この制度を「原則逆送」という。また、こうした原則逆送の対象となる事件を犯した少年を「原則逆送少年」という。）。

この制度改正等によって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（以下「重大事犯」という。）を犯した少年（以下「重大事犯少年」という。）に対する検察官送致の比率が上昇するなど刑事手続の運用面にも大きな変化が現れている。

(2) 「重大事犯少年の実態と処遇（研究部報告第31号）」について

当所では、重大事犯少年について、改正少年法施行後3年間の調査結果を基に、事案の実態を明らかにするとともに、裁判、意識、処遇等について分析を行い、「重大事犯少年の実態と処遇」（研究部報告第31号、以下「第1回報告」という。）¹として取りまとめた。なお、この研究の一部は、平成17年版犯罪白書にも掲載した。その概要は以下のとおりである。

ア 重大事犯少年の実態

重大事犯少年を集団型、単独型、家族型、交通型の4つの非行類型に分け、どのような特徴が見られるかを検討した。集団型の少年は、重大事犯少年のほぼ4分の3を占め、遊び中心の生活を背景に、暴力によって自分の強さを殊更に誇示したり、憂さ晴らしをしようとした結果、重大事犯につながった者が多かった。単独型の少年は、他の非行類型と比較して最も人数が少なかったが、資質の上で大きな問題を抱えている者が目立ち、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれていた。家族型の少年は、様々な家庭内の問題を複合的に抱え、家庭内の問題がまさに凝縮された形で重大事犯へと発展していた。交通型の少年は、他の非行類型の少年と比較して非行時年齢が高く、家庭内の問題及び生活上の問題の少ない少年が比較的多かったが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こす

1 園部典生ら(2006)「重大事犯少年の実態と処遇」法務総合研究所研究部報告31

に至った事例等が見られた。

イ 重大事犯少年の裁判

家庭裁判所の終局処理において、調査対象者278人のうち4人が年齢超過により検察官送致とされたほか、138人(49.6%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、136人(48.9%)が保護処分とされていた。調査対象者のうち非行時の年齢が16歳以上の原則逆送少年236人(年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。)について見ると、検察官送致とされたのは135人(57.2%)であり、残る101人(42.8%)が保護処分とされていた。

ウ 重大事犯少年の意識

少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人に対し、質問紙を用いて調査したところ、ほとんどの者が事件の重大性を認識していた。事件直後と現在の意識の変化については、事件の責任を他に転嫁せず、自分にあるとする者が増加するなど多くの点で好転が認められた。

エ 重大事犯少年の処遇

少年院や刑務所において、個々の少年の必要度等を勘案して個別的処遇計画が立案され、それに基づいたきめ細かな処遇が行われていること、保護観察所でも、個々の対象者の問題に応じて定められる遵守事項に沿って、分類処遇や類型別処遇が活用されていること等を明らかにした。

(3) 改正少年法に関するその他の研究

改正少年法施行後の重大事犯少年に関する研究としては、司法研修所による「改正少年法の運用に関する研究」²がある。これも改正少年法施行後3年間のデータに基づいてまとめられたものであり、改正少年法の運用に関して制度面について検討するとともに、事例を数多く紹介しながら審判結果などについて分析を加えている。

このほか、大学、関連学会等において様々な研究報告が行われている。

(4) 改正少年法の施行状況の報告

改正少年法附則第3条は、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講じるものとする。」と定めている。

政府は、同条に基づき、平成18年6月9日に、同法施行後5年間における改正後の少年法などの規定の施行状況などについて、国会に報告を行った³。

2 長岡哲次ら(2006)「改正少年法の運用に関する研究」司法研究報告書、第58輯第1号、司法研修所

3 本研究で扱う非行名は、データ収集の関係上、少年鑑別所への観護措置時の非行名に基づいているため、政府報告書のデータとは多少の違いがある。また、重大事犯を起こしていても、少年鑑別所に観護措置がとられていない場合は、本研究の分析の対象とはなっていない。

2 本研究の目的

本研究は、こうした状況を踏まえ、改正少年法施行後の重大事犯少年の実態に関し、当所において行った第1回報告の実態及び裁判のデータに、平成16年4月1日から18年3月31日までの2年間分のデータを加え、改正少年法施行後5年間のデータとした上で、以下の点について調査分析し、改正少年法の施行状況に関する新たな基礎資料を提供することを目的とする。

(1) 重大事犯少年の実態

第1回報告においては、重大事犯の事案内容、家庭状況や資質等の特徴を調査することによって、重大事犯に至った背景・要因等について分析した。その際、重大事犯少年を集団型、単独型、家族型、交通型の4つの非行類型に分け、その特徴を概括的に探った。

本研究においては、2年間分のデータを追加した上で、4つの非行類型それぞれについて更にサブタイプに分け、共犯種類、被害者種類等によって、どのように事案内容や動機等が異なるかを分析することによって、重大事犯少年の実態により深く迫ることを目指した。

(2) 重大事犯少年の裁判

第1回報告においては、改正少年法施行後3年間分の結果を基に、重大事犯少年が少年審判や刑事裁判において、どのような裁判を受けたかを中間報告として取りまとめ、報告した。

また、改正少年法施行後5年が経過したことから、政府は平成18年6月、同法附則第3条に基づきその施行状況について国会に報告した。

本研究においては、更に改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態と処遇について、非行類型ごとに、年齢や非行名、前歴、非行時の役割等、重大事犯少年の特徴を検討し、それが保護処分とするか刑事処分とするかといった処遇選択の判断にどのように影響を与えているのかを分析した。

3 調査方法及び対象者

第1回報告においては、非行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により、少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局決定を受けて少年鑑別所を退所した計278人のデータを基に、非行内容、処分状況等に関する調査・分析を行った。

本研究においては、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により少年鑑別所に入所し、16年4月1日から18年3月31日までの間に家庭裁判所の終局決定により少年鑑別所を退所した非行時14歳以上の者のデータを新たに加え、男子364人、女子44人の合計408人を分析対象とした。データの分析に際しては、第1回報告で集計した諸項目に加え、更に非行類型のサブタイプの設定等に有用と思われる項目を新たにデータから抽出・集計し、分析を

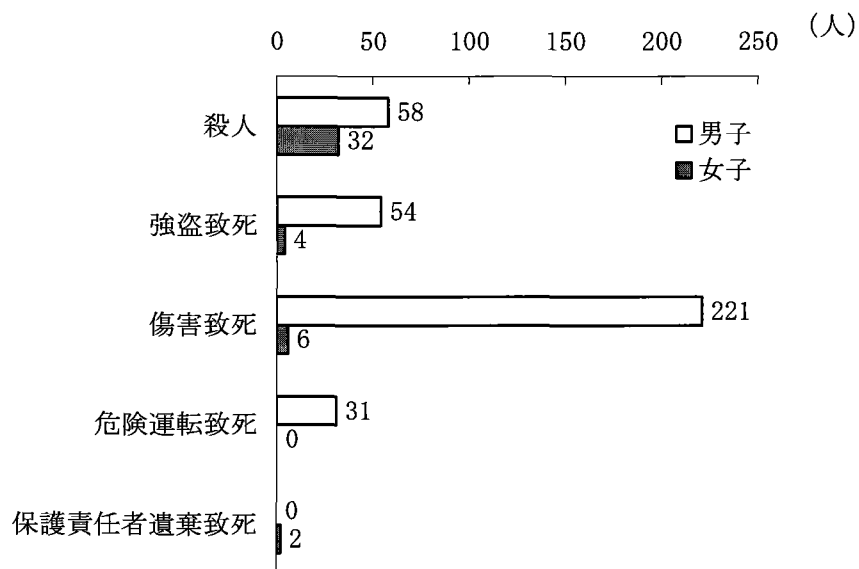
行った。

4 調査対象者の属性

調査対象者の男女・非行名(検察官から家庭裁判所への送致時のものをいう。以下同じ。)別人員は、図1-4-1のとおりである。

非行名で見ると、男子では傷害致死が221人と最も多く、女子では殺人が32人と最も多かった。

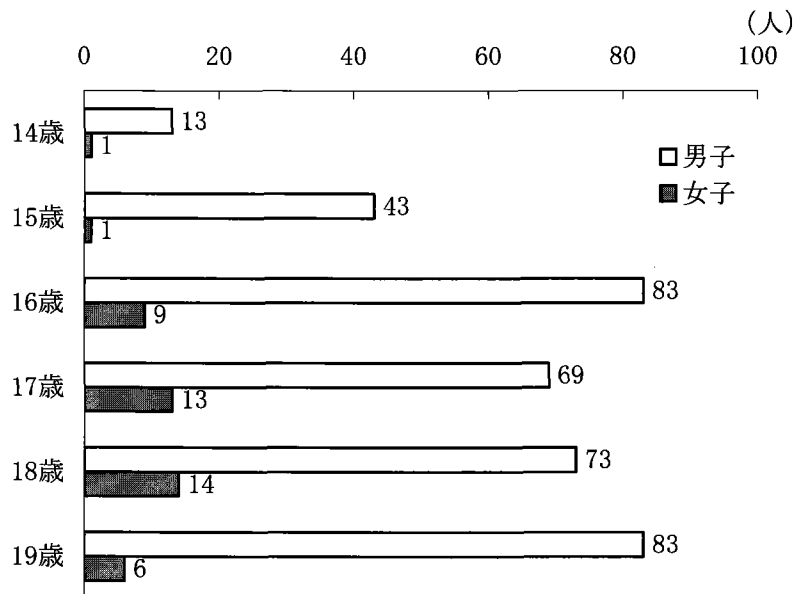
図1-4-1 男女・非行名別人員



注 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

調査対象者の男女・非行時年齢別人員は、図1-4-2のとおりである。
男子では16歳及び19歳が83人と多く、女子では17歳及び18歳が比較的多かった。

図 1 - 4 - 2 男女・非行時年齢別人員



調査対象者の非行名・非行時年齢別人員は、表 1 - 4 - 3 のとおりである。

殺人は、19歳が23人と最も多いが、女子だけ見ると17歳が12人と最も多い。傷害致死及び強盗致死（強盗殺人を含む。以下同じ。）は、16歳が最も多く、危険運転致死は19歳が最も多い。保護責任者遺棄致死は、18歳と19歳の女子によって行われている。

非行名別の非行時年齢の平均は、傷害致死が16.9歳と最も低く、次いで、強盗致死(17.1歳)、殺人(17.3歳)、危険運転致死(18.1歳)、保護責任者遺棄致死(18.5歳)の順となっている。

表 1 - 4 - 3 非行名・非行時年齢別人員

区 分	総 数	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳
総 数	408 (44)	14 (1)	44 (1)	92 (9)	82 (13)	87 (14)	89 (6)
殺 人	90 (32)	3 (1)	8 (1)	14 (4)	22 (12)	20 (9)	23 (5)
強 盗 致 死	58 (4)	1	6	17 (1)	7 (1)	15 (2)	12
傷 害 致 死	227 (6)	9	28	60 (4)	52	41 (2)	37
危 険 運 転 致 死	31	1	2	1	1	10	16
保護責任者遺棄致死	2 (2)	—	—	—	—	1 (1)	1 (1)

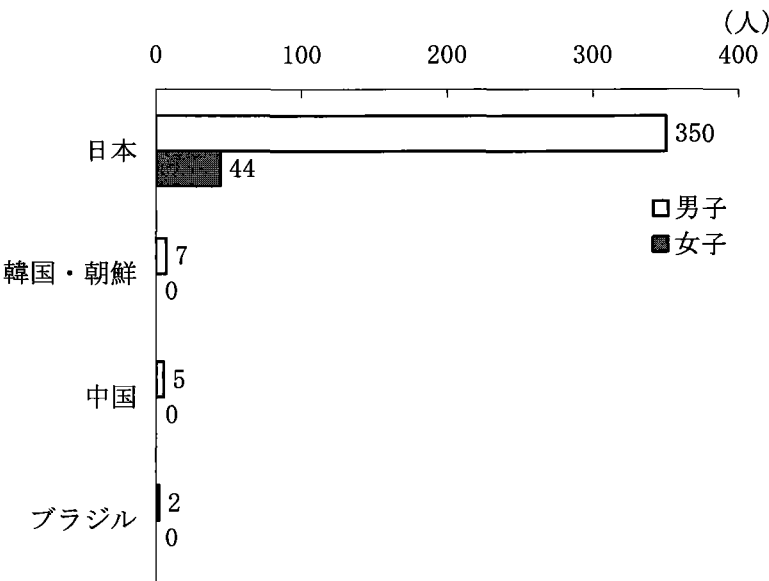
注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

2 () 内は、女子の内数である。

調査対象者の男女・国籍等別人員は、図 1 - 4 - 4 のとおりである。

外国人は、14人（全体の3.4%）であり、その内訳は、韓国・朝鮮7人、中国5人、ブラジル2人であった。中国の5人とブラジルの2人は、来日外国人であった。中国の5人のうち、2人は殺人、3人は強盗致死であった。ブラジルの2人のうち、1人は殺人、1人は傷害致死であった。女子はすべて日本国籍であった。

図 1 - 4 - 4 男女・国籍等別人員



注 中国人 5 人及びブラジル人 2 人は，来日外国人である。

第2 重大事犯少年の実態に関する基礎的分析

1 事件別の重大事犯の実態

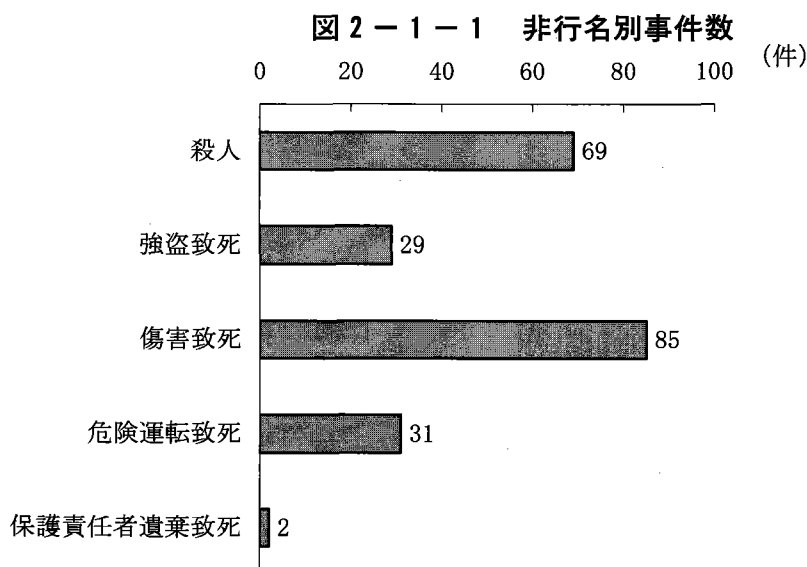
少年による重大事犯は、1人の少年によって行われた事件もあれば、複数の少年によって行われた事件もある。ここでは、事件ごとにどのような経緯で、どのような手段で、どのような被害者に対して引き起こされたかなど、事件ごとに重大事犯の内容の特徴を分析する。

なお、息子が父親をナイフで刺し殺した殺人事件のように1人の少年によって一つの事件が行われた場合も、暴走族の集団リンチによる傷害致死事件のように複数の少年によって一つの事件が行われた場合も1件と計上して分析している。

(1) 事件数

非行名別事件数は、図2-1-1のとおりである。

事件数は、合計216件で、その内訳は、傷害致死が85件（39.4%）と最も多く、次いで、殺人69件（31.9%）、危険運転致死31件（14.4%）、強盗致死29件（13.4%）、保護責任者遺棄致死2件（0.9%）の順であった。



注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。

平成13年4月から18年3月までの非行名別事件数の推移は、表2-1-2のとおりである。

平成13年及び18年は集計期間が短いため、事件数も少なくなっている。14年から17年までを比較すると、事件数は14年が57件と最も多かったが、15年以降の3年間は、ほぼ同じ件数で推移している。非行名別に見ると、殺人は17年が最も多く、傷害致死は15年が最も多かった。強盗致死は、数が少ないこともあり、年ごとのばらつきが大きい。

なお、平成14年から17年までを人員によって比較すると、14年が103人と最も多く、17年

が62人と最も少なくなっており、短い期間ではあるが、減少傾向がうかがわれる。これは、共犯の多い傷害致死事件が減少していることが影響していると考えられる。

表 2－1－2 非行名別事件数の推移

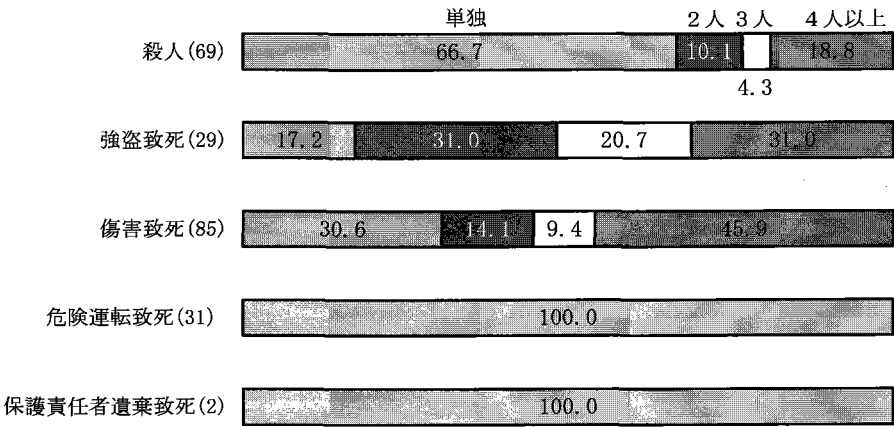
区 分	総 数	殺 人	強盗致死	傷害致死	危険運転致死	保護責任者 遺棄致死
総 数	216 (408)	69 (90)	29 (58)	85 (227)	31 (31)	2 (2)
13 年	31 (62)	9 (9)	6 (9)	15 (43)	— (—)	1 (1)
14 年	57 (103)	14 (14)	9 (16)	20 (59)	14 (14)	— (—)
15 年	41 (86)	12 (23)	2 (3)	22 (55)	4 (4)	1 (1)
16 年	41 (91)	13 (20)	9 (23)	14 (43)	5 (5)	— (—)
17 年	42 (62)	18 (21)	3 (7)	13 (26)	8 (8)	— (—)
18 年	4 (4)	3 (3)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)

注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
3 平成13年は4月から12月まで、18年は1月から3月までの数値である。
4 () 内は、実人数である。

(2) 共犯関係

各事件の非行名別の共犯数別構成比は、図 2－1－3 のとおりである。
強盗致死及び傷害致死は、共犯で行われる比率が高く、特に傷害致死では、4人以上の共犯による事件が45.9%あった。他方、危険運転致死及び保護責任者遺棄致死は、すべて単独犯であった。

図 2－1－3 非行名別の共犯数別構成比

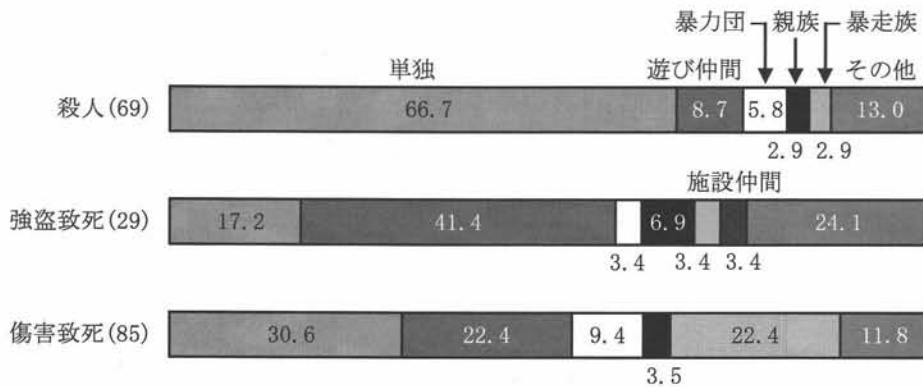


注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
3 () 内は、実事件数である。

危険運転致死及び保護責任者遺棄致死以外の各事件の非行名別の共犯種類別構成比は、図 2－1－4 のとおりである。
殺人では、単独犯の事件の比率が66.7%と最も高く、強盗致死では、遊び仲間が共犯の

事件の比率が41.4%と最も高かった。傷害致死では、単独犯の事件の比率が30.6%と最も高いが、遊び仲間及び暴走族による共犯の事件の比率も22.4%と高かった。

図2-1-4 非行名別の共犯種類別構成比



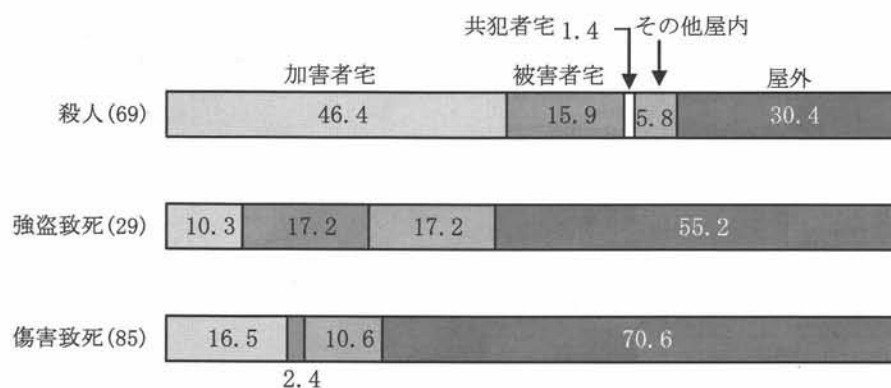
- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 事件ごとに主要な共犯種類を計上した。
 3 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 4 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
 5 () 内は、実事件数である。

(3) 行為態様

各事件の非行名別の非行場所別構成比は、図2-1-5のとおりである。

殺人は、加害者宅が46.4%と最も多いが、女子少年による嬰兒殺事件の多くが加害者宅で行われているためである。傷害致死は、70.6%が屋外であり、強盗致死も、約半数が屋外で行われていた。なお、保護責任者遺棄致死は、2件とも女子少年が実子である乳幼児に対して行ったものであり、加害者宅で行われていた。

図2-1-5 非行名別の非行場所別構成比

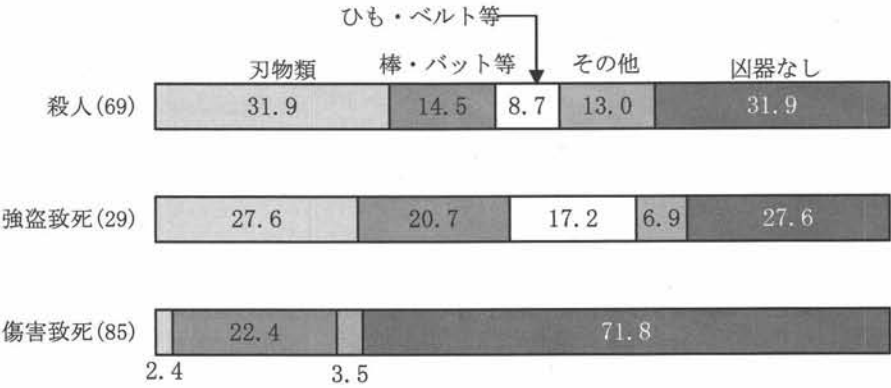


- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 加害者と被害者が同居の場合は、加害者宅に計上した。
 4 () 内は、実事件数である。

各事件の非行名別の使用凶器別構成比は、図2-1-6のとおりである。

殺人は、刃物類が31.9%と最も多い。傷害致死は、凶器なしが71.8%と最も多く、次いで、棒・バット等が22.4%であった。強盗致死は、凶器なしと刃物類がそれぞれ27.6%であった。

図 2－1－6 非行名別の使用凶器別構成比



注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
3 () 内は、実事件数である。

(4) 被害者

各事件の非行名別の被害者数別事件数は、表 2－1－7 のとおりである。
死亡者数が1人の事件が205件 (94.9%) とほとんどであるが、危険運転致死では、死亡者数が3人以上の事件が2件あった。

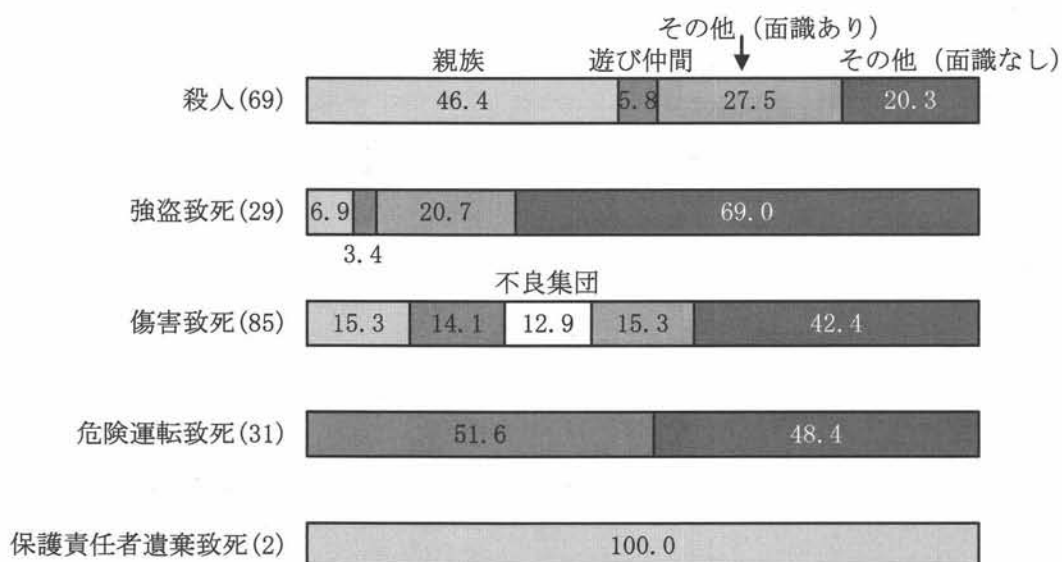
表 2－1－7 非行名別の被害者数別事件数

区 分	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人
総 数	216	205	9	1	1
殺 人	69	66	3	—	—
強 盗 致 死	29	27	2	—	—
傷 害 致 死	85	84	1	—	—
危 険 運 転 致 死	31	26	3	1	1
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	2	2	—	—	—

注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。

各事件の非行名別の被害者種類別構成比は、図 2－1－8 のとおりである。
殺人は、親族が被害者の事件の比率が46.4%と最も高く、強盗致死は、面識のない被害者の事件の比率が69.0%と最も高かった。傷害致死は、面識のない被害者の事件の比率が42.4%と最も高く、次いで、親族 (15.3%) の順であった。危険運転致死は、同乗等していた遊び仲間を事故死させた事件の比率が51.6%と最も高く、次いで、面識のない被害者を事故死させた事件 (48.4%) の順であった。

図 2-1-8 非行名別の被害者種類別構成比



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 () 内は、実事件数である。

被害者が親族である事件の非行名別被害者数は、表 2-1-9 のとおりである。

殺人は、実子が18人と最も多い。これは、すべて女子少年による嬰兒殺である。傷害致死では、父親が被害者である事件が多く、強盗致死では、母親及び祖母が被害者である事件がそれぞれ1件ずつある。保護責任者遺棄致死の被害者は、前述のとおり、いずれも実子であった。

表 2-1-9 被害者が親族である事件の非行名別被害者数

区 分	総 数	実 子	父	母	祖 父	祖 母	兄	弟
総 数	48	20	11	7	1	2	5	2
殺 人	31	18	2	5	1	1	4	—
強 盗 致 死	2	—	—	1	—	1	—	—
傷 害 致 死	13	—	9	1	—	—	1	2
保護責任者遺棄致死	2	2	—	—	—	—	—	—

- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。

2 少年別の重大事犯の実態

ここでは、重大事犯を犯した調査対象の少年ごとに、家庭状況、問題行動歴、資質的特徴等について分析する。

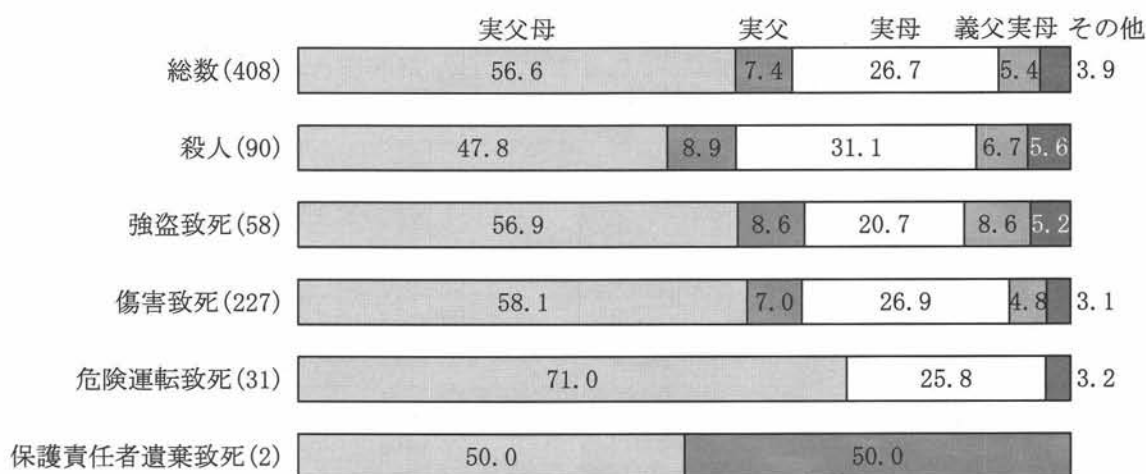
(1) 家庭状況

非行名別の保護者別構成比は、図 2-2-1 のとおりである。

保護者が実父母である少年の比率は、殺人の少年が47.8%とやや低く、危険運転致死の

少年が71.0%と高かった。

図 2 - 2 - 1 非行名別の保護者別構成比



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 「その他」には、「実父義母」、「養父(母)」、「保護者なし」等を含む。
 3 () 内は、実人数である。

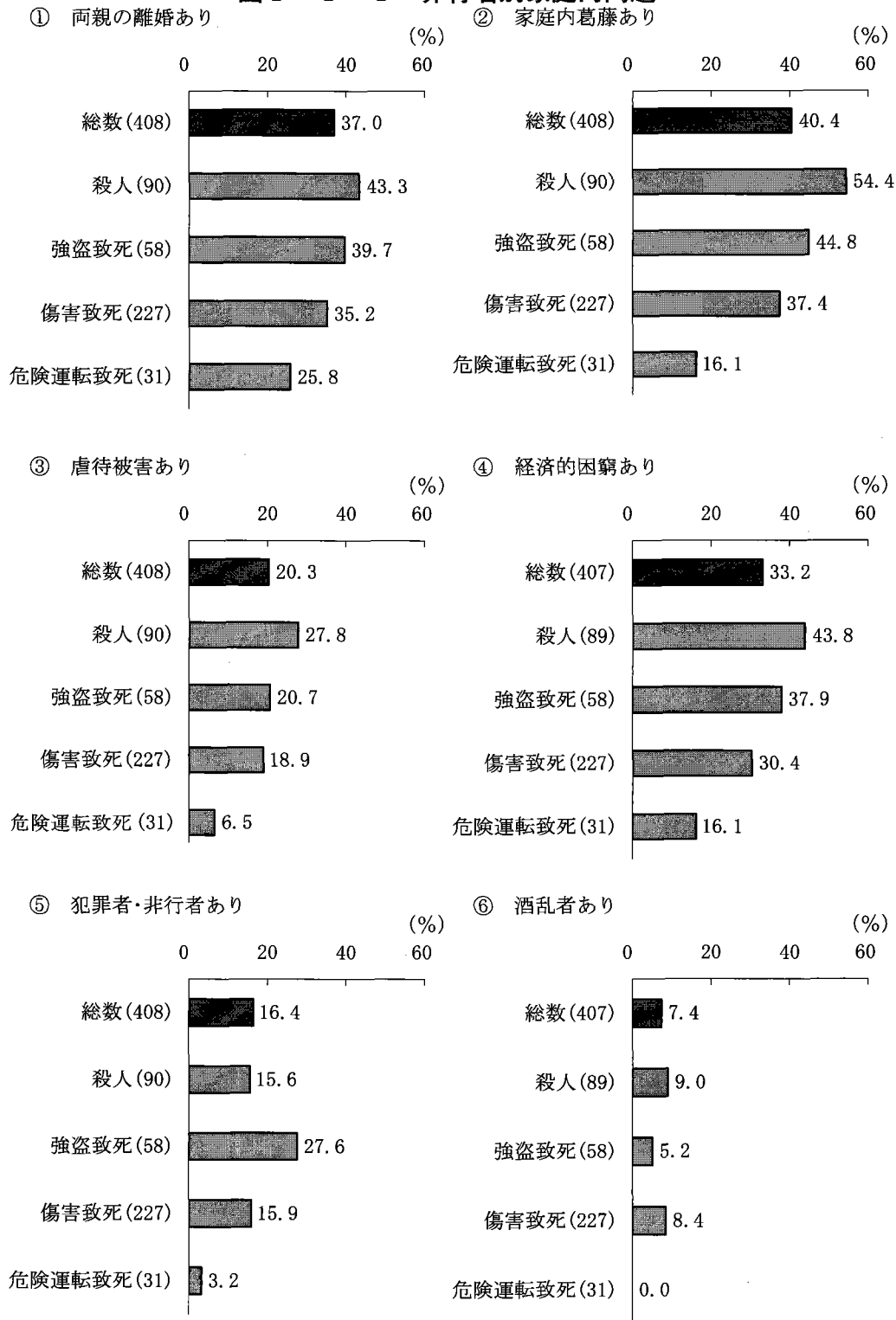
保護者が実父母である少年の比率を男女別に見ると、男子が58.0%で、女子の45.5%よりも高かった。女子は、男子と比較して実父及び義父実母の比率が高かった。

また、少年に実父母がある比率は、年少少年が39.7%と最も低く、中間少年55.2%、年長少年63.6%と、年齢層が高いほど実父母率も高くなっていた。

非行名別の家庭内問題は、図 2 - 2 - 2 のとおりである。

殺人の少年において、両親の離婚、家庭内葛藤、経済的困窮及び虐待被害につき、問題ありの比率が高かった。

図 2-2-2 非行名別家庭内問題



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 ④及び⑥については、不詳の者を除く。
 3 保護責任者遺棄致死は、2人であるため除く。
 4 数値は、各非行名に対する比率である。
 5 「虐待被害あり」は、重度の身体的暴力を繰り返し受けた者を計上した。
 6 () 内は、実人数である。

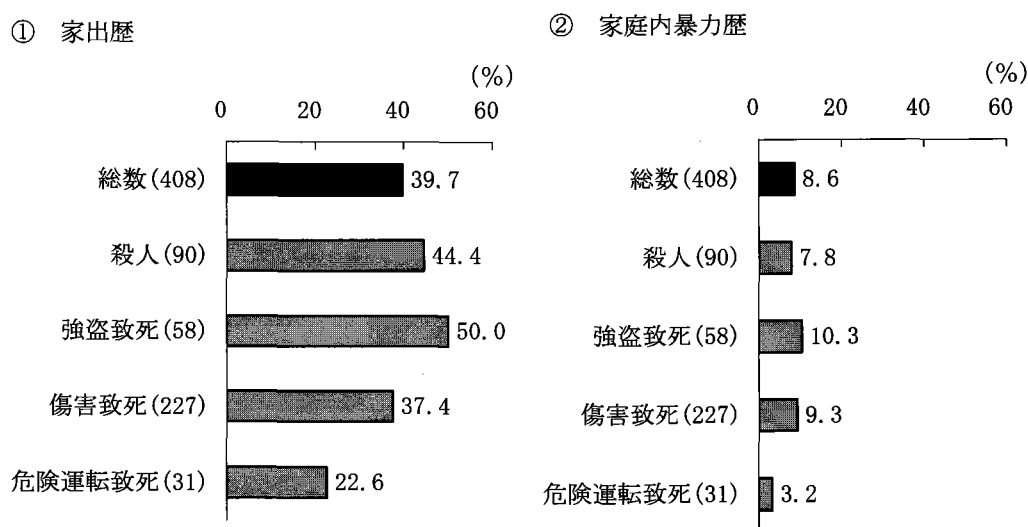
家庭内問題を男女別に見ると、女子の方が男子と比較して、両親の離婚、家庭内葛藤、虐待被害、経済的困窮といった家庭内の問題の比率が高かった。

また、年齢層別に家庭内問題を見ると、両親の離婚及び虐待被害は、低い年齢層ほど問題ありの比率が高かった。

非行名別の家庭内問題行動歴は、図 2-2-3 のとおりである。

家出歴の比率は、殺人及び強盗致死の少年において高く、保護責任者遺棄致死の女子少年の 2 人のうち 1 人にも家出歴があった。家庭内暴力歴の比率は、強盗致死の少年が最も高かった。

図 2-2-3 非行名別家庭内問題行動歴



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 保護責任者遺棄致死は、2 人であるため除く。
 3 項目に該当する者の比率である。
 4 () 内は、実人数である。

家庭内問題行動歴を男女別に見ると、家出歴の比率は女子の方が高く、家庭内暴力歴の比率は男子の方がやや高かった。

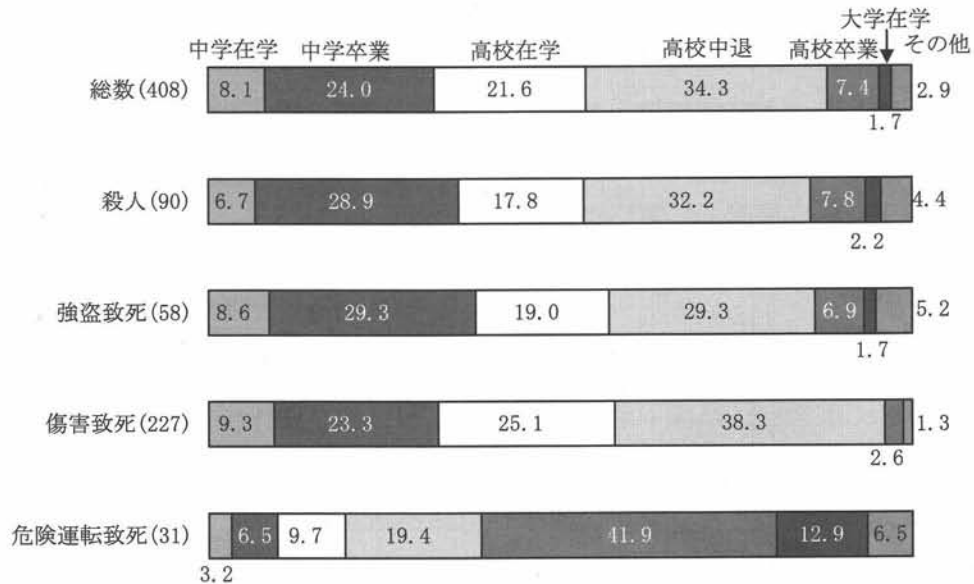
また、家庭内問題行動歴を年齢層別に見ると、家出歴の比率は、年少少年において最も低く、家庭内暴力歴の比率は中間少年がやや高かった。

(2) 就学・就労状況

非行名別の学歴別構成比は、表 2-2-4 のとおりである。

傷害致死及び殺人は、高校中退の比率が最も高く、強盗致死は高校中退と中学卒業の比率が同程度に高い。これに対し、危険運転致死では高校卒業の比率が最も高いのが特徴的である。

図 2 - 2 - 4 非行名別の学歴別構成比



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 その他は、中学中退、大学中退等を含む。
 3 保護責任者遺棄致死の2人（高校在学及び高校中退）を除く。
 4 （ ）内は、実人数である。

男女別に学歴別構成比を見ると、男子は、中学在学が8.8%と女子（2.3%）と比較してやや高いのに対し、女子は高校在学が29.5%と男子（20.6%）と比較してやや高かった。

また、年齢層別に学歴別構成比を見ると、年少少年では中学在学が56.9%と最も高く、中間少年では高校中退が36.8%で最も高く、次いで、高校在学32.2%，中学卒業28.7%の順となっていた。年長少年では、高校中退が39.8%で最も高く、次いで、中学卒業23.3%，高校卒業17.0%の順であった。

非行名別の就学・就労別構成比は、図 2 - 2 - 5 のとおりである。

殺人及び強盗致死では、無職の比率が最も高く、傷害致死では、有職、無職及び学生・生徒の比率がほぼ同程度である。危険運転致死では、有職が61.3%とかなり高いのが特徴的である。保護責任者遺棄致死では、無職と学生・生徒が1人ずつであった。

図 2 - 2 - 5 非行名別の就学・就労別構成比

	有職	無職	学生・生徒
総数(408)	32.4	35.3	32.4
殺人(90)	25.6	45.6	28.9
強盗致死(58)	20.7	50.0	29.3
傷害致死(227)	34.4	31.3	34.4
危険運転致死(31)	61.3	6.5	32.3

- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 保護責任者遺棄致死の2人（無職及び学生・生徒）を除く。
 3 () 内は、実人数である。

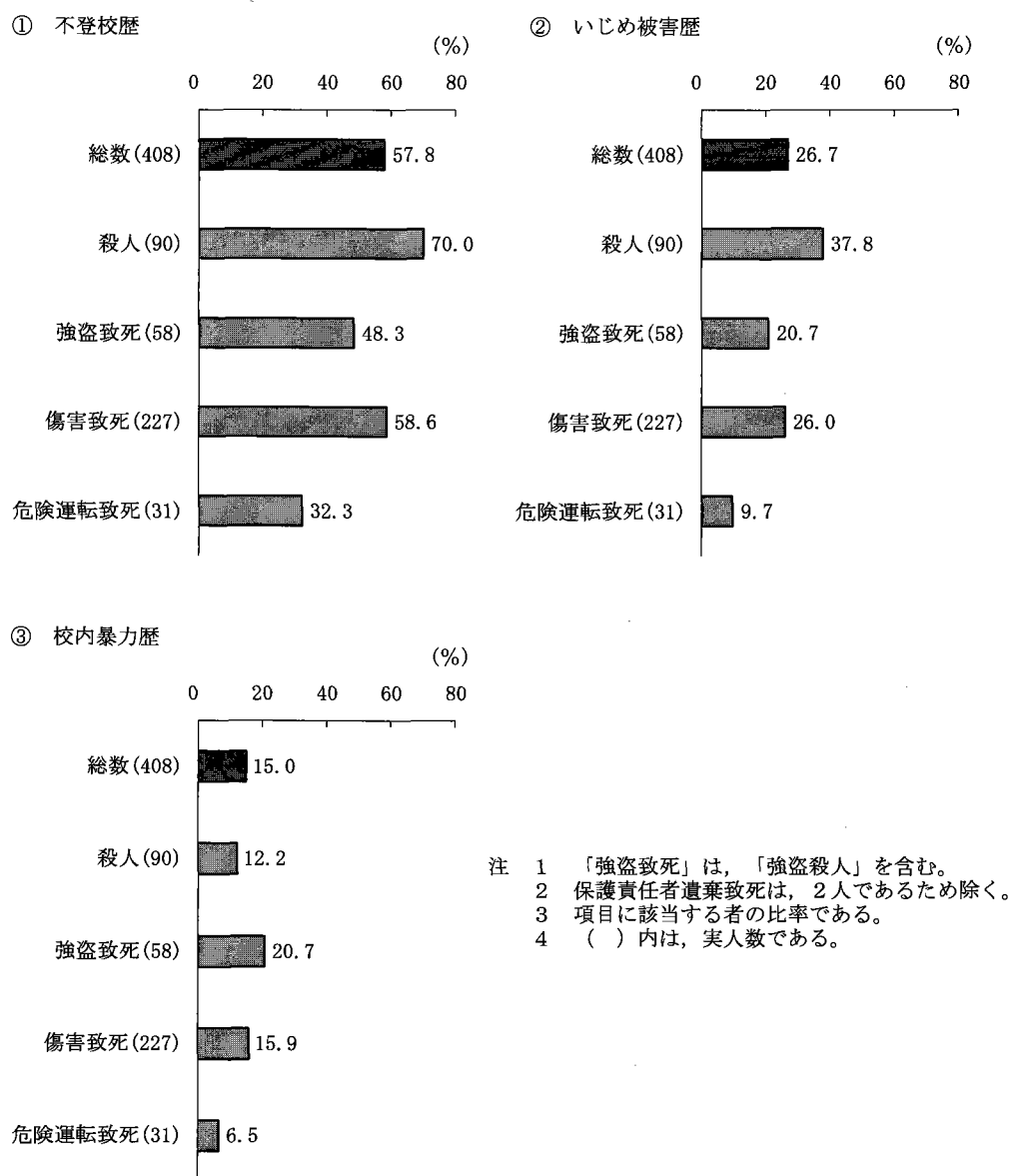
男女別に就学・就労別構成比を見ると、男子では、有職34.6%、無職34.1%、学生・生徒31.3%の比率がほぼ同じ比率であるのに対し、女子では、無職45.5%、学生・生徒40.9%の比率が高く、有職13.6%の比率が低かった。

また、年齢層別に就学・就労別構成比を見ると、年少少年では学生・生徒が77.6%と最も高く、中間少年では無職が39.1%で最も高かった。年長少年では、有職が43.8%で最も高く、次いで、無職38.1%であった。

非行名別の問題行動歴等（学校関連）は、図 2 - 2 - 6 のとおりである。

不登校歴及びいじめ被害歴の比率は、殺人の少年において高く、校内暴力歴の比率は、強盗致死の少年が最も高かった。

図 2-2-6 非行名別問題行動歴等(学校関連)



男女別の問題行動歴等（学校関連）を見ると、不登校歴及びいじめ被害歴の比率は女子の方が高く、校内暴力歴の比率は男子の方がやや高かった。

また、年齢層別の問題行動歴等（学校関連）を見ると、不登校歴及びいじめ被害歴の比率は、年少少年において最も高く、校内暴力歴の比率は中間少年がやや高かった。

(3) 資質

非行名別の知能指数は、表 2-2-7 のとおりである。

表 2 - 2 - 7 非行名別知能指数

区 分	殺 人	強盗致死	傷害致死	危険運転致死	保護責任者 遺棄致死
総 数	90 (100.0)	57 (100.0)	223 (100.0)	31 (100.0)	2 (100.0)
120 以上	—	1 (1.8)	8 (3.6)	2 (6.5)	—
110～119	5 (5.6)	7 (12.3)	18 (8.1)	3 (9.7)	—
100～109	19 (21.1)	16 (28.1)	44 (19.7)	8 (25.8)	—
90～ 99	34 (37.8)	18 (31.6)	71 (31.8)	10 (32.3)	—
80～ 89	11 (12.2)	6 (10.5)	45 (20.2)	2 (6.5)	1 (50.0)
70～ 79	11 (12.2)	6 (10.5)	28 (12.6)	5 (16.1)	1 (50.0)
60～ 69	2 (2.2)	1 (1.8)	5 (2.2)	1 (3.2)	—
59 以下	8 (8.9)	2 (3.5)	4 (1.8)	—	—

注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 不明の5人を除く。
3 () 内は、構成比である。

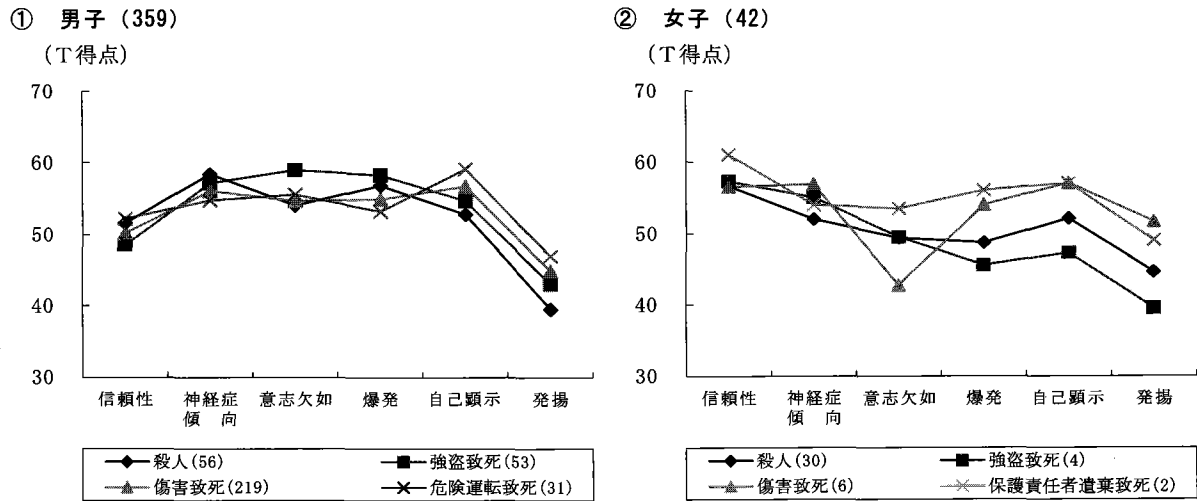
表には明示していないが、男女別の知能指数を見ると、男子では、知能指数が「90～99」の者の比率が最も高く、女子では「80～89」の者の比率が最も高く、男子と比較して知能指数の低い者の比率がやや高かった。

また、年齢層別の知能指数を見ると、各年齢層ともに、知能指数が「90～99」の者の比率が最も高かった。

法務省式人格目録の結果による非行名別の性格特徴は、図 2 - 2 - 8 のとおりである。

ここでは、法務省式人格目録(MJPI)の新追加尺度を用いて性格特徴を見た。男子では、強盗致死の少年が意志欠如及び爆発尺度でやや高い得点を示し、危険運転致死の少年が自己顕示と発揚で他の非行名の少年よりも高い得点を示した。女子は、人数が少ないため非行名ごとの明確な特徴を把握することは困難であるが、女子全体としては、男子と比較すると信頼性の得点が高く、実際よりも自分をやや良く見せようとする傾向の強さがうかがわれた。

図 2 - 2 - 8 非行名別性格特徴



注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 各尺度の値は、法務省式人格目録の粗点の平均値をT得点化したものである。
3 不明の者を除く。
4 () 内は、実人数である。

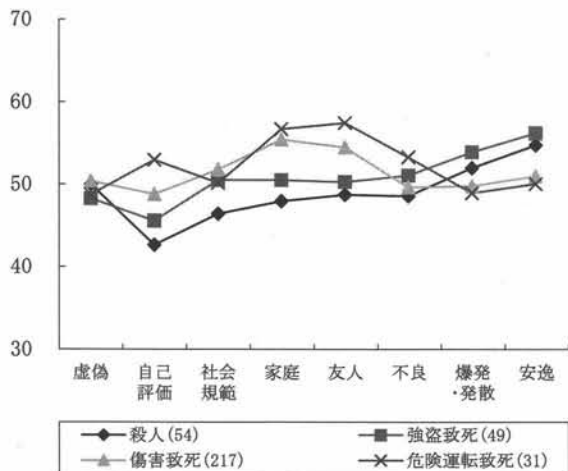
法務省式態度検査の結果による非行名別の態度特徴は、図2-2-9のとおりである。

ここでは、法務省式態度検査（MJAT）を用いて態度面の特徴を見た。男子では、他の非行名と比較して、危険運転致死の少年は自己評価が高く、家庭にも友人関係にも肯定的な態度を示していた。他方、殺人の少年は自己評価が低く、社会規範を受け入れようとせず、家庭にも否定的な態度がうかがわれた。女子は人数が少なく、非行名ごとの正確な特徴を把握することは困難であった。

図2-2-9 非行名別態度特徴

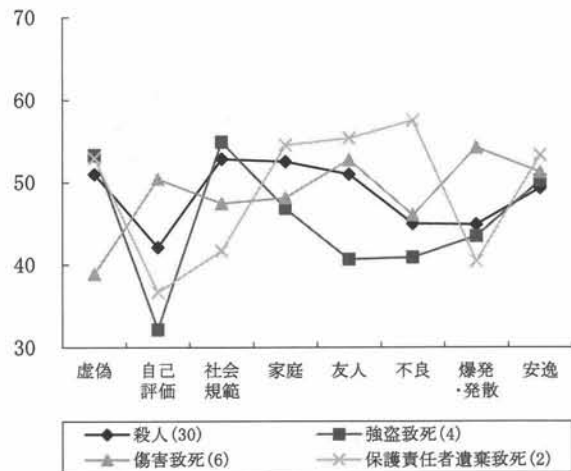
① 男子 (351)

(T得点)



② 女子 (42)

(T得点)

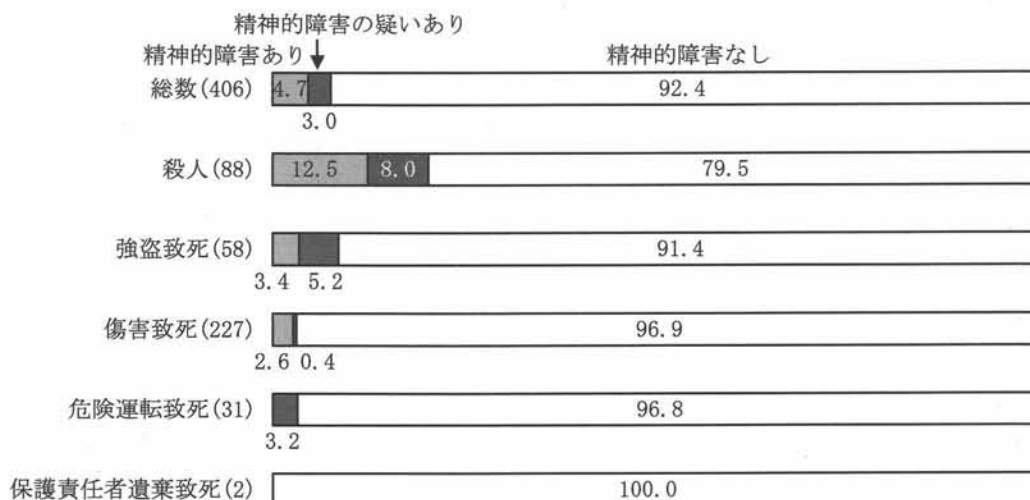


- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 各尺度の値は、法務省式態度検査の粗点の平均値をT得点化したものである。
 3 不明の者を除く。
 4 () 内は、実人数である。

非行名別の精神的障害の有無は、図2-2-10のとおりである。

他の非行名と比較して、殺人の少年において精神的障害ありの比率が最も高かった。

図2-2-10 非行名別精神的障害の有無



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 不明の2人を除く。
 3 () 内は、実人数である。
 4 「精神的障害」とは、広汎性発達障害や人格障害等を含んだ広義の精神障害をいう。

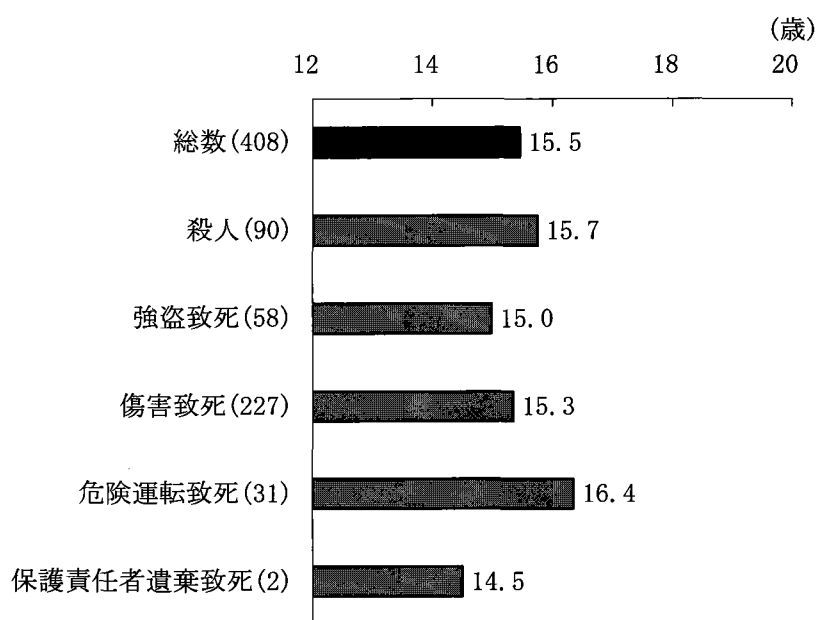
精神的障害の有無を男女別に見ると、女子の方が男子と比較して精神的障害の比率がやや高かった。

また、年齢層別に精神的障害の有無を見ると、精神的障害ありの比率は、年少少年1.7%、中間少年4.0%、年長少年6.3%であり、年齢層が高くなるほど精神的障害ありの比率が上昇していた。

(4) 非行歴

非行名別の非行初発年齢（警察の補導以上の処分を受けた年齢）は、図2-2-11のとおりである。

図2-2-11 非行名別非行初発年齢



注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

2 数値は、非行名別の平均値である。

3 () 内は、実人数である。

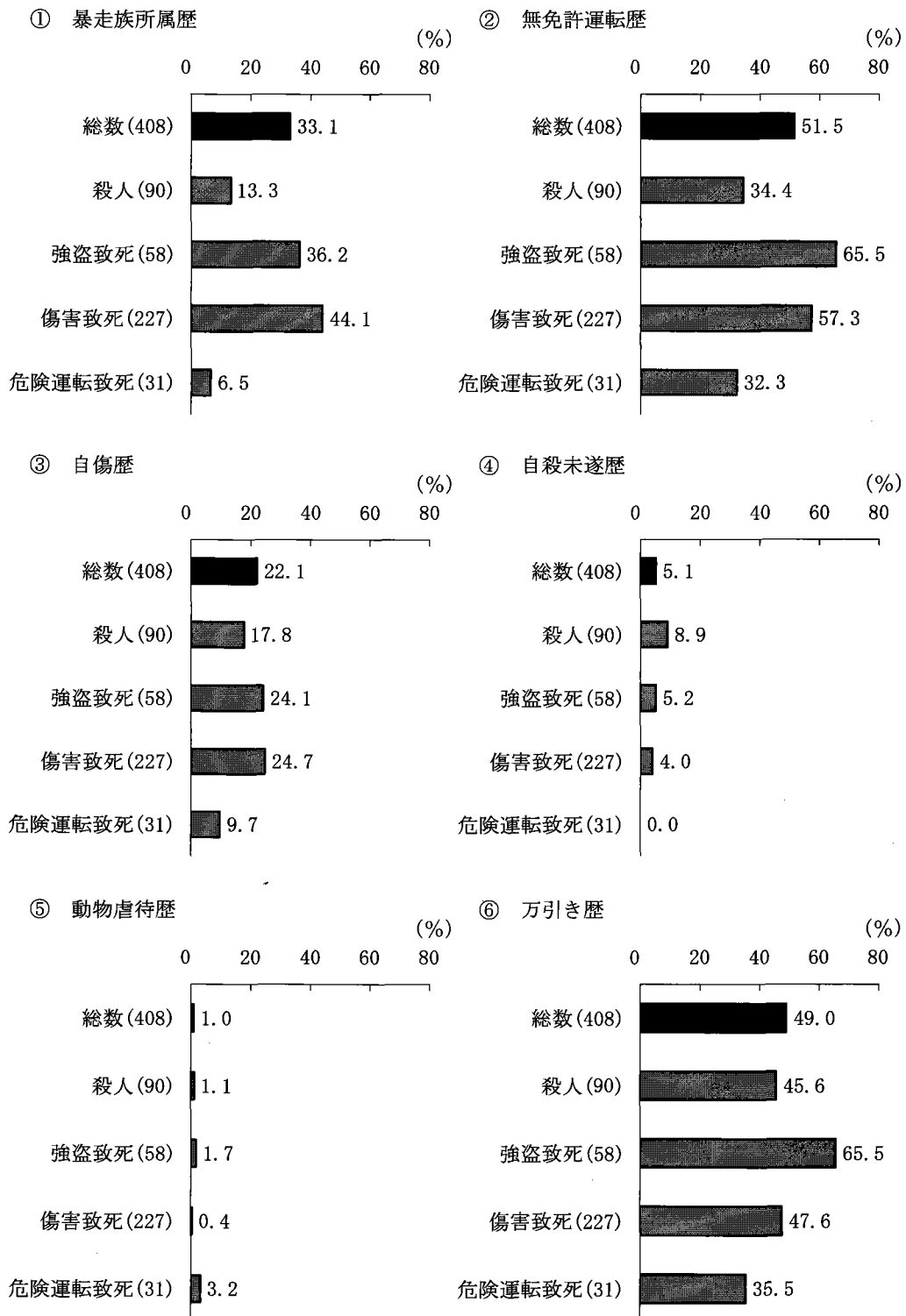
表には明示していないが、男女別に非行初発年齢を見ると、非行初発年齢の平均は、男子が15.4歳、女子が16.3歳であり、男子の方が低年齢で初発の非行が出現していることが分かる。

また、年齢層別に非行初発年齢を見ると、年少少年14.2歳、中間少年15.2歳、年長少年16.1歳であった。

非行名別の問題行動歴（非行関連）は、図2-2-12のとおりである。

傷害致死の少年は、暴走族所属歴のある者の比率が他の非行名の少年と比較して最も高かった。強盗致死の少年は、無免許運転歴及び万引き歴が他の非行名の少年と比較して最も高かった。殺人の少年は、自殺未遂歴の比率が他の非行名の少年と比較して最も高かった。

図2-2-12 非行名別問題行動歴(非行関連)



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 保護責任者遺棄致死は、2人であるため除く。
 3 項目に該当する者の比率である。
 4 () 内は、実人数である。

男女別に問題行動歴（非行関連）を見ると、暴走族所属歴、無免許運転歴、動物虐待歴及び万引き歴の比率は男子の方が高く、自傷歴及び自殺未遂歴の比率は女子の方がやや高かった。

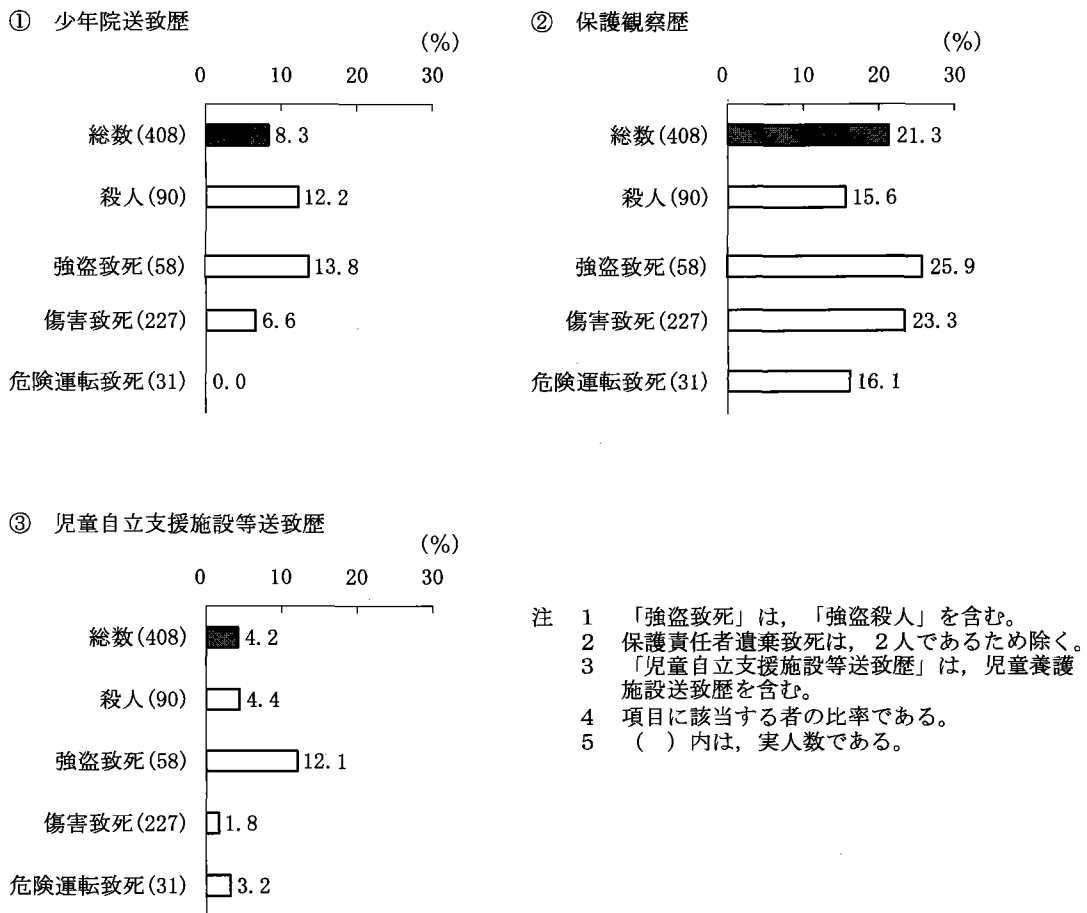
また、年齢層別に問題行動歴（非行関連）を見ると、暴走族所属歴、無免許運転歴及び自傷歴の比率は、中間少年において最も高く、自殺未遂歴、動物虐待歴及び万引き歴の比率は年少少年が最も高かった。

(5) 処分歴

非行名別の処分歴は、図2-2-13のとおりである。

いずれの処分歴についても、強盗致死の少年の比率が最も高かった。

図2-2-13 非行名別処分歴



男女別に処分歴を見ると、男子の方が女子と比較して、少年院送致歴及び保護観察歴のある者の比率が高かった。他方、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴については、女子の方がやや高い比率であった。

また、年齢層別に処分歴を見ると、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴は、中間少年が最も比率が高いのに対し、保護観察歴及び少年院送致歴は年長少年が最も高かった。

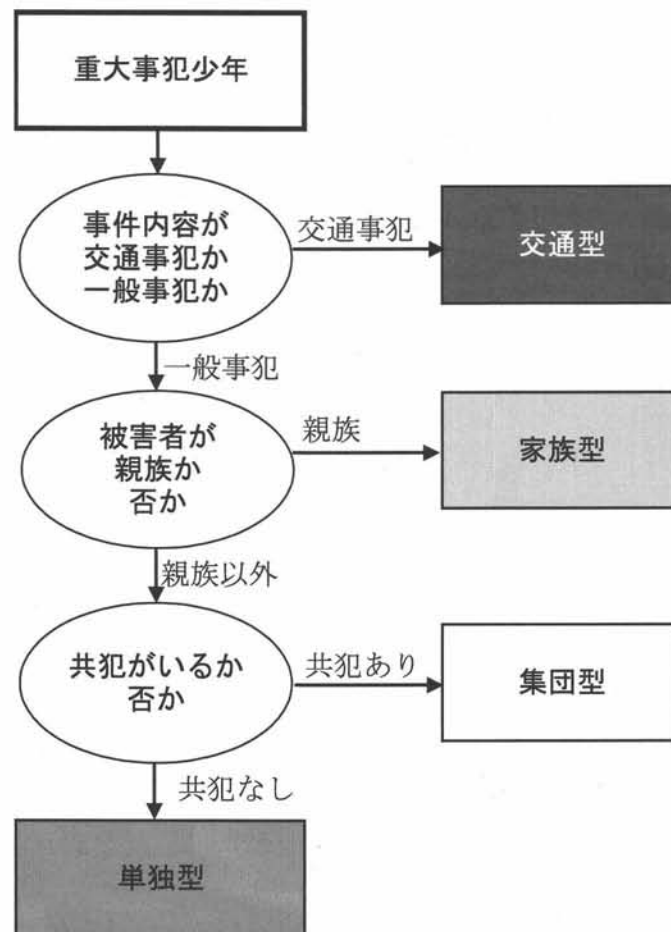
第3 重大事犯少年に関する非行類型による分析

1 非行類型の概要

これまで、重大事犯少年について、性別、年齢層別、非行名別等を中心とした分析を行ってきたが、以下、重大事犯少年の実態により深く迫るため、非行類型を用いた分析を行うことによって、類型ごとにどのような特徴が見られるかを具体的事例を挙げながら検討する。

非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件（交際相手の実子を死亡させた事件等を含む。）を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「集団型」及び「単独型」とした（図3-1-1参照）。

図3-1-1 非行類型の設定



各非行類型の具体例は、次のとおりである。

●**集団型の具体例（男子）－地域不良集団同士のけんかによる傷害致死事件**

地域の不良集団仲間と遊んでいた際、他の不良集団からからかわれたことを契機としてけんかになり、集団で暴行を加えた末に死亡させた事件である。からかわれたり、挑発されたりした当初は無視していたが、そのからかっている集団の中に共犯者の知り合いがいて、後輩だと分かったことから激こうし、共犯者と共に木刀で殴る等の暴力を加えた。

●**単独型の具体例（男子）－交際相手を絞殺した殺人事件**

少年が、交際していた被害者の女性と口論になり、厳しく責められた上、首を絞められるなどしたことから、その態度に激こうし、被害者の束縛から逃れるためには殺害するしかないと考え、被害者の首を絞めて殺害し、その死体を山中に運んで埋めた。

●**家族型の具体例（男子）－家庭からの自立に悩んだ少年による殺人事件**

小学校時から新しい環境への適応ができず、引きこもり状態に陥っていたが、中学卒業後、両親が離婚し、母子家庭となってから、母親に強く自立を促されるようになっていた。次第に、その辛さに耐え切れなくなり、自殺を考えるようになったが、自殺には踏み切れずに断念し、その代わり、ストレス源である母親がいなくなれば、目下の苦しさから逃れられると考え、母親を包丁で切りつけ殺害した。

●**交通型の具体例－赤信号無視による危険運転致死事件**

職場の先輩の乗用車を運転していた際、赤信号を無視した結果、進行してきた自動車と衝突し、同車の運転手を死亡させた事件である。職場や地元の先輩らとの飲酒後、職場の先輩が酒に酔ってしまったため、無免許であるにもかかわらず、本少年が運転することになったが、運転中にパトカーに気が付き、無免許や飲酒運転の発覚を恐れて逃走、追尾してきたパトカーを振り切るため赤信号を殊更無視して交差点に進入した結果、進行してきた自動車と衝突する事故を引き起こした。

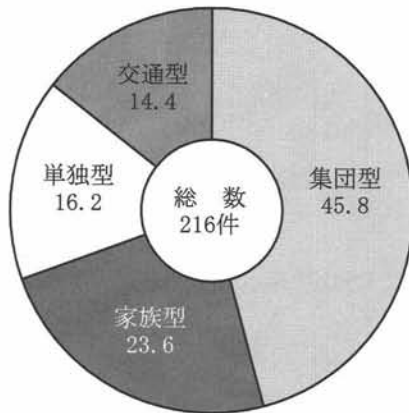
2 各非行類型の相互比較による分析

非行類型別構成比は、図3－2－1のとおりである。

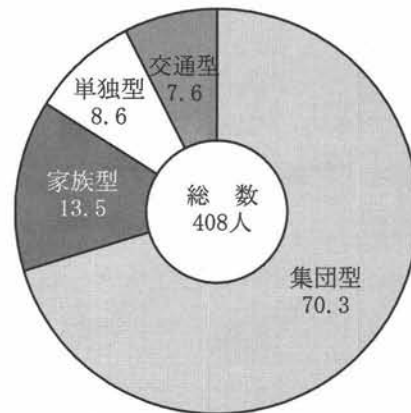
事件数で見ると、集団型の比率が45.8%と最も高く、次いで、家族型（23.6%）、単独型（16.2%）、交通型（14.4%）の順であった。人員で見ると、集団型が約7割を占めた。

図 3 - 2 - 1 非行類型別構成比

① 事件数



② 人員



平成13年度から17年度までの非行類型別事件数の推移は、表 3 - 2 - 2 のとおりである。

表 3 - 2 - 2 非行類型別事件数の推移（年度別）

区 分	総 数	集団型	単独型	家族型	交通型
総 数	216 (408)	99 (287)	35 (35)	51 (55)	31 (31)
13 年 度	53 (92)	29 (67)	12 (12)	11 (12)	1 (1)
14 年 度	53 (107)	23 (76)	3 (3)	12 (13)	15 (15)
15 年 度	44 (105)	25 (85)	4 (4)	10 (11)	5 (5)
16 年 度	43 (70)	14 (40)	9 (9)	12 (13)	8 (8)
17 年 度	23 (34)	8 (19)	7 (7)	6 (6)	2 (2)

注 1 犯行日に基づき、各事件を年度別に集計したものである。

2 「交通型」（危険運転致死）は、平成13年12月25日以降の数値である。

3 （ ）内は、実人数である。

年度別に事件数の総数の推移を見ると、平成13年度及び14年度が53件と最も多く、15年度以降は減少傾向にある。人員の総数の推移を見ると、14年度が107人と最も多く、15年度以降は減少傾向にある。17年度は、事件数及び人員が最も少ないが、これは調査対象者を18年3月31日までに家庭裁判所の終局決定により少年鑑別所を退所した者としているため、17年度中の事件でも18年度に退所がずれ込んだ者を含めることができなかったことも影響していると考えられる。

非行類型別に事件数の推移を見ると、集団型が平成13年度の29件をピークに、以後減少傾向を示している。交通型は、14年度が15件と突出して多い。その他の非行類型は、事件数が少ないこともあり目立った傾向を認められない。非行類型別の人員の推移を見ると、集団型は15年度が85人と最も多く、16、17年度はかなり減少している。

第1回報告では、重大事犯少年のうち、少年院在院者及び刑務所在所者計138人に対し、

少年法等に関する意識調査を行っている。「あなたは、被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受けることを知っていましたか。」という質問に対して、「よく知っていた」又は「少し知っていた」と回答した比率は、約半数（49.3%）であった。本研究では、同様の調査を改めて実施していないが、改正少年法施行後、年を経るごとに厳しい処分が下される可能性があることが少年たちに徐々に広まっており、これが少年による重大事犯の発生の抑止に影響を与えていることが推察できなくもない。

ただし、非行類型別に見ると、集団リンチや集団による報復を多く含む集団型の事件数や人員は減少しているものの、やむにやまれぬ状況の中で引き起こされる事件が多い家族型や単独型の事件数にはあまり変動は見られない。

もちろん、少年による重大事犯の動向には、改正少年法の影響だけでなく、少年非行全体の動向、家族関係の変化や不良集団の活動状況、雇用状況等、様々な要因が影響を与えており、改正少年法がどのような効果を及ぼしているかを早急に結論づけることはできない。更に時間をかけ、少年による重大事犯が減少傾向を示すのか、重大事犯の内容に変化が見られるのかなど、今後も注意深く動向の吟味を続けていく必要がある。

男女別の非行類型別構成比は、図3-2-3のとおりである。

男子では、集団型が73.9%と最も比率が高かった。他方、女子では、家族型が54.5%と最も高くなっているが、これは嬰兒殺の女子を含むためである。交通型はすべて男子であった。

図3-2-3 男女別の非行類型別構成比

① 男子

② 女子



非行類型別の非行時の平均年齢は、表3-2-4のとおりである。

集団型、単独型及び家族型がほぼ17歳くらいであるのに対し、交通型のみが18.1歳と高かった。

表 3 - 2 - 4 非行類型別非行時年齢

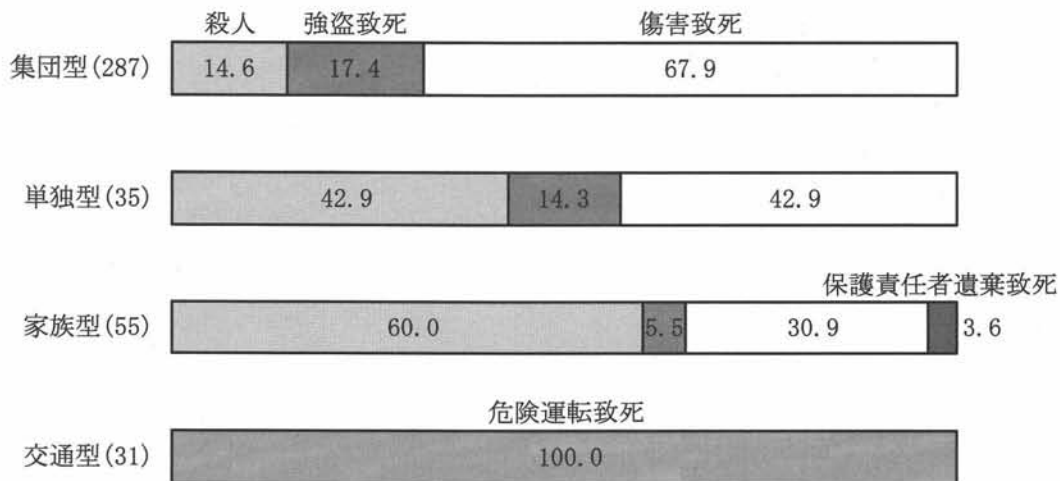
区 分	人 員	非行時年齢 の 平 均 値	標 準 偏 差
総 数	408	17.1	1.43
集 団 型	287	17.0	1.38
単 独 型	35	17.2	1.41
家 族 型	55	17.1	1.56
交 通 型	31	18.1	1.35

注 「標準偏差」とは、データのばらつきの度合いを示す数値であり、各データの値と平均値の差に基づいて算出される。

非行類型別の非行名別構成比は、図 3 - 2 - 5 のとおりである。

集団型は、傷害致死の比率が67.9%と最も高く、単独型は、殺人と傷害致死がそれぞれ約4割であった。家族型は、殺人の比率が60.0%と最も高く、交通型は、すべて危険運転致死であった。

図 3 - 2 - 5 非行類型別の非行名別構成比



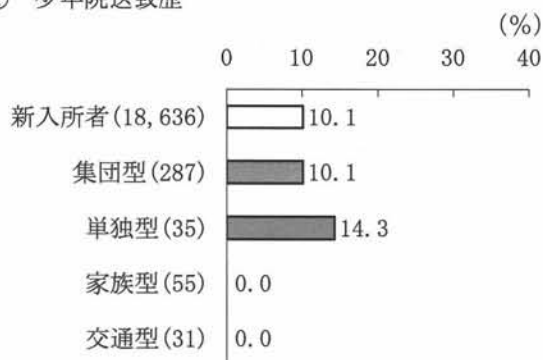
注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
2 () 内は、実人数である。

非行類型別の保護処分歴は、図 3 - 2 - 6 のとおりである。

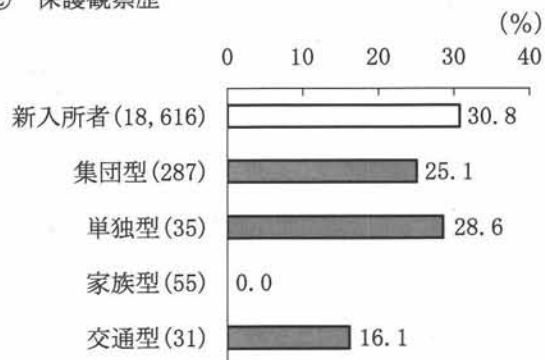
平成17年の少年鑑別所新入所者全体と比較すると、少年院送致歴のある者の比率は単独型が14.3%とやや高く、集団型は10.1%で同じ比率であった。家族型及び交通型には少年院送致歴のある者はいなかった。保護観察歴も単独型が28.6%，集団型が25.1%であり、他の非行類型よりも高かった。

図 3 - 2 - 6 非行類型別保護処分歴

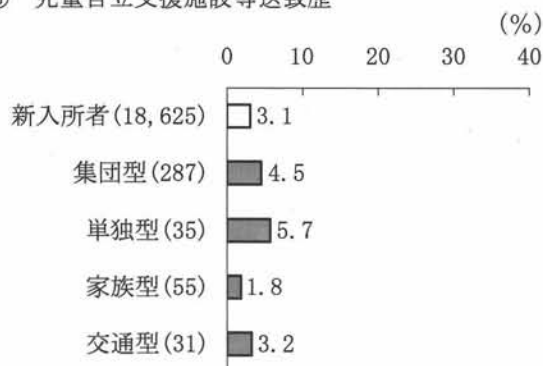
① 少年院送致歴



② 保護観察歴



③ 児童自立支援施設等送致歴



注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。

2 「新入所者」の（ ）内の人数は、平成17年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。

3 「児童自立支援施設等送致歴」は、児童養護施設送致歴を含む。

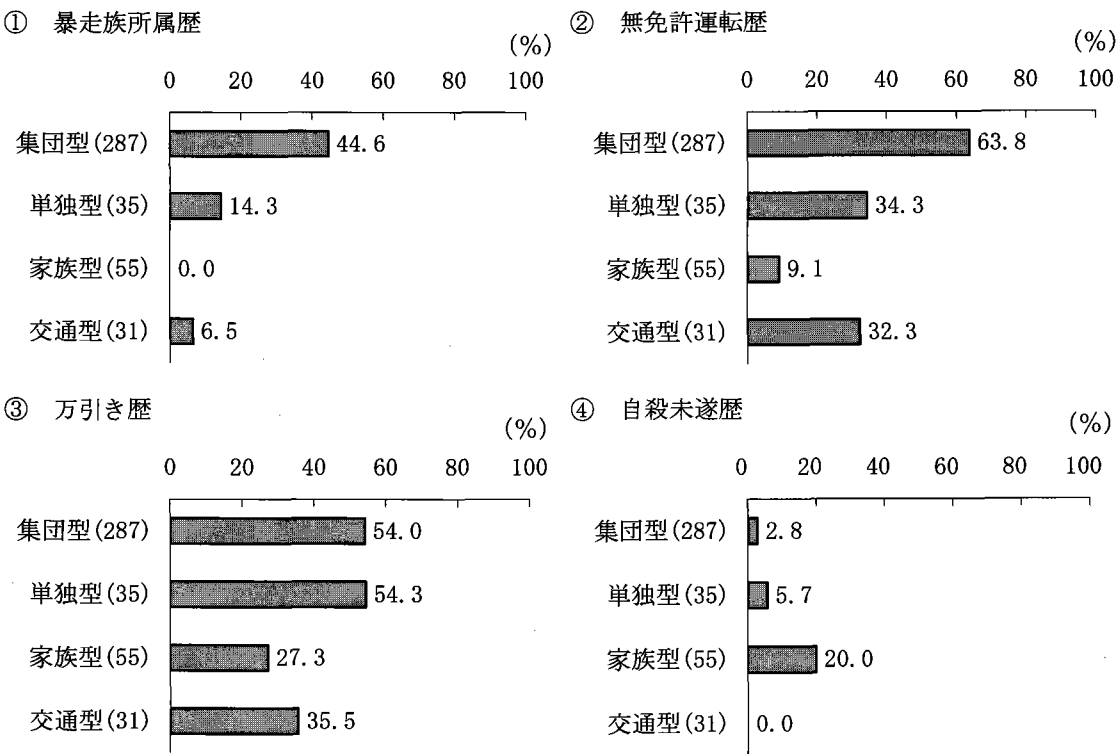
4 項目に該当する者の比率である。

5 （ ）内は、実人数である。

非行類型別の問題行動歴（非行関連）は、図 3 - 2 - 7 のとおりである。

集団型は、他の非行類型と比較して、暴走族所属歴及び無免許運転歴のある者の比率が比較的高かった。他方、家族型は、自殺未遂歴のある者の比率が20.0%と他の非行類型と比較して若干高かった。

図 3 - 2 - 7 非行類型別問題行動歴（非行関連）



注 1 項目に該当する者の比率である。
2 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
3 () 内は、実人数である。

非行類型別の非行初発年齢（警察の補導以上の処分を受けた年齢）は、表 3 - 2 - 8 のとおりである。

集団型が15.1歳、単独型が15.7歳、家族型が16.4歳、交通型が16.4歳であり、集団型の少年が早い時期から非行に走っているのに対し、家族型及び交通型の少年は、非行開始年齢が遅いことがうかがわれる。

表 3 - 2 - 8 非行類型別非行初発年齢

区 分	人 員	非行初発年齢 の 平 均 値	標 準 偏 差
総 数	408	15.5	1.88
集 団 型	287	15.1	1.76
単 独 型	35	15.7	1.71
家 族 型	55	16.4	1.97
交 通 型	31	16.4	2.21

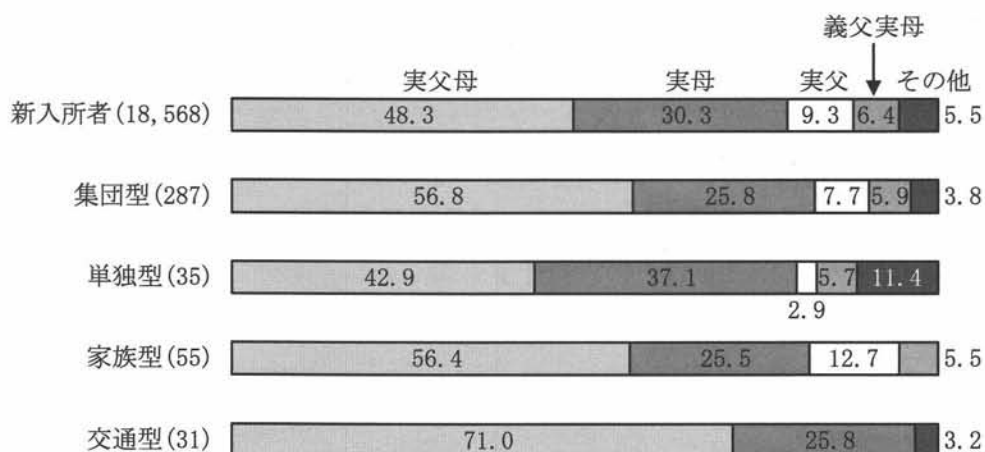
注 「標準偏差」とは、データのばらつきの度合いを示す数値であり、各データの値と平均値の差に基づいて算出される。

非行類型別の保護者別構成比は、図 3 - 2 - 9 のとおりである。

交通型は、保護者が実父母である者の比率が71.0%で、平成17年の少年鑑別所新入所者

全体の比率（48.3％）よりもかなり高かった。

図 3 - 2 - 9 非行類型別の保護者別構成比



注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。

2 「新入所者」の（ ）内の人数は、平成17年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。

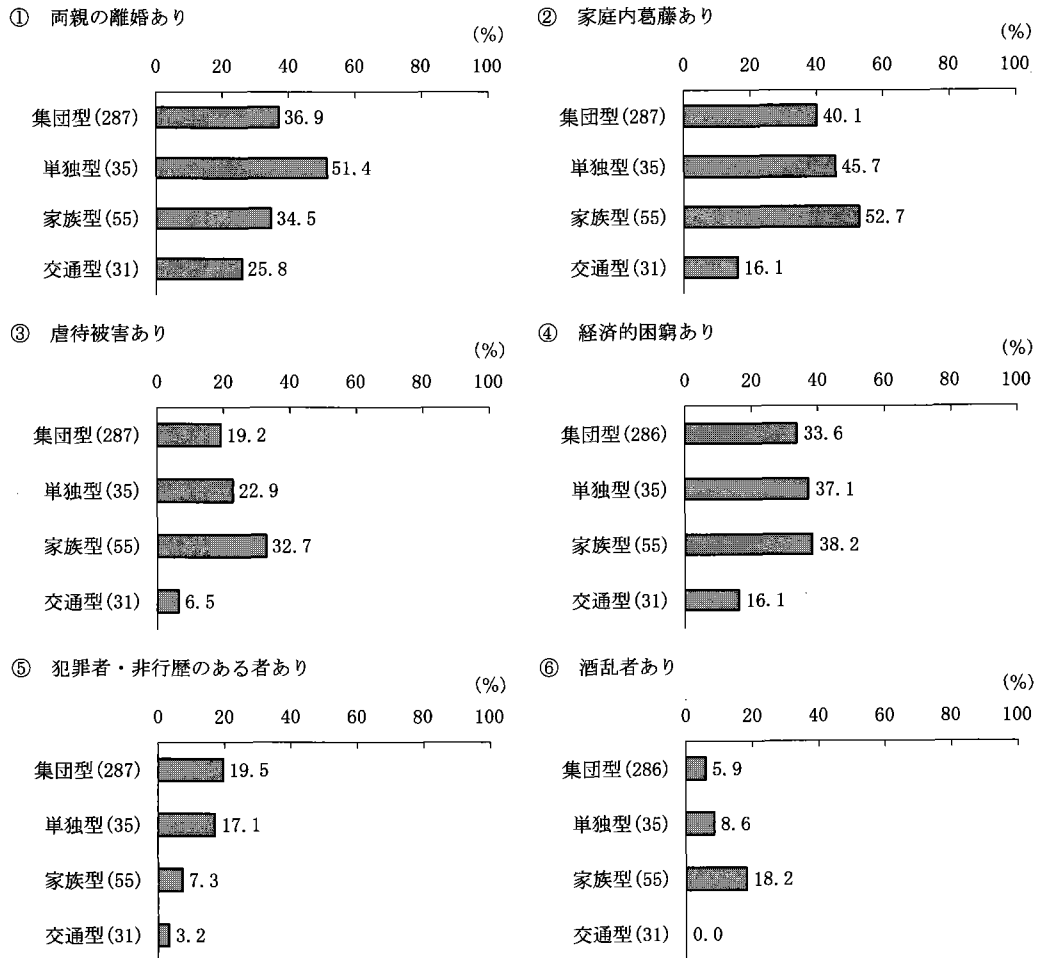
3 「その他」には、「実父義母」、「養父（母）」、「保護者なし」等を含む。

4 （ ）内は、実人数である。

非行類型別の家庭内問題は、図 3 - 2 - 10のとおりである。

家族型は、家庭内葛藤を抱える者の比率が52.7％と半数を超えており、家庭内に酒乱者がいたり、虐待被害を受けたりしたことがある者の比率も他の非行類型と比較して高かった。他方、交通型は、家庭内の問題はあまり目立たなかった。

図3-2-10 非行類型別家庭内問題

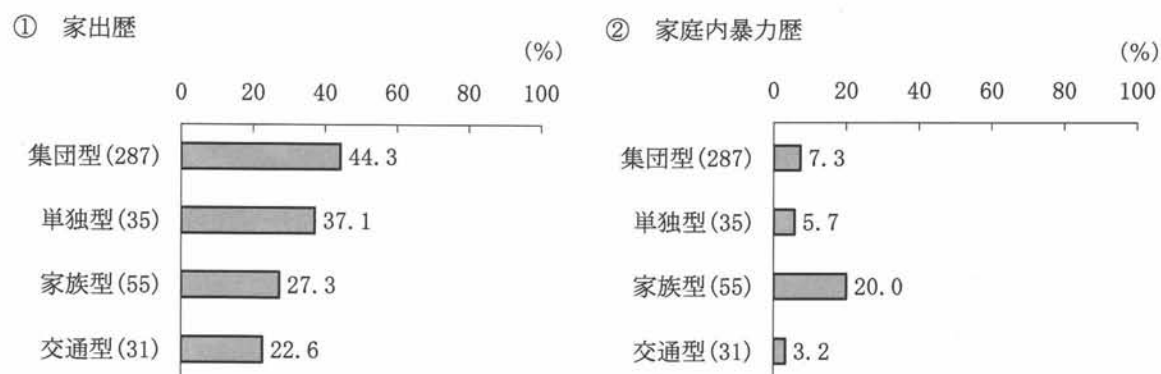


- 注 1 項目に該当する者の比率である。
 2 「虐待被害あり」は、重度の身体的暴力を繰り返し受けた者を計上した。
 3 ④及び⑥については、不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人数である。

非行類型別の家庭内問題行動歴は、図3-2-11のとおりである。

家出歴のある者の比率は、集団型及び単独型が他の非行類型と比較して高く、この非行類型の者には、保護領域から離脱していこうとする傾向の強さがうかがわれる。他方、家族型は、家庭内暴力歴のある者の比率が他の非行類型と比較して高いにもかかわらず、家出歴のある者の比率は低かった。先に示した家庭内問題の有無に関する調査結果（図3-2-10参照）をも勘案すると、家族型は、家庭内に多くの問題が存在しながら、そこから離脱することができず、不満を内にため込みやすいことがうかがわれる。

図 3 - 2 - 11 非行類型別家庭内問題行動歴



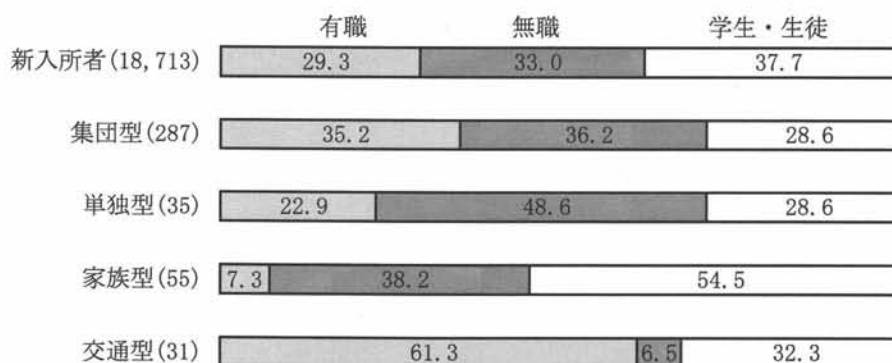
注 1 項目に該当する者の比率である。

2 () 内は、実人数である。

非行類型別の就学・就労別構成比は、図 3 - 2 - 12 のとおりである。

交通型は、有職者の比率が61.3%と高く、単独型は、無職者の比率が48.6%であった。家族型は、有職者がほとんどおらず、学生・生徒の比率が54.5%と高かった。

図 3 - 2 - 12 非行類型別の就学・就労別構成比



注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。

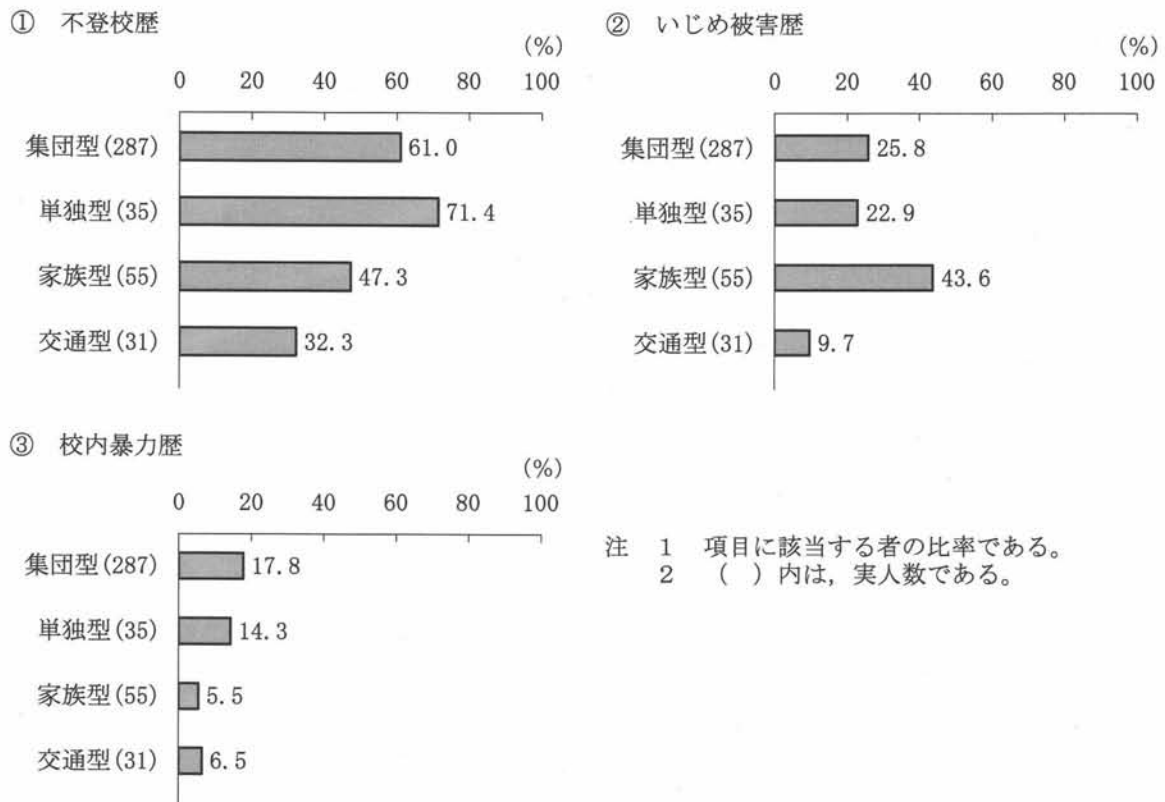
2 「新入所者」の () 内の人数は、平成17年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。

3 () 内は、実人数である。

非行類型別の問題行動歴等（学校関連）は、図 3 - 2 - 13 のとおりである。

不登校歴は、単独型が71.4%と最も高く、次いで、集団型（61.0%）、家族型（47.3%）の順であった。いじめ被害歴は、家族型が43.6%と最も高く、次いで、集団型（25.8%）、単独型（22.9%）の順であった。校内暴力歴は、非行類型の中で最も比率が高い集団型でも17.8%であった。交通型は、学校関連の問題行動歴等の比率が比較的低かった。

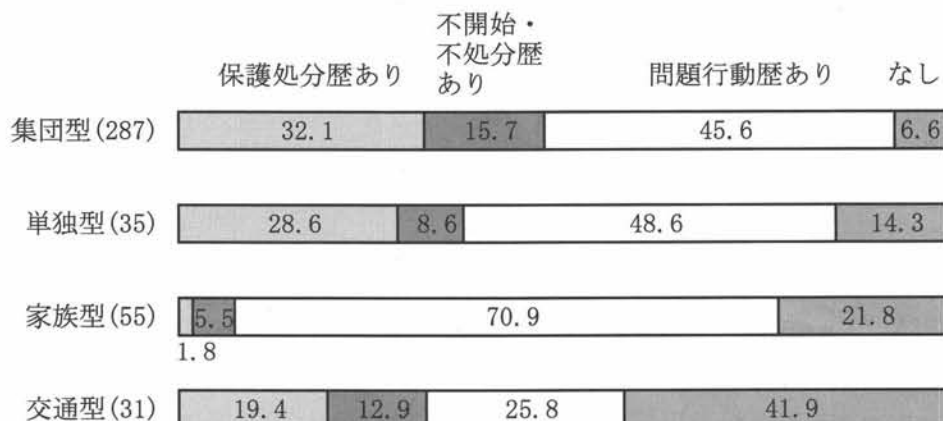
図3-2-13 非行類型別問題行動歴等（学校関連）



非行類型別の処分歴等構成比は、図3-2-14のとおりである。

ここでは、非行類型別に①保護処分歴のある者、②保護処分歴はないが、審判不開始歴又は不処分歴のある者、③保護処分歴及び審判不開始・不処分歴はないが、暴走族所属、無免許運転、自傷、動物虐待、家出、不登校、家庭内暴力、校内暴力、自殺未遂及び万引きのうち、いずれかの問題行動歴がある者、④いずれもない者の構成比を示している。重大事犯少年は、図3-2-6で見たように、少年鑑別所新入所者全体と比較して保護処分歴を有する者がやや少なく、一見、「いきなり」重大事犯を起こす者が多いと受け取られがちであるが、全く問題のなかった者が多いわけではない。重大事犯を起こす前に審判不開始・不処分を受けていたり、暴走族所属等の問題行動が見られたりする者が多い。特に、集団型は、前歴、問題行動歴等が見られない者が、6.6%であり、不良交友関係を通じて不良文化の学習が進んでいた者が多く含まれていることがうかがわれる。家族型は、保護処分歴のある者の比率は1.8%と低いが、家庭内暴力等、家庭内での問題行動や家庭内葛藤を抱えている者の比率が高い。交通型のみが、他の非行類型と比較すると、前歴、問題行動等が見られない者の比率が41.9%と高く、重大事犯以前に大きな生活の崩れが見られなかった者が比較的多いことがうかがわれる。

図 3 - 2 - 14 非行類型別の処分歴等別構成比



- 注 1 「不開始・不処分歴あり」は、保護処分歴がなく、審判不開始歴又は不処分歴のある者を計上した。
- 2 「問題行動歴あり」は、保護処分歴及び審判不開始・不処分歴がなく、暴走族所属、無免許運転、自傷、動物虐待、家出、不登校、家庭内暴力、校内暴力、自殺未遂及び万引きのいずれかの問題行動歴のある者を計上した。
- 3 () 内は、実人数である。

非行類型別の知能指数は、表 3 - 2 - 15のとおりである。

ほとんどの非行類型で「90～99」の知能指数の比率が最も高かった。ただし、単独型では「100～109」の比率が最も高かった。

表 3 - 2 - 15 非行類型別知能指数

区 分	集団型	単独型	家族型	交通型
総 数	283 (100.0)	34 (100.0)	55 (100.0)	31 (100.0)
120 以上	6 (2.1)	—	3 (5.5)	2 (6.5)
110～119	21 (7.4)	5 (14.7)	4 (7.3)	3 (9.7)
100～109	56 (19.8)	13 (38.2)	10 (18.2)	8 (25.8)
90～ 99	99 (35.0)	8 (23.5)	16 (29.1)	10 (32.3)
80～ 89	50 (17.7)	4 (11.8)	9 (16.4)	2 (6.5)
70～ 79	38 (13.4)	2 (5.9)	6 (10.9)	5 (16.1)
60～ 69	6 (2.1)	—	2 (3.6)	1 (3.2)
59 以下	7 (2.5)	2 (5.9)	5 (9.1)	—

注 不明の 5 名を除く。

非行類型別の性格特徴は、図 3 - 2 - 16のとおりである。

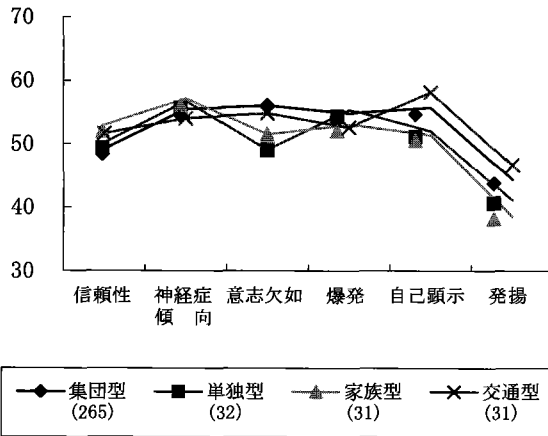
ここでは、法務省式人格目録 (MJPI) の新追加尺度を用いて性格特徴を見た。これを男子について非行類型別に見ると、集団型は、意志欠如が他の非行類型と比較してやや高く、付和雷同的な性格傾向の者が多く含まれていることがうかがわれる。交通型は、自己顕示及び発揚の高さが特徴であり、気分の高揚や周囲の目を意識した派手な運転態度が重大事犯につながった可能性がある。単独型は、爆発がやや高く、感情的になって攻撃行動に出やすい者が多く含まれていることがうかがわれる。女子は、全般に信頼性尺度の得点が高く、結果をよく見せようとする防衛的な傾向の強さがうかがえるが、人数が少ないことも

あり、非行類型ごとの特徴を明確に指摘することは困難である。

図3-2-16 非行類型別性格特徴

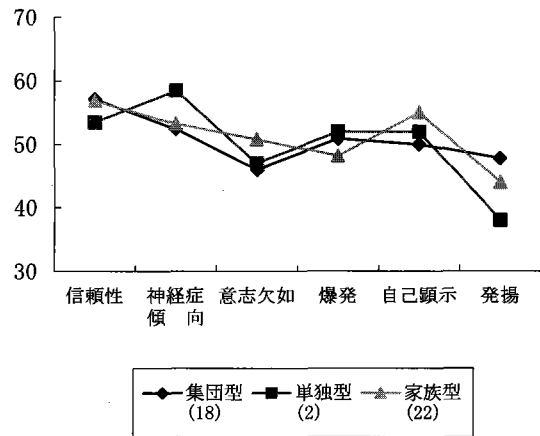
① 男子 (359)

(T得点)



② 女子 (42)

(T得点)



- 注 1 各尺度の値は、法務省式人格目録の粗点の平均値をT得点化したものである。
 2 () 内は、実人数である。
 3 不明の者を除く。

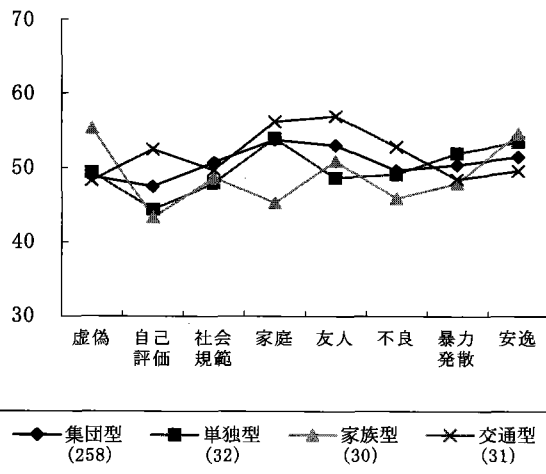
非行類型別の態度特徴は、図3-2-17のとおりである。

ここでは、法務省式態度検査 (MJAT) を用いて態度面の特徴を見た。これを男子について非行類型別に見ると、家族型は、虚偽が高く、やや防衛的な傾向の強さがうかがわれる。交通型は、自己評価が肯定的で、家庭や友人関係を大切にしようとする姿勢が強い。集団型は目立った特徴は見られなかった。女子は、単独型がやや特異なプロフィールを描いているが、これは人員が2人と少ないため女子の単独型の特徴として、一般化して考察することは困難である。

図3-2-17 非行類型別態度特徴

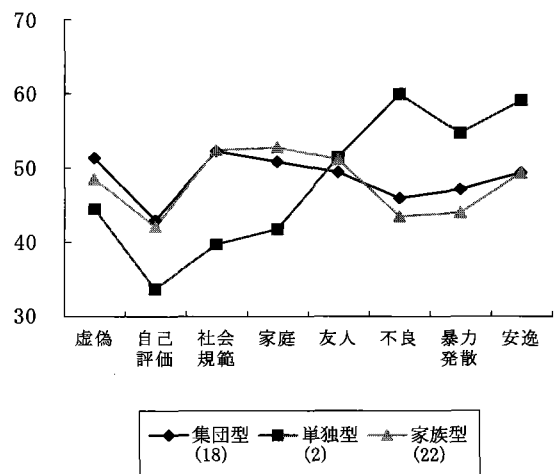
① 男子 (351)

(T得点)



② 女子 (42)

(T得点)



- 注 1 各尺度の値は、法務省式態度検査の粗点の平均値をT得点化したものである。
 2 () 内は、実人数である。
 3 不明の者を除く。

3 多変量解析を用いた分析

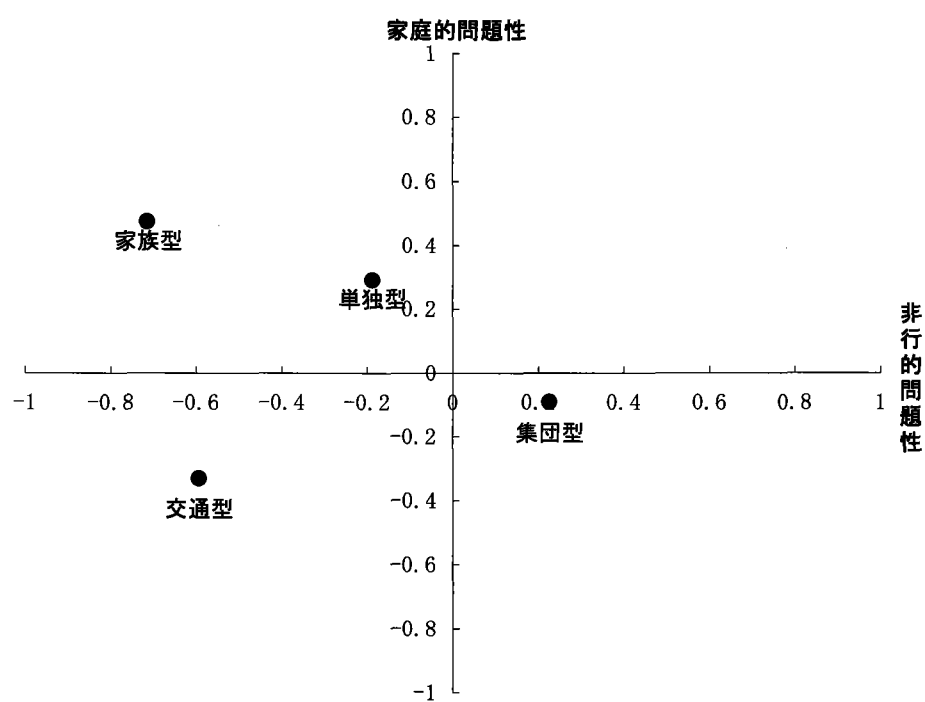
ここまでは、家庭状況や問題行動歴などの要因ごとに、各非行類型別の比率を比較する方法によって、その差異を検討してきた。しかし、分析に用いてきた要因の中には、暴走族に所属している者は無免許運転歴が多い、葛藤の多い家庭では離婚が多いなど、似通った要因も多い。そこで、似通った要因同士を分類・整理し、それらと各非行類型との関連を図示できれば、一層、非行類型間の差異が分かりやすいものになると思われる。そうした分析を行う手法として多変量解析がある。具体的には、問題行動歴及び家庭内問題に関する項目に因子分析という多変量解析の手法を用い、少年の問題性に関する因子を抽出し、それらの因子と非行類型との関連を検討する。ここでは、以下において、分析の結果のみを紹介するが、因子分析の詳細については巻末の（注1）を参照されたい。

分析の結果、重大事犯少年の問題性として「非行的問題性」と「家庭的問題性」という2次元の因子を導くことができた。各非行類型に属する少年の平均値を位置づけた結果は、図3-3-1のとおりである。

集団型は、非行的問題性は最も高いが、家庭的問題性は交通型に次いで低い。家族型は、家庭的問題性が最も高いが、非行的問題性は最も低い。交通型は、家庭的問題性が最も低く、非行的問題性も家族型に次いで低い。単独型は、家庭的問題性が家族型に次いで高く、非行的問題性が集団型に次いで高い。

すなわち、集団型は、暴走族などの不良集団に所属するなど非行的問題行動が出現している者が多く含まれるが、家庭的問題は家族型や単独型に比較すると、それほどではない。家族型は、家庭的な問題を抱える者が多く含まれているが、非行的問題行動はあまり見られない者が多い。交通型は、非行的問題も家庭的問題も少ない者が多く含まれている。単独型は、家庭的問題を抱える者が比較的多く見られ、集団型に近い者又は家族型に近い者等、個々に様々な問題性を抱えた者が多く含まれていることがうかがわれる。

図 3 - 3 - 1 非行類型ごとの因子得点の平均の分布



第4 非行類型ごとの特徴分析

1 集団型

(1) 集団型の特徴

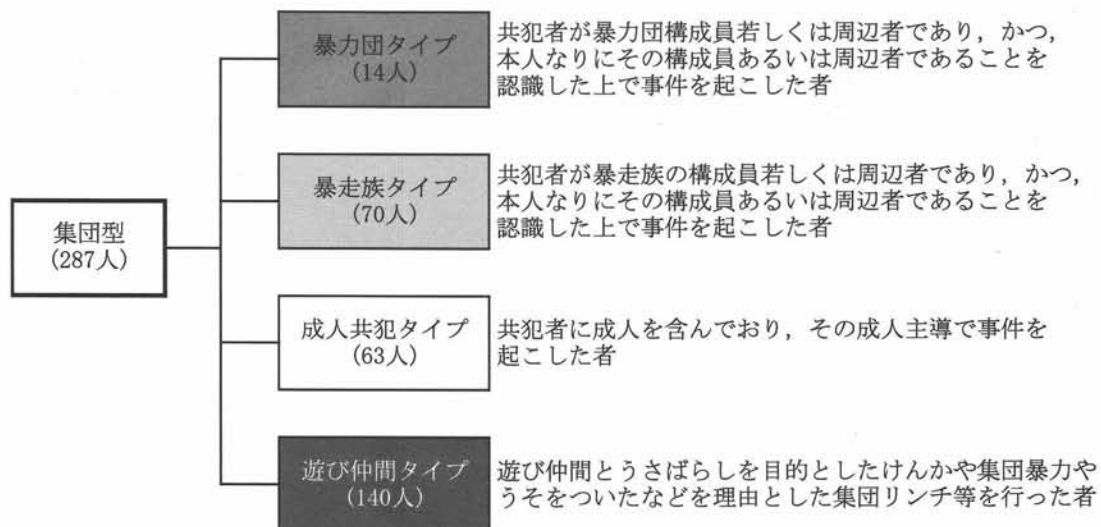
集団型は、重大事犯の中で最も多くを占める非行類型である。集団型の非行名は傷害致死が多く、保護処分歴のある者及び不良集団に所属している者の比率が高い。また、学校に通学していても勉学への意欲は低く、地域の不良集団と交友することが生活の中心となっていたり、職業に就いていても仕事への意欲が低いままに、不良集団との交友を深めている者が多い。そうした不良交友の延長線上で集団としての雰囲気になり、暴力を誇示することによって自分を大きく見せようとしたり、日ごろ、適切に晴らすことのできないストレスを攻撃行動によって発散させようとした結果、重大事犯を惹起している者が多い。集団型の少年は、仲間とともに行動する中で増長するとともに、責任分散が図られているように感じていた場合も多い。

(2) 集団型のサブタイプの設定

集団型の重大事犯は、日ごろの交友関係の問題がその事件の背景にあるものが多いことから、集団型を更に共犯の種類によって成人共犯タイプ、暴力団タイプ、暴走族タイプ、遊び仲間タイプの4つに類型化した。

集団型のサブタイプは、図4-1-1のとおりである。

図4-1-1 集団型のサブタイプ



各タイプの設定に当たっては、以下のような基準によった。

①暴力団タイプ

暴力団間の抗争事件や、暴力団構成員あるいは周辺者として普段から威圧的な言動をなしていることを背景とした路上トラブルなどが主である。

分類の基準は、共犯者が暴力団の構成員若しくは周辺者であり、かつ、本人なりにその構成員あるいは周辺者であることを認識した上で事件を起こした場合に分類した。なお、共犯者の中に暴力団構成員や周辺者を含んでいたとしても、本人がその構成員あるいは周辺者であることを認識していない場合や、事件にその暴力団の構成員が主導的にかかわっていない場合は、暴力団タイプには分類していない。

②暴走族タイプ

暴走族間の抗争事件や暴走族からの離脱を表明したメンバーに対するリンチ事件などが主である。

分類の基準は、共犯者が暴走族の構成員若しくは周辺者であり、かつ、本人なりにその構成員あるいは周辺者であることを認識した上で事件を起こした場合に分類した。なお、共犯者の中に暴走族構成員や周辺者がいたとしても、本人がその構成員あるいは周辺者であることを認識していない場合や、事件にその暴走族の構成員が主体的にかかわっていない場合は暴走族タイプとは分類していない。

③成人共犯タイプ

成人共犯者に追従した金目当ての事件や集団内でのリンチなどが主である。

共犯者に成人を含んでおり、その成人主導で事件が起きた場合に分類した。ただし、当該成人が暴力団や暴走族の構成員等であり、かつ、本人なりにその構成員であることを認識した上で非行が行われた場合は、それぞれ暴力団タイプ、暴走族タイプに分類した。

④遊び仲間タイプ

うさばらしを目的としたけんかや集団暴力やうそをついたなどを理由とした集団リンチ等が主である。分類の基準は、共犯者が遊び仲間である場合に分類した。なお、遊び仲間の中に、暴力団・暴走族・成人の共犯者がいたとしてもその者が主導でない場合は、遊び仲間タイプに分類した。

(3) 集団型の各サブタイプの特徴

事件数から見ると、遊び仲間タイプが44件（44.4%）と最も多く、次いで、成人共犯タイプが32件（32.3%）、暴走族タイプが13件（13.1%）、暴力団タイプが10件（10.1%）の順であった。

また、人員から見ると、遊び仲間タイプが140人（48.8%）と最も多く、次いで暴走族タイプ70人（24.4%）、成人共犯タイプ63人（22.0%）、暴力団タイプ14人（4.9%）の順であった。

男女別のサブタイプの人員は、表4-1-2のとおりである。

表 4-1-2 集団型のサブタイプ・男女別人員

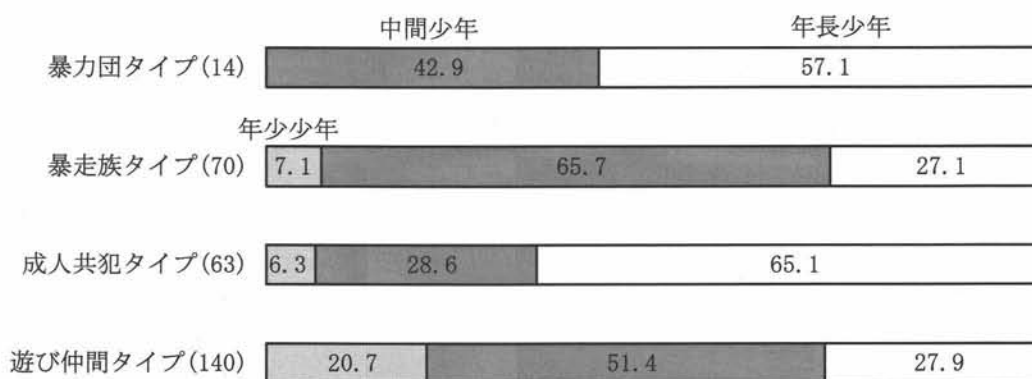
区 分	総 数	暴力団タイプ	暴走族タイプ	成人共犯 タ イ プ	遊 び 仲 間 タ イ プ
総 数	287(99)	14(10)	70(13)	63(32)	140(44)
男 子	269	14	70	51	134
女 子	18	—	—	12	6

注 () 内は、実事件数である。

集団型はほとんどが男子であるが、分析対象とした287名のうち、18名(6.3%)が女子であった。女子の集団型は、いずれも共犯者が事件の主導者であり、共犯に追従する形で非行に加担している。

集団型のサブタイプ別の年齢層別構成比は、図 4-1-3 のとおりである。

図 4-1-3 集団型のサブタイプ・年齢層別構成比



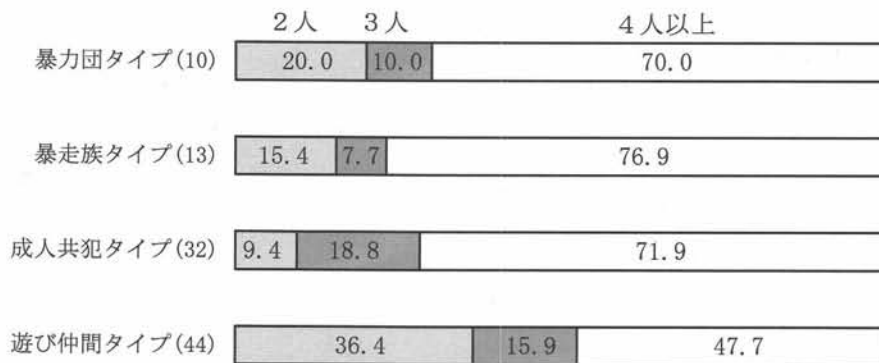
注 1 「年少少年」は、14歳以上16歳未満の者、「中間少年」は、16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は、18歳以上20歳未満の者である。

2 () 内は、実人数である。

暴力団タイプと成人共犯タイプは年長少年の占める比率がそれぞれ57.1%、65.1%と高く、暴力団や成人不良者との交際を深めた年長少年が重大事犯を惹起した事例が多く含まれることがうかがわれる。一方、暴走族タイプと遊び仲間タイプは中間少年の占める比率がそれぞれ65.7%、51.4%と最も高い。なお、遊び仲間タイプでは、他の3タイプと比較して年少少年の占める比率が20.7%と高く、このタイプでは年少少年も重大事犯を惹起していることが特徴的である。

各タイプの1事件当たりの共犯数構成比は、図 4-1-4 のとおりである。

図4-1-4 集団型のサブタイプ・共犯数別構成比



注 () 内は、実事件数である。

すべてのサブタイプで共犯数が4人以上の事件の占める比率が最も高い。ただし、遊び仲間タイプは、共犯数が2人の事件の占める比率も高く、このタイプは比較的少ない人数で事件が起きる場合もあることがうかがわれる。

事件数から見た集団型のサブタイプ別の非行名構成比は、図4-1-5のとおりである。

図4-1-5 集団型のサブタイプ・非行名別構成比

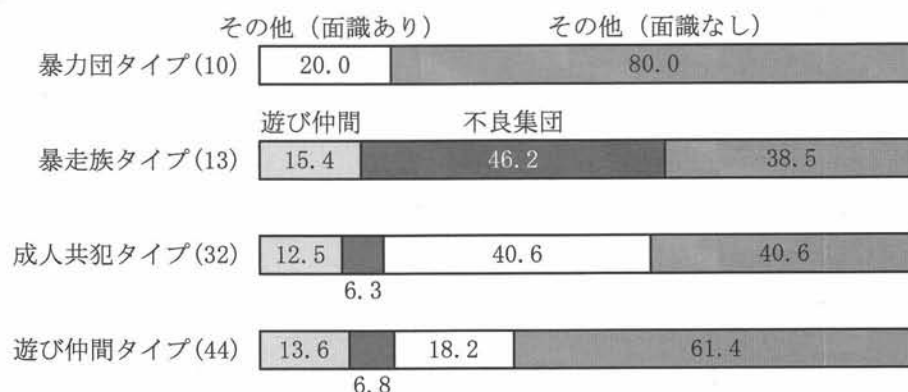


- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 () 内は、実事件数である。

暴力団タイプと暴走族タイプといういわば組織化した非行・犯罪集団が起こす事件は傷害致死が多く、他方、組織化されていない成人共犯タイプ及び遊び仲間タイプといった集団の起こす事件には、強盗致死など金目当ての事件も相当数あることがうかがわれる。

集団型のサブタイプ別の被害者種類別構成比は、図4-1-6のとおりである。

図 4 - 1 - 6 集団型のサブタイプ・被害者種類別構成比

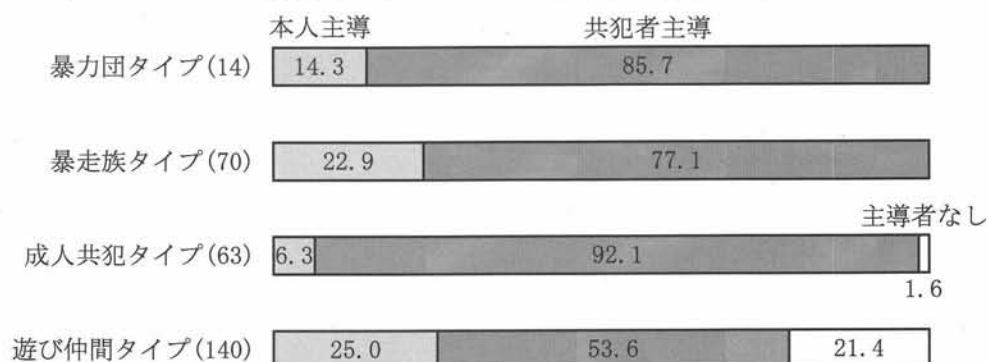


注 () 内は、実事件数である。

暴走族タイプの被害者が不良集団の一員であることの占める比率が高いのは、暴走族内のリンチによる事件が多いためである。遊び仲間タイプの中では、被害者と仲間関係がなく面識もなかった事件が最も多いが、そのうち6件(22.2%)がいわゆるホームレスを襲撃した事件であった。なお、いわゆるホームレスが被害者となった事件は、成人共犯タイプにも1件あったが、これは、加害少年もホームレスとして生活する中でのホームレス間のけんかであった。

集団型のサブタイプ別の非行主導者別構成比は、図 4 - 1 - 7 のとおりである。

図 4 - 1 - 7 集団型のサブタイプ・非行主導者別構成比



注 1 「本人主導」とは、共犯事件において、少年自身が事件を主導した場合をいい、「共犯者主導」とは、共犯事件において、共犯者が事件を主導し、少年自身は従属的であった場合をいい、「主導者なし」とは、共犯事件において、主導者と従属者が明確に区別できない場合をいう。

2 () 内は、実人数である。

すべてのサブタイプで共犯者主導の比率が高いが、取り分け成人共犯タイプは92.1%と高く、同様に暴力団タイプも85.7%と高い。これらのタイプでは、年長者に追従する形で非行に加担していることが多いことがうかがわれる。

なお、暴力団タイプの場合、本人主導の比率が14.3% (2件) と低い、いずれの事例

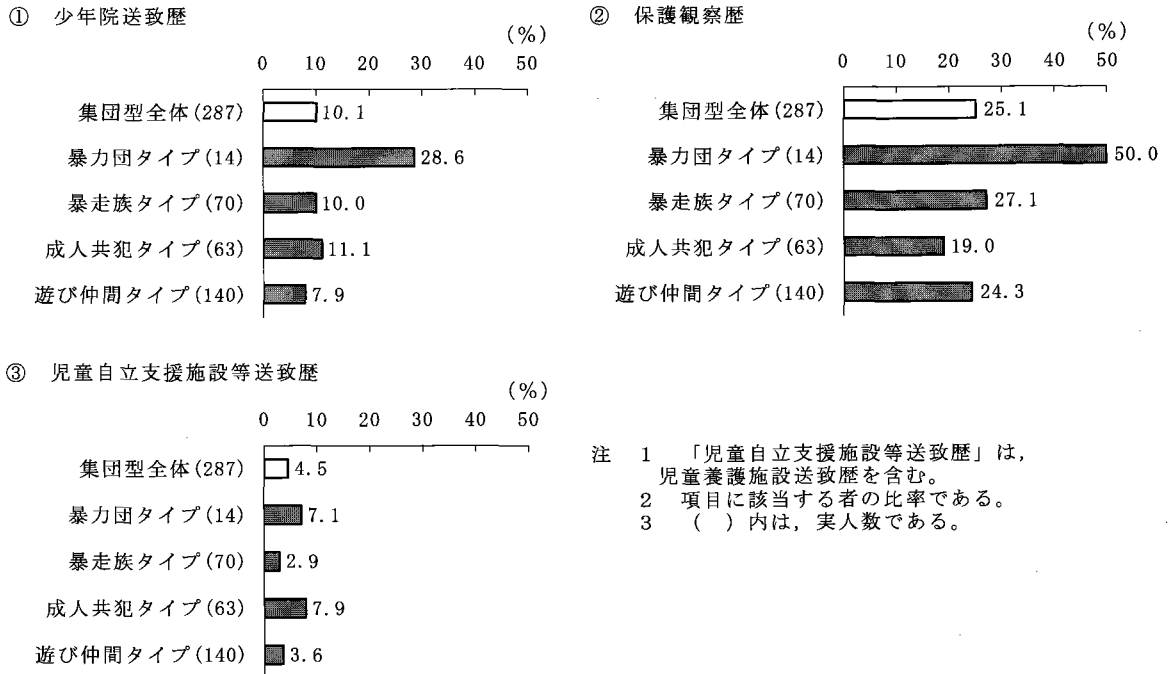
も加害少年本人が暴力団組員であり、加害少年が組織内で認められようと率先して兄貴分のけんかに加勢して事件に及んだものや自らの暴力団組員としての面子を汚されたとして事件に及んだものなどが含まれている。

一方、遊び仲間タイプにおいても、共犯者主導が53.6%と最も高いことに変わりはないが、本人主導が25.0%と他のタイプに比較して高く、また主導者なしも21.4%と高くなっている。

なお、遊び仲間タイプに含まれる集団には、おおむね4種類があり、一つは学校の同級生集団あるいは先輩後輩も含めて形成されるそもそも学校の学区内で構成される不良集団（以後「学区内タイプ」という。）、一つは学区を越えて地域の駅や商用施設などに集まる地域の不良集団（以後「地域タイプ」という。）、一つはチームと称するような都市の繁華街に集まってくる不良集団（以後「広域タイプ」という。）、最後は構成地域とは関係なく職場の同僚を基本とする不良集団がある（以後「職場タイプ」という。）。遊び型タイプの事件数は44件であるところ、学区内タイプは20件（45.5%）と最も多く、次いで地域タイプ17件（38.6%）、職場タイプ4件（9.1%）、広域タイプ3件（6.8%）であった。地域性と関係がなく職場の同僚を基本とする職場タイプは、その中での先輩後輩という上下関係から、先輩が被害者からけんかを仕掛けられたので、反撃した事例や職場内で共犯者全員が被害者からいやがらせを受けたとして、その報復という共通の目的を持って事件に至っている。しかし、職場タイプ以外については、より広域で構成される集団になるほど集団としての擬集性は低くなり、集団内の統制も取れないまま、場当たりの集団の力を背景に事件を起こしていることがうかがわれる。

集団型のサブタイプ別の保護処分歴は、図4-1-8のとおりである。

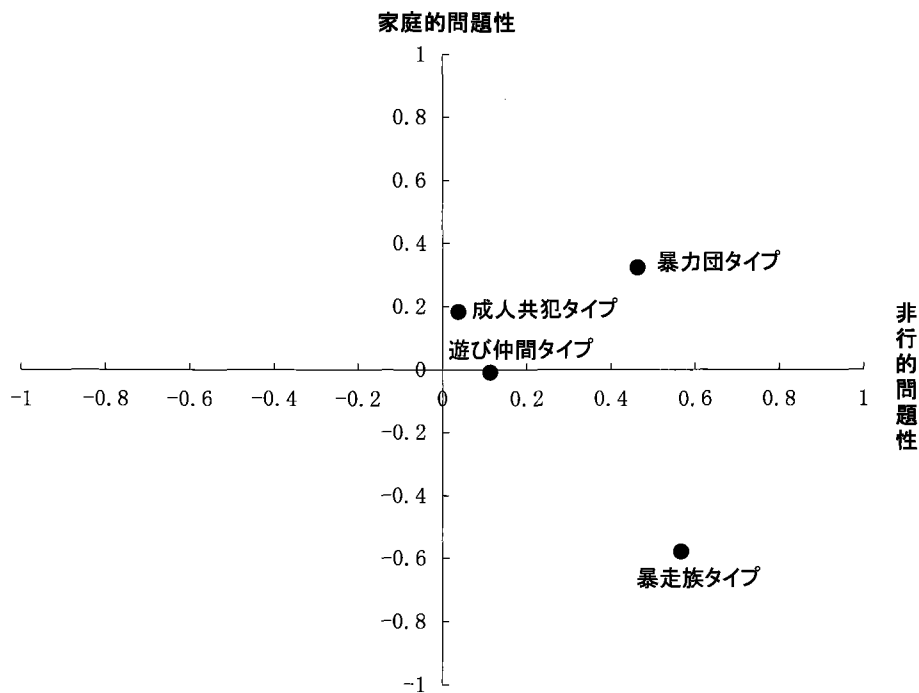
図 4 - 1 - 8 集団型のサブタイプ別保護処分歴



集団型全体の保護処分歴と比較すると、暴力団タイプでは少年院送致歴、保護観察歴及び児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のある者の比率が高く、非行性の進んだ者がこのタイプに多いことがうかがわれる。同様に比較すると、遊び仲間タイプはすべての保護処分歴において集団型全体の比率を下回っていた。

「第3 非行類型による分析」の「3 多変量解析による分析」では、問題行動歴及び家庭内問題の項目について因子分析を行い、非行的問題性及び家庭的問題性を導いた。集団型全体では、他の非行類型と比較して、非行的問題性が高く、家庭的問題性が低かったが、集団型のサブタイプごとに見た場合、どのような特徴を示すであろうか。そこで、集団型のサブタイプごとに2つの因子得点の平均値を求め、それを2次元上に位置づけたものが図4-1-9である。

図4-1-9 集団型のサブタイプごとの因子得点の平均の分布



非行的問題性及び家庭的問題性ともに高いのは暴力団タイプ、非行的問題性は高いが、家庭的問題性が低いのが暴走族タイプ、非行的問題性はある程度認められるものの、家庭的問題性はあまり高くないのが遊び仲間タイプ、家庭的問題性はある程度認められるものの非行的問題性はさほど認められないのが成人共犯タイプであった。

暴力団タイプに含まれる少年は、早期から多種方向に非行化しており、暴力団に所属するまで非行性が進んでいることに加え、家庭内で葛藤があるなど実質的に家庭が崩壊していることから、家庭で得られない擬似家族的な感覚を暴力団に求めていることなどがうかがわれる。

一方、同じような犯罪集団である暴走族は、多種方向に非行化している点では暴力団タイプと大きな違いはないが、家族的な問題性は暴力団タイプよりは小さくなっている。しかし、暴力団タイプ14人の中で6人（42.9%）に暴走族歴があることから見て、暴走族タイプに含まれる者の中でもいずれ暴力団タイプに移行していく危険性がある者が多く含まれていることを示唆しているものと考えられる。

(4) 事件内容による分析

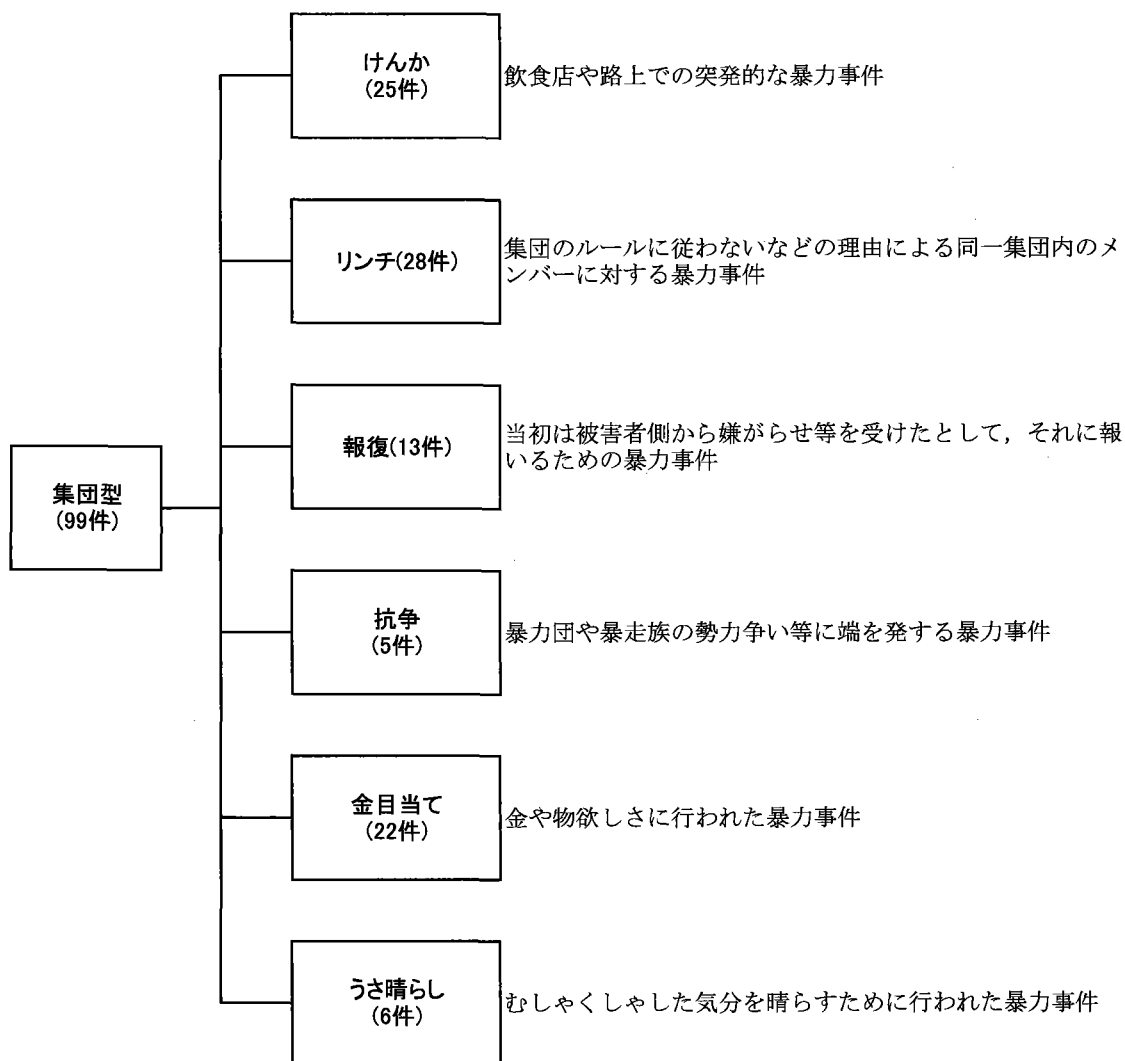
ここまでは、集団型の共犯の種類によってサブタイプを設定し、それぞれの特徴を分析してきたが、以下では、更に集団型の各事件の動機、非行経過等に基づいて、事件内容による分類を行い、事件ごとにどのような集団力動等が作用して重大事犯に至ったのかを検討する。

集団型の事件内容に基づき、けんか、リンチ、報復、抗争、金目当て、うさ晴らしの6

つのいずれかに事件を分類した。

集団型の事件内容による分類結果は、図4-1-10のとおりである。

図4-1-10 集団型の事件内容による分類結果

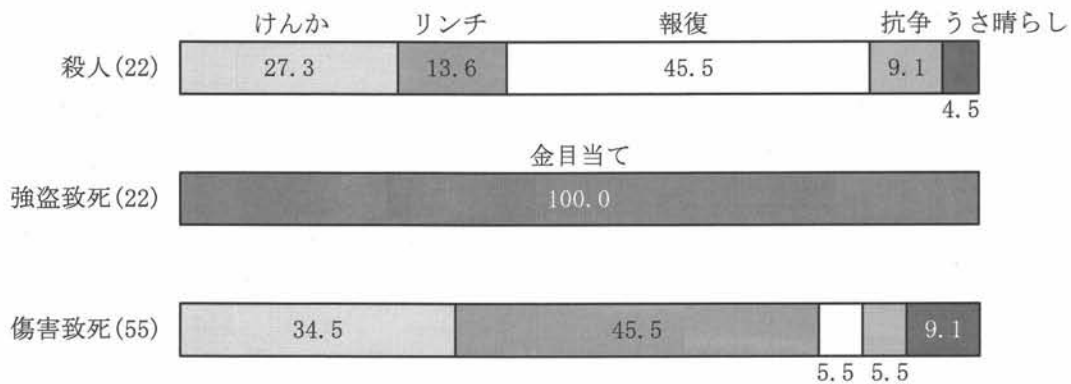


集団型の非行名・事件内容別構成比は、図4-1-11のとおりである。

殺人では、報復が最も高い。報復による殺人の場合は、そもそもは被害者側から何らかのいやがらせ等をされて、それに報いるためのものであるため、被害者に対する恨みや激しい憤りの感情が殺意の形成に結び付いて非行に及ぶ場合が多い。

一方、傷害致死では、リンチが高い。そもそもは被害者を死に至らしめることまでは視野に入っておらず、集団内部での制裁的な意味合いで暴力が始まり、それが次第にエスカレートして被害者を死に至らしめている場合が多い。

図4-1-11 集団型の非行名・事件内容別構成比

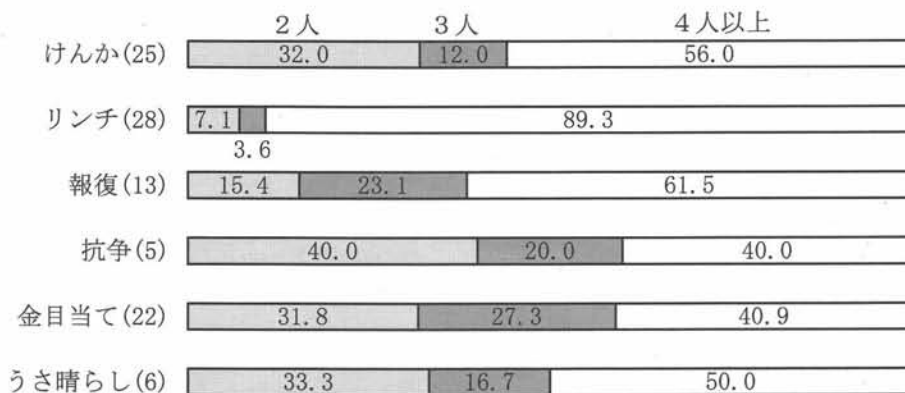


- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 () 内は、実事件数である。

集団型の事件内容・共犯数別構成比は、図4-1-12のとおりである。

同じ集団型であっても、リンチや報復の場合は、比較的多くの共犯者と共に事件に及んでいることがうかがわれ、けんかや抗争の場合は少人数の場合でも事件に及んでいることがうかがわれる。

図4-1-12 集団型の事件内容・共犯数別構成比

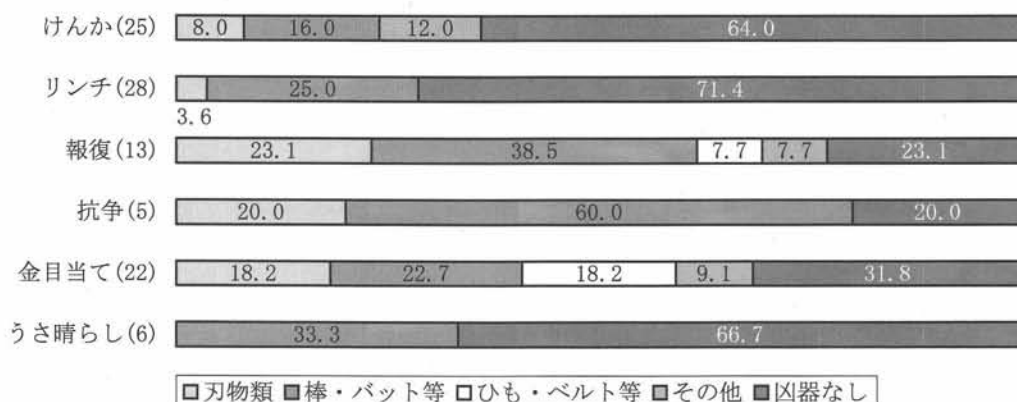


- 注 () 内は、実事件数である。

集団型の事件内容・使用凶器別構成比は、図4-1-13のとおりである。

けんか、リンチ、うさ晴らしに関しては、突発的に非行に至るケースが多く、そもそも当初から凶器を準備して非行に及んでいる事件は少ないが、抗争や報復の場合は事前に凶器を準備して非行に臨んでいる場合が多い。

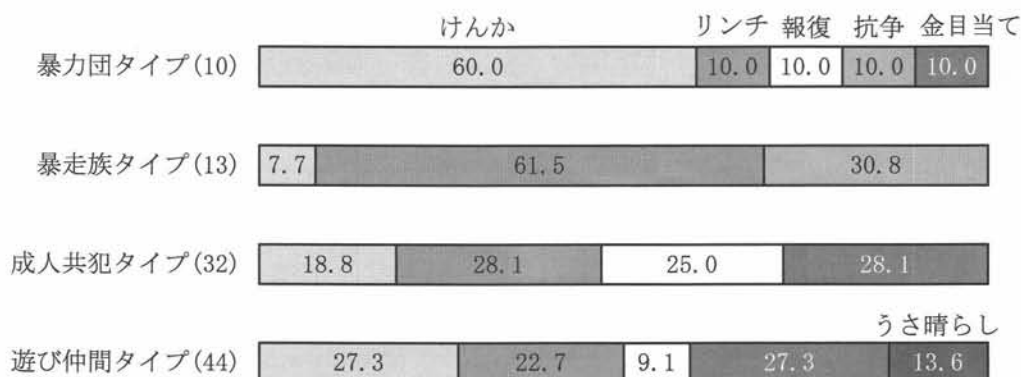
図 4 - 1 - 13 集団型の事件内容・使用凶器別構成比



注 () 内は、実事件数である。

集団型のサブタイプ別の事件内容別構成比は、図 4 - 1 - 14のとおりである。

図 4 - 1 - 14 集団型のサブタイプ・事件内容別構成比



注 () 内は、実事件数である。

暴力団タイプでは、けんかの比率が最も高く、例えば、暴力団の兄貴分が街中で被害者と口論していた際に、兄貴分の手前認められようと事件に及んだ事例や兄貴分と行動を共にしている際に知り合いの風俗店員が外国人に絡まれている場面に遭遇し、兄貴分から言われるままに事件に及んだ事例が含まれている。いずれも共犯者が暴力団の構成員であることを認識しつつ、自己顕示欲や承認欲求を充足したいという思いから非行に及んでいた。

暴走族タイプでは、リンチの比率が最も高く、例えば、暴走族の後輩である被害者が最近連絡を取らずにいたことに憤慨し、「しめ会」と称して度々同人に暴行を加えていたところ、同人が暴力を避けるため所在をくらませたことから一層制裁を加えるために暴力を振るい死亡させた事例等が含まれている。暴走族内の結束を保つために、脱退者に対し、激しい暴力を加えても構わないという考え方が反映されたものが多い。

成人共犯タイプでは、暴走族タイプと同じように地域の不良仲間内のリンチや金目当ての比率が高かった。金目当ての事例としては、成人を中心とする地域不良集団と行動を共にする中で、成人主導の下、強盗を繰り返して行い、事件当日も強盗目的で車に乗って走っていた際に路上を歩いている女性を発見して、バックを奪おうとしたところ、被害者から抵抗されたため、被害者を車に乗せた上、車内で性的ないたづらをし、さらに、事件が発覚することをおそれて、被害者を殺害して死体を遺棄したものなどがある。こうした事例では、成人共犯者主導の下に行われることが多いところ、従属的に振る舞いながらも自らの欲求充足も兼ねていることが多く、単純に追従した事件とは趣が異なっていた。また、こうした事件にかかわった少年は、事件の原因を成人共犯者の言動に帰属させやすく、自らの内省が深まりにくいのも特徴的である。

遊び仲間タイプでは、けんかや金目当ての比率が比較的高いが、うさ晴らしの比率も他のサブタイプと比較して高いのが目立つ。うさ晴らしの事例では、被害者がいわゆるホームレスである事件が含まれており、例えば、恋人から絶縁されたり、以前からの遊び仲間から否定的に思われていると感じる中で、不満を溜め込み、気分発散のためにホームレスに暴行を加えたり、「ホームレス狩り」と称して再三ホームレスに対して暴力を繰り返したりしていた事例があった。特に、この再三ホームレスに対して暴力を繰り返していた事例の共犯者の一人は、他の共犯者より更に強力な攻撃をして自分の強さを認められようとするため、凶器も準備して非行に及ぶなどしており、回を重ねるごとに非行をエスカレートさせていた。こうした事件に共通するのは、被害者たるホームレスを社会的な弱者と見下し、「何をしてもよい」などと自分勝手な判断に基づいて攻撃している点であり、事例によっては、プロレスリングや格闘技系のゲームで用いられる技などを一方的にかけているものも認められた。

(5) 小括

集団型では、まずサブタイプとして、共犯の種類によって暴力団タイプ、暴走族タイプ、成人共犯タイプ、遊び仲間タイプの4種類に分類した。事件数、人員のどちらから見ても遊び仲間タイプが最も多かった。集団型は、ほとんど男子であり、暴力団タイプと成人共犯タイプは年長者の、暴走族タイプと遊び仲間タイプは中間少年の占める比率が高かった。暴力団タイプや暴走族タイプという組織化された集団の引き起こす事件は傷害致死がかなり多い。被害者関係で見ると、暴力団タイプは仲間関係もなく面識もない被害者が圧倒的に多いのに対し、暴走族タイプでは、仲間内のリンチが多いため、不良集団仲間が被害者となっているのが約半数近くある。非行の主導者を見ると、成人共犯タイプ、暴力団タイプは共犯者が主導した事件がほとんどである。一方、遊び仲間タイプでは、その遊ぶ仲間の種類によってだれが主導者であるかは異なっている。こうした各サブタイプを、因子分析結果から導いた家庭的問題性及び非行的問題性の2次元上に位置づけると、どちらの問題性も高いのが暴力団タイプであった。

さらに、集団型の事件の内容を、けんか、リンチ、報復、抗争、金目当て、うさ晴らしの6つに分類して見ると、リンチ、けんか及び金目当てがほぼ拮抗して多かった。そして、殺人では報復が多く、傷害致死ではリンチが多いなど、おのずと罪名により事件内容に違いも見られた。また、共犯者数から見ると、リンチや報復の場合は比較的多くの共犯者と共に事件に及んでいる場合が多かった。

集団型は、重大事犯の中で最も多くを占める非行類型であり、保護処分歴のある者も多いなど、非行性が進んだ集団であると指摘できる。しかし、サブタイプや事件内容による分析からも明らかなように、集団型と言っても所属する集団の特性によって事件へのかかわり方や事件内容が異なっており、各特性を十分踏まえた上で処遇に当たることが必要である。

2 単独型

(1) 単独型の特徴

単独型に含まれる少年は、35人であった。ほとんどが男子で、女子は2人であった。単独型の非行名は、傷害致死と殺人が大部分を占め、保護処分歴のある者の比率も高かった。家庭関連の問題では、両親の離婚があった者や家庭が経済的困窮に陥っている者の比率が高く、学校関連の問題では、不登校があった者が70%を超えている。就学・就労関連では、無職の者が半数を占めていた。

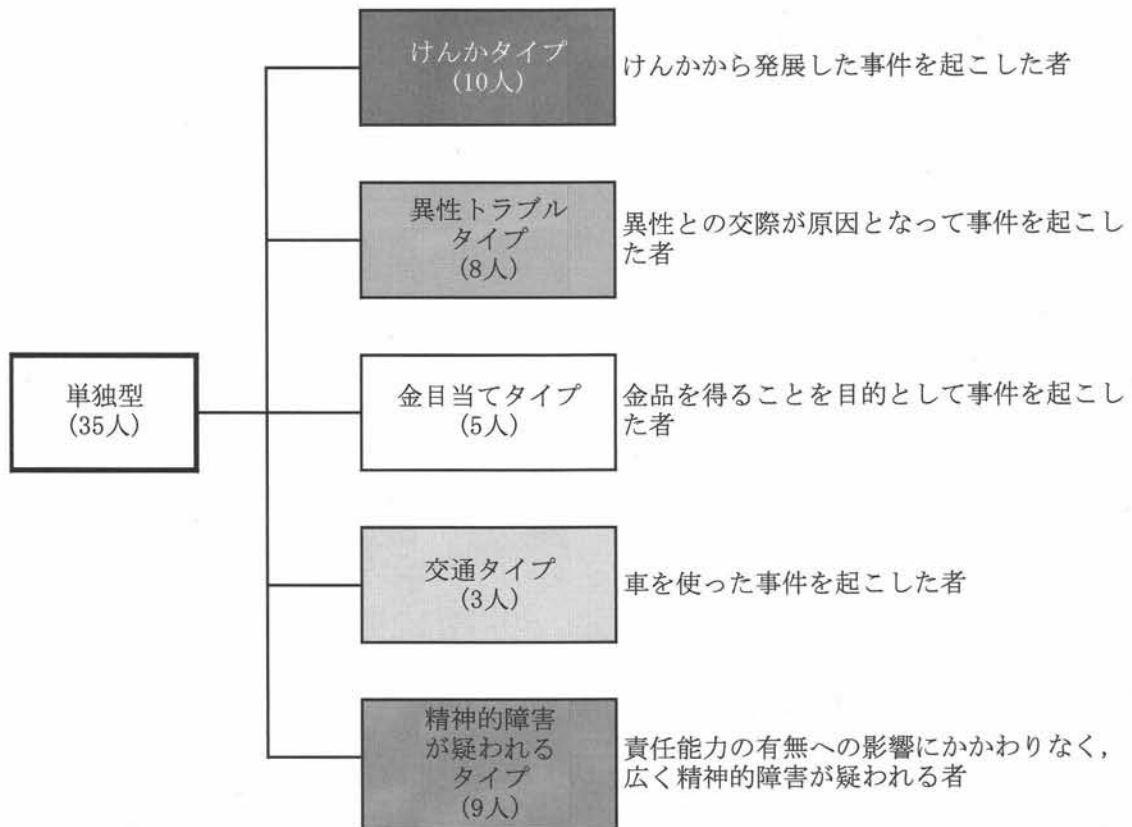
単独型の少年は、資質の上で大きな問題を抱えている者が目立ち、早期から粗暴傾向が顕著で、資質面の問題性がそのまま重大事犯につながった者、異性との感情のもつれに直面し、適切な対応を取れず、激情に任せた行動に出て被害者を死亡させた者等が見られた。さらに、単独型には、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれていた。

(2) 単独型のサブタイプの設定

単独型の重大事犯については、個人の資質上の問題が事件の内容自体に反映されているものが多いことから、事件の内容等によって、けんかタイプ、異性トラブルタイプ、金目当てタイプ、交通タイプ、そして、精神的障害が疑われるタイプの5つに類型化した。

単独型のサブタイプは、図4-2-1のとおりである。

図4-2-1 単独型のサブタイプ



注 「精神的障害が疑われるタイプ」のうち2人は女子である。

各タイプに設定に当たっては、以下のような基準によった。

①けんかタイプ

けんかから発展して致死事件に至った者をけんかタイプに分類した。

例えば、「カラオケボックスで友人と被害者が口論となり、被害者を殴ったら、被害者が倒れ、その後死亡した事件」など、被害者との口論や殴り合いなどのけんかの末に起こした致死事件をこれに分類した。

②異性トラブルタイプ

異性との交際トラブルが原因となって事件を起こした者を異性トラブルタイプに分類した。

例えば、「被害者と不倫関係に陥ったが、関係のもつれからけんかとなり、包丁で被害者を刺して殺害した事件」など、事件の背後に異性との交際が原因と認められる事件をこれに分類した。なお、被害者が交際相手の者だけでなく、被害者が交際相手をナンパしようとした者等の事件もこれに含まれる。

③金目当てタイプ

金品を不当に得ることを目的として事件を起こした者を金目当てタイプに分類した。

例えば、「仕事先の売上金を窃取しているうちに、より多くの金がほしいと思い、仕事先の上司を殺害した事件」など、事件の背後に金品の強窃取が目的と認められる事件をこれに分類した。なお、ひったくりをしたところ相手が転倒して死亡した事件もこれに含まれる。

④交通タイプ

車を使った事件を起こした者を交通タイプに分類した。

例えば、「無免許で運転中、対向してきた原動機付自転車の通行を妨害する目的で右側車線を走行し、回避の遅れた被害者と衝突した。その後、被害者を自車底部に巻き込んだが、そのまま発進し、自車後輪で轢死させて殺害した事件」などをこれに分類した。なお、非行名に「危険運転致死」を含む者は、「交通型」に分類し、危険運転致死を含まない単独の者をこれに含めている。

⑤精神的障害が疑われるタイプ

責任能力の有無に直接影響するとしなないを問わず、広汎性発達障害や人格障害等も含んだ広義の精神障害を、ここでは「精神的障害」と名付け、それらの「疑い」まで含んだものを、精神的障害が疑われるタイプに分類した。

(3) 単独型の各サブタイプの相互比較

単独型のサブタイプ別の年齢層別構成比は、図4-2-2のとおりである。

けんかタイプ、異性トラブルタイプ及び精神的障害が疑われるタイプに年少少年がいるが、おおむね中間少年及び年長少年が占めている。

図4-2-2 単独型のサブタイプ・年齢層別構成比

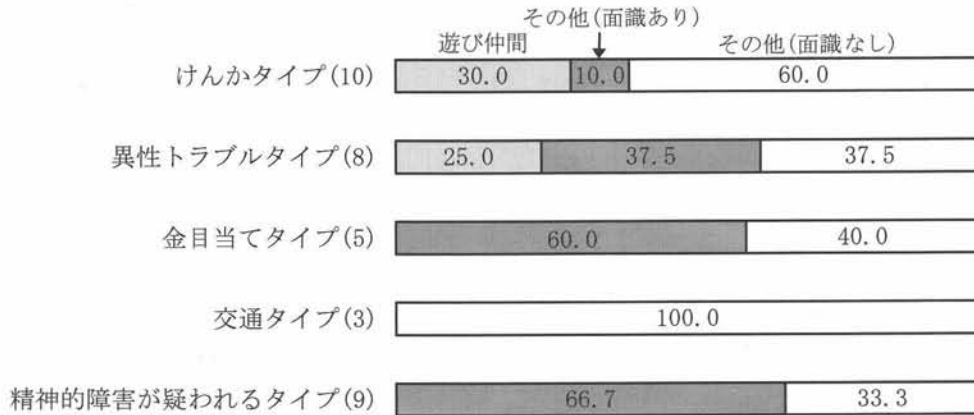
	年少少年	中間少年	年長少年
けんかタイプ(10)	30.0	20.0	50.0
異性トラブルタイプ(8)	37.5	12.5	50.0
金目当てタイプ(5)	40.0		60.0
交通タイプ(3)	33.3		66.7
精神的障害が疑われるタイプ(9)	11.1	55.6	33.3

注 1 「年少少年」は、14歳以上16歳未満の者、「中間少年」は、16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は、18歳以上20歳未満の者である。

2 ()内は、実人数である。

単独型のサブタイプ別の被害者種類別構成比は、図4-2-3のとおりである。けんかタイプ及び異性トラブルタイプには遊び仲間が少数みられた。金目当てタイプ及び精神的障害が疑われるタイプは面識のある者の比率が高く、交通タイプ及びけんかタイプは面識のない者の比率が高かった。

図4-2-3 単独型のサブタイプ・被害者種類別構成比

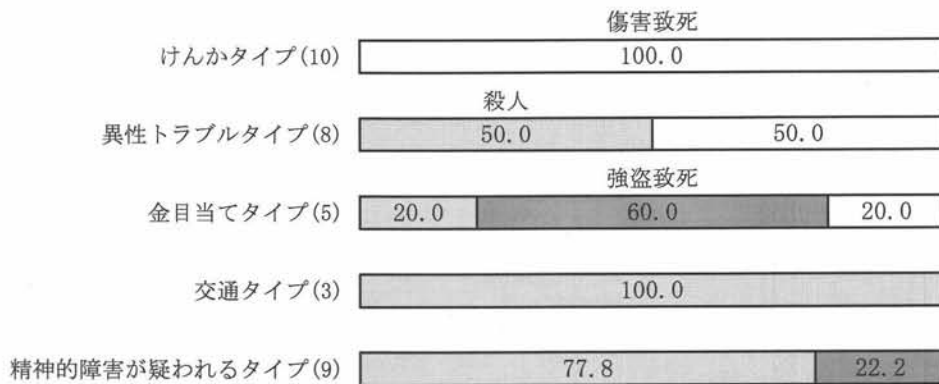


注 () 内は、実事件数である。

単独型のサブタイプ・非行名別構成比は、図4-2-4のとおりである。

けんかタイプはすべてが傷害致死であり、交通タイプはすべてが殺人であった。精神的障害が疑われるタイプは殺人の比率が高く、金目当てタイプは、強盗致死の比率が高かったが、異性トラブルタイプは殺人と傷害致死の比率が同じであった。

図4-2-4 単独型のサブタイプ・非行名別構成比



注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

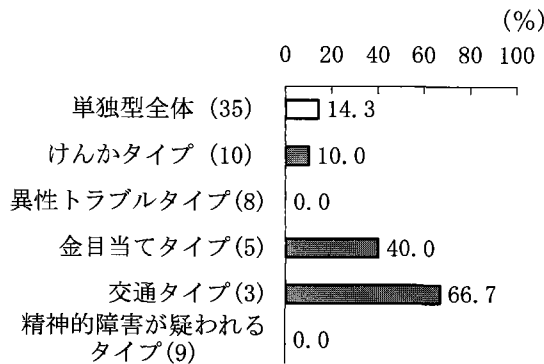
2 () 内は、実事件数である。

単独型のサブタイプ別の保護処分歴は、図4-2-5のとおりである。

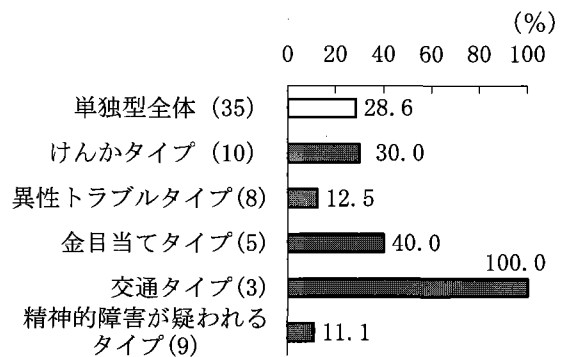
少年院送致歴のある者は、金目当てタイプ及び交通タイプに多く、異性トラブルタイプ及び精神的障害が疑われるタイプにはいなかった。保護観察歴のある者は、けんかタイプ、金目当てタイプ及び交通タイプに多く、異性トラブルタイプ及び精神的障害が疑われるタイプには少なかった。児童自立支援施設・児童養護施設送致歴がある者は、けんかタイプ及び金目当てタイプにいるが、他のタイプにはいなかった。

図 4 - 2 - 5 単独型のサブタイプ別保護処分歴

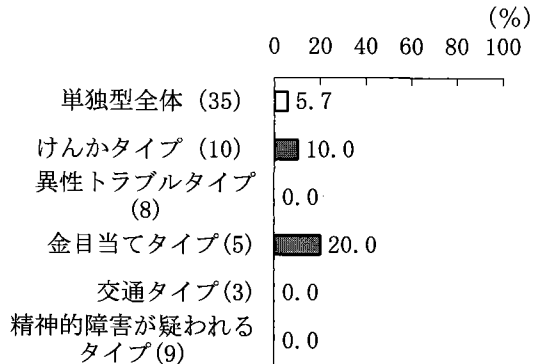
① 少年院送致歴



② 保護観察歴



③ 児童自立支援施設等送致歴

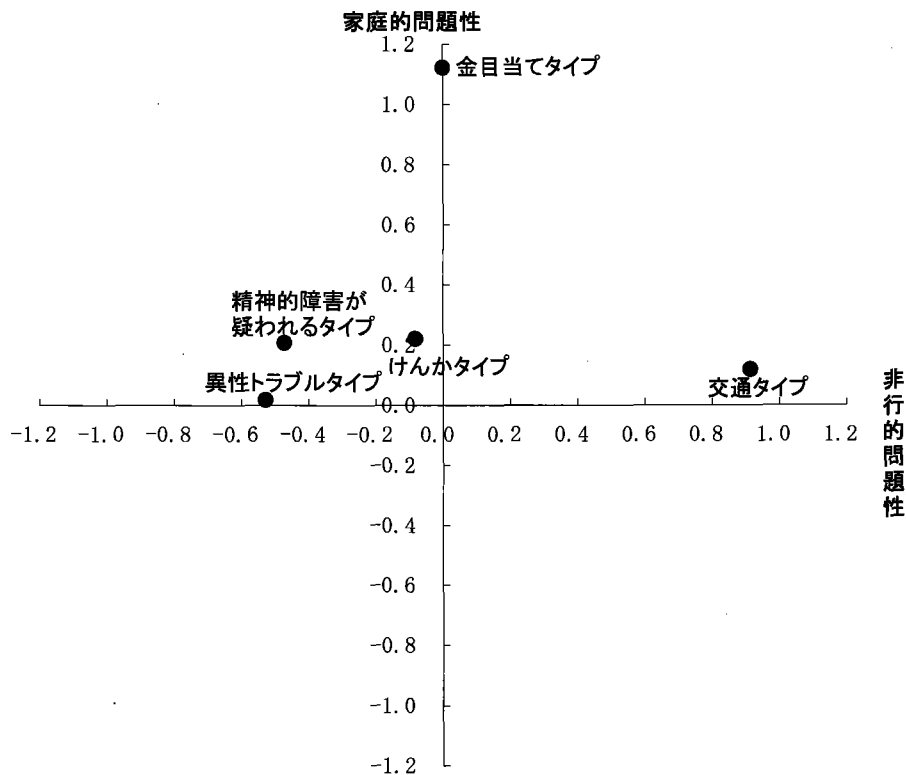


- 注 1 「児童自立支援施設等送致歴」は、児童養護施設送致歴を含む。
 2 項目に該当する者の比率である。
 3 () 内は、実人数である。

「第3 非行類型による分析」の「3 多変量解析を用いた分析」において、単独型全体では、他の非行類型と比較して、家庭的問題性が家族型に次いで高かったが、単独型のサブタイプごとに見た場合、どのような特徴を示すであろうか。そこで、単独型のサブタイプを2次元上に位置づけたものが図4-2-6である。

交通タイプの非行的問題性がかなり高く、このサブタイプによって単独型全体の非行的問題性の平均を高めている。金目当てタイプは、家庭的問題性がかなり高く、家庭の貧困等、様々な保護上の問題を抱えていることがうかがわれる。異性トラブルタイプ及び精神的障害が疑われるタイプは、非行的問題性、家庭的問題性のいずれも目立たないが、特定の異性関係及び精神面での障害が大きな要因となって事件に至っていることがうかがわれる。

図4-2-6 単独型のサブタイプごとの因子得点の平均の分布



(4) 単独型のサブタイプごとの特徴

ア けんかタイプ

けんかタイプの特徴は、被害者と面識がある者（遊び仲間を含む。以下同じ。）と面識がない者とで違いが見られた。

被害者と面識がある者は4人であったが、これらは、日ごろから被害者に対する不満がある中で、ある出来事をきっかけとして、うっ積した感情を爆発させたものである。

被害者との面識がない者は6人であったが、これらには、相手の威嚇、暴力に対する過剰な反撃が見られた。

イ 異性トラブルタイプ

異性トラブルタイプの特徴は、被害者が交際相手である者、被害者が交際相手をめぐる同性の相手である者及び被害者がその他である者とで違いが見られた。

被害者が交際相手である者は3人であったが、これらは、本人や相手からの一方的な恋愛感情を自分でうまく処理できなかったものである。

被害者が交際相手をめぐる同性の相手である者は4人あったが、これらには、交際相手に対する支配的な感情が強い中、被害者の言動をきっかけとして、感情を爆発させた点に特徴が見られた。

被害者がその他である者は1人であったが、これは、一方的な恋愛感情というよりは、相手の人格を無視した、極めて自己本位な考え方に特徴が見られた。

ウ 金目当てタイプ

金目当てタイプの者は5人であったが、これらは、就労が続かない不安定な生活の中で、ギャンブルや窃盗、ひたたくりで生計を立てることが常態化した末に、「金品を得るために相手を殺害する」という事件に至ったものである。

エ 交通タイプ

交通タイプは、3人であったが、これらには、少年院歴や保護観察歴が認められた。こうした周囲からの働きかけが行われているにもかかわらず、乱れた生活を続け、そうした規範面での問題性が車による重大事犯に至る原因になったと考えられる。

オ 精神的障害が疑われるタイプ

精神的障害が疑われるタイプは、9人であった。これらの者は、非行の動機から被害者を殺害するという結論に至るまでの論理に飛躍が見られる点に特徴があった。また、このタイプのうち3人は、不登校となり、家庭内で引きこもりの状態となっており、その際に、インターネットで犯罪性の強いサイトを見ていた点も特徴として挙げられる。

(5) 小括

単独型の少年を事件の内容等により、けんかタイプ、異性トラブルタイプ、金目当てタイプ、交通タイプ及び精神的障害が疑われるタイプの五つに分け、その特徴を検討した。

けんかタイプには、うっ積した感情が爆発した事例や威嚇、暴力に対する過剰な反撃の結果として重大事犯に至った事例等が見られた。異性トラブルタイプには、一方的な恋愛感情を適切に処理できなかった事例等が見られた。金目当てタイプには、不安定な生活の中で金銭的に困窮し、非行の際の極めて自己本位な対応から重大事犯に至った事例等が見られた。交通タイプには、保護観察や少年院での働きかけが行われたにもかかわらず、乱れた生活を続け、交通面においてその問題性が端的に表面化した事例等が見られた。精神的障害が疑われるタイプには、非行の動機と結果に至るまでの論理に飛躍がある事例等が見られた。

単独型の少年の特徴をまとめると、家庭、学校、職場において自分の居場所をなくした少年が、異性関係や金銭関係、対人関係などの青年期の発達課題に対し、一人で問題を抱え込んでしまったり、感情を爆発させたり、自分中心の考え方をしたり、また、精神的障害等の理由から、適切に対処することができず、重大事犯に至ったことがうかがわれる。

こういった単独型の少年に対しては、まず精神的障害の有無についての精査を行った上で、自分の感情をコントロールするスキルを身に付けさせることや、相手の気持ちを考えさせる教育、日々の生活を安定させるための生活指導及び職業補導、周囲の者と協調して生活させるための集団指導及び集会、被害者の気持ちを考えさせるしよく罪指導などを加え、青年期の発達課題をスムーズに乗り越えるための準備を整えさせることが必要と考えられる。

3 家族型

(1) 家族型の特徴

重大事犯少年の中で集団型の次に多い非行類型が家族型である。

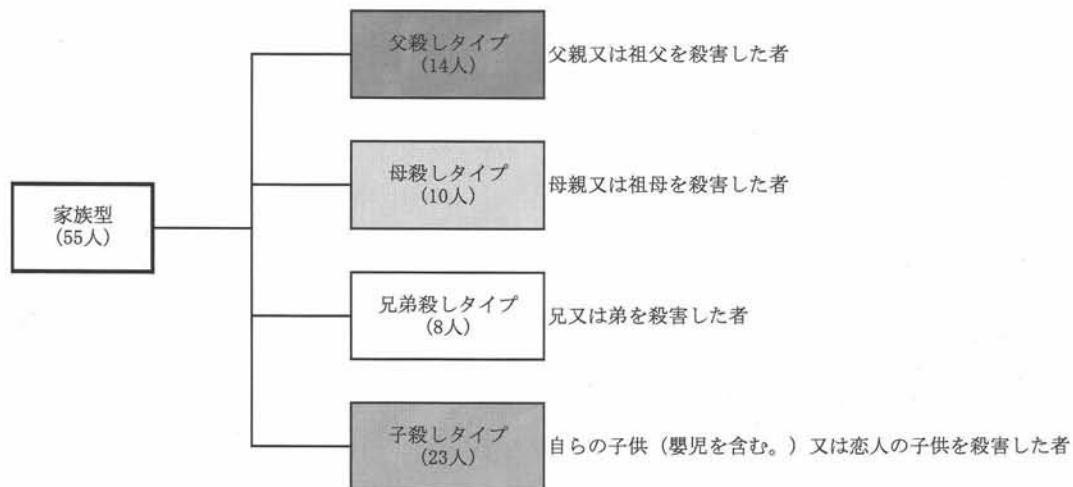
家族型の少年は、他の非行類型の少年と比較して、非行時の年齢が低く、学生・生徒の比率が高い。重大事犯を犯した女子の半数以上が家族型に属する。ほとんどの少年には、保護処分歴はないが、家族間の対立等、家庭内には様々な問題を抱えている。表面的には、目立った非行がなく、不良交友も見られないが、家族間の不和等の悩みを抱え、適当な相談相手がなく、ストレスが発散されないまま、男子の場合はささいなきっかけで爆発的な攻撃行動に走り、女子の場合は多くがその子供を被害者とする事件に至っている。

(2) 家族型のサブタイプの設定

ここでは、更に家族型の下位分類を設定し、それぞれの特徴を比較・検討するなどによって、家庭内で引き起こされた重大事犯の実態を詳しく見ていく。

家族型の場合、どの家族とのあつれきがあったかがポイントとなることから、加害少年と被害者との関係に基づいて、サブタイプを設定すると、図4-3-1のとおりである。

図4-3-1 家族型のサブタイプ



- 注 1 「父殺しタイプ」には、祖父殺し（1人）、両親殺し（1人）、兄弟で父親を殺害した2人を含む。
 2 「母殺しタイプ」には、祖母殺し（2人）、母親及び叔母殺し（1人）、母親殺しの共犯（1人）を含む。
 3 「兄弟殺しタイプ」は、兄殺し5件（5人）、弟殺し2件（3人）であり、弟殺しの共犯（1人）を含む。
 4 「子殺しタイプ」には、男女の共犯事件1件、恋人の実子を殺害した2件（男子2人）を含む。

各タイプに設定に当たっては、以下のような基準によった。

①父殺しタイプ

父親又は祖父を殺害した者を父殺しタイプに分類した。

例えば、「身体的にも精神的にも弱り、介護が必要となっている父親に対して、だらしない、ふがいないなどの理由で暴力を振るって殺害した事件」などである。

②母殺しタイプ

母親又は祖母を殺害した者を母殺しタイプに分類した。

例えば、「勉強面でのがんばりを母親から正当に評価されていないという不満をうっ積させる形で、家庭内暴力を繰り返した末に、母親を殺害した事件」などである。

③兄弟殺しタイプ

兄又は弟を殺害した者を兄弟殺しタイプに分類した。

例えば、「小学校時から兄に暴力を振るわれていた弟が、それまでの攻撃感情を一気に爆発させ、兄を包丁で刺し殺した事件」などである。

④子殺しタイプ

自らの子供（嬰兒を含む。）又は恋人の子供を殺害した者を子殺しタイプに分類した。

例えば、「出会い系サイトで知り合った男性との交際の結果、妊娠したものの、親や友人に相談できないまま出産当日を迎え、自宅で出産した嬰兒を殺害した事件」などである。

(3) 家族型の各サブタイプの相互比較

家族型のサブタイプ別被害者種類は、表4-3-2のとおりである。

子殺しタイプの被害者が22人と最も多く、そのうち20人は子供の母親である女子少年が加害者である。

表4-3-2 家族型のサブタイプ別被害者種類

区 分	総 数	実 子	父	母	祖 父	祖 母	兄	弟	その他 (面識あり)
父殺しタイプ	13 (100.0)	—	12 (92.3)	—	1 (7.7)	—	—	—	—
母殺しタイプ	9 (100.0)	—	—	7 (77.8)	—	2 (22.2)	—	—	—
兄弟殺しタイプ	7 (100.0)	—	—	—	—	—	5 (71.4)	2 (28.6)	—
子殺しタイプ	22 (100.0)	20 (90.9)	—	—	—	—	—	—	2 (9.1)

注 1 実数は、実事件数であり、() 内は、構成比である。

2 「父殺しタイプ」の「父親」には、父母両方を死亡させた1件を含む。

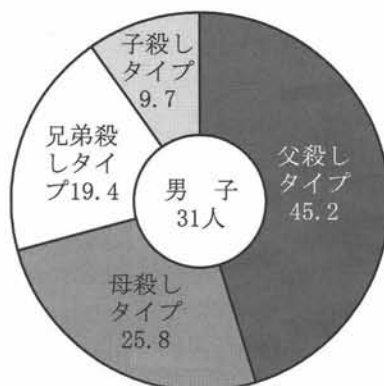
3 「母殺しタイプ」の「母親」には、母親及び叔母を死亡させた1件を含む。

家族型のサブタイプ別男女別構成比は、図4-3-3のとおりである。

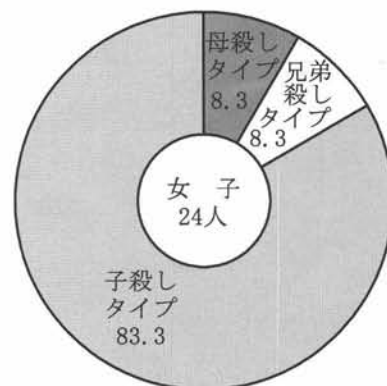
男子では、父殺しタイプが最も多く、次いで、母殺しタイプ、兄弟殺しタイプの順であった。女子では、子殺しタイプが最も多く、母殺しタイプ及び兄弟殺しタイプが2人ずつであった。

図4-3-3 家族型のサブタイプ・男女別構成比

① 男子



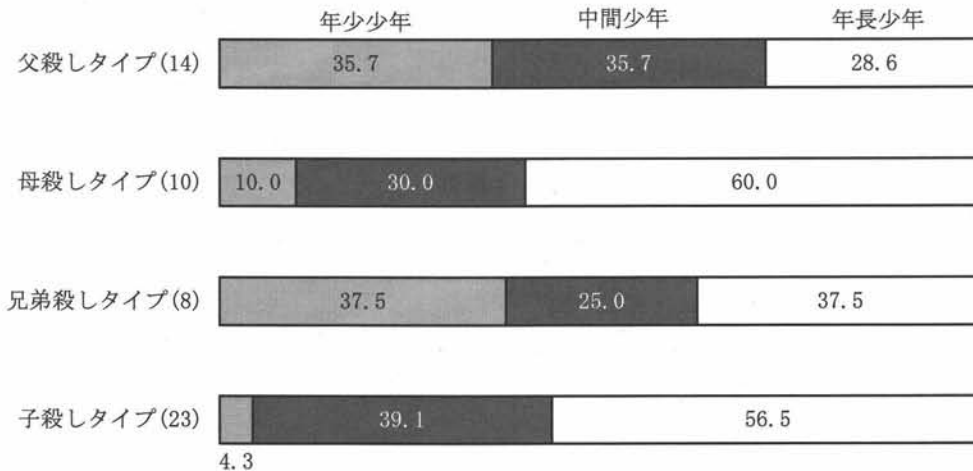
② 女子



家族型のサブタイプ別の年齢層別構成比は、図4-3-4のとおりである。

母殺しタイプ及び子殺しタイプでは、年長少年の比率が高いのが特徴的である。他方、父殺しタイプ及び兄弟殺しタイプでは、年少少年が3分の1以上を占めている。

図4-3-4 家族型のサブタイプ・年齢層別構成比



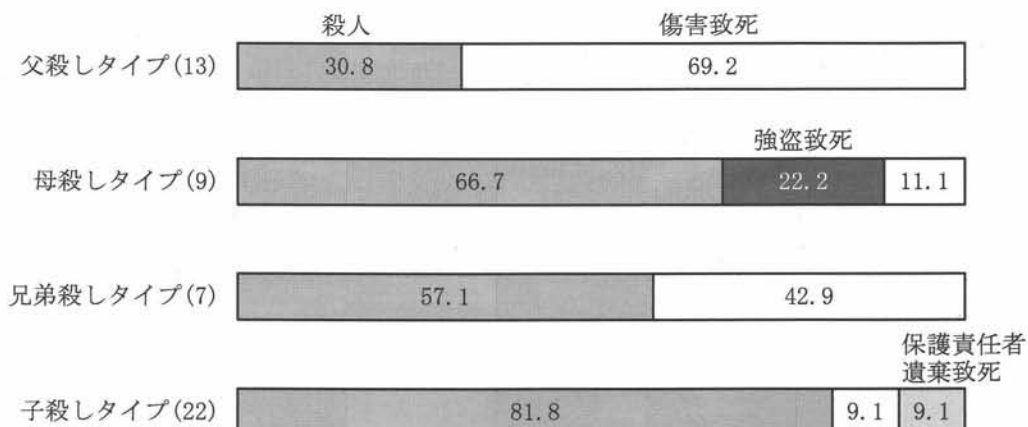
注 1 「年少少年」は、14歳以上16歳未満の者、「中間少年」は、16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は、18歳以上20歳未満の者である。

2 () 内は、実人数である。

家族型のサブタイプ別の非行名は、表4-3-5のとおりである。

家族型の非行名としては、全体では殺人の比率が32件（62.7%）と最も高いが、このうち父殺しタイプに限って見ると、父親との争いの結果等による傷害致死の比率が9件（69.2%）と最も高い。同様の傾向は、兄弟げんかの末の傷害致死が含まれる兄弟殺しタイプにも見られる。母殺しタイプでは、母親又は祖母を殺害後、金品を奪った強盗致死2件が含まれている。子殺しタイプでは、嬰兒殺の殺人が多くを占め、せっかん死の傷害致死、ネグレクト等による保護責任者遺棄致死がそれぞれ2件であった。

図 4 - 3 - 5 家族型のサブタイプ・非行名別構成比

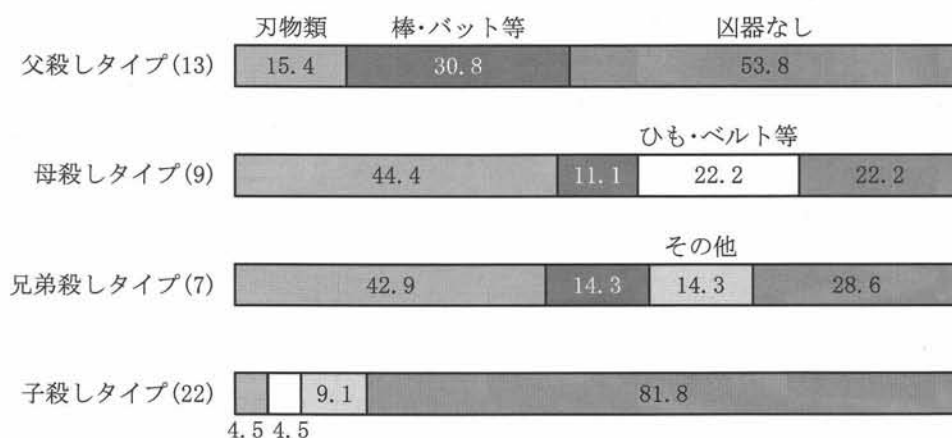


- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 () 内は、実事件数である。

家族型のサブタイプ別の使用凶器は、図 4 - 3 - 6 のとおりである。

父殺しタイプでは、素手によるものが最も多いが、次いで、身近にあった鈍器類を用いた事件が4件(30.8%)あった。母殺しタイプ及び兄弟殺しタイプでは、刃物を用いた事件が最も多かった。子殺しタイプでは、出産直後の絞殺、溺殺など、凶器を用いない事件が最も多かった。

図 4 - 3 - 6 家族型のサブタイプ・使用凶器別構成比



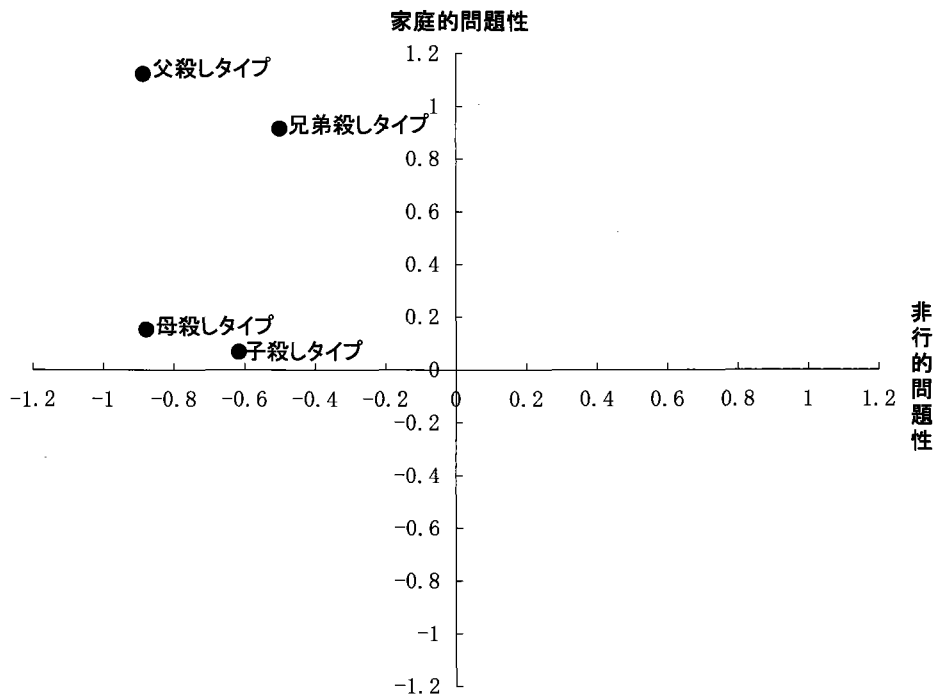
- 注 () 内は、実事件数である。

「第3 非行類型による分析」の「3 多変量解析を用いた分析」において、家族型全体では、他の非行類型と比較して、非行的問題性は最も低く、家庭的問題性は最も高かったが、家族型のサブタイプごとに見た場合、どのような特徴を示すであろうか。そこで、家族型のサブタイプごとに2次元上に位置づけたものが図 4 - 3 - 7 である。

どのサブタイプも非行的問題性は低かったが、家庭的問題性では差異が認められた。父

殺しタイプ及び兄弟殺しタイプの家庭的問題性がかなり高く、これらのサブタイプによって家族型全体の家庭的問題性の平均を高めている。父殺し及び兄弟殺し共に、父親の酒乱等の問題を多く抱えた家庭状況の中で引き起こされやすいことがうかがわれる。他方、母殺しタイプ及び子殺しタイプは、表面的には家庭的問題性が目立たない。これらのサブタイプに家庭的な問題が皆無というわけではないが、母殺しタイプは、加害少年本人の資質的な問題性が目立つ場合が多く、子殺しタイプは予期せぬ妊娠への不適切な対応の末に引き起こされやすい場合が多いことが影響していると思われる。

図4-3-7 家族型のサブタイプごとの因子得点の平均の分布



(4) 家族型のサブタイプごとの特徴

ア 父殺しタイプ

父殺しタイプの少年の家庭を特徴付けるものは、暴力である。被害者の側に多く見られる問題は、多量の飲酒であり、13件中8件（61.5%）の家庭で認められた。家庭内で虐待を受けていた者が7人（50.0%）おり、父親の側の飲酒等の問題に起因した、暴力を伴う重度の虐待が繰り返されていた家庭が多かった。父親から直接的な暴力を受けていない者でも、父親から母親への日常的な暴力を目撃しているなど、暴力が支配的な家庭状況にいた者が多い。

父殺しタイプには、10人（71.4%）に事件以前に家族への家庭内暴力が認められ、他にも父親の飲み物に毒物を混ぜるなどの行為を行っている者がいた。それまで父親から一方的に暴力を振るわれる被害者の立場であった少年が、心身の成長及び父親の身体面での衰え、それまで歯止めになっていた母親や兄弟の別居などに伴って、被害者と加害者の立場

を逆転させた事件が多い。

父殺しタイプは、家庭から自立することもできずに家庭内にとどまり、好き嫌いが入り混じった感情を父親に抱き、何らかのきっかけで、恨みの感情だけを爆発させた事件が多い。本来、そうした父子関係に介入し、調整すべき母親は、離婚して不在であったり、父親にも少年にも服従的であったり、心身面での問題を抱えていたりして、その役割を果たせていなかった。兄弟も早期に家庭から離れ、家族構成員が減少し、父子関係が濃密になっていたものが多い。

このように、父殺しタイプの事件は、劣悪な保護状況の下で、家庭内の不幸が重層的に積み重なった末に引き起こされている場合が多かった。社会から脱落した父親が酒に溺れ、家族全体が機能不全に陥る中で、不幸の拡大再生産のように少年自身も次第に追い詰められ、家庭内で重大事件を犯すに至る事例が少なくなかった。

イ 母殺しタイプ

母殺しタイプには、少年の側に精神的障害が疑われる事件、自殺企図を抱いた少年が母親などの殺害に至った事件が多く見られた。母殺しタイプの10人のうち、2人(20.0%)に精神的障害が認められ、3人(30.0%)に精神的障害の疑いがあった。自殺未遂歴のある者は、5人(50.0%)であり、自傷歴のある者も3人(30.0%)いた。

母殺しタイプには、家族との関係や勉強面での行き詰まりなど、慢性的な不適応感を抱いていた者が多く、現実検討能力を低下させる中で、そうした苦しい事態から逃れる一つの手段として、比較的殺害が容易な母親を殺害しようとした事件が多い。母親の側も、自らが心身面での不安定さを抱えていて少年の心情を支えることができなかったり、少年の心情を理解しないまま過干渉的なかわりを続けていたりした者が多く見られた。こうした母子関係の不安定さも、ささいなきっかけで事件に至る大きな要因になっていた。

ウ 兄弟殺しタイプ

兄弟殺しタイプには、兄を殺害した5件、弟を殺害した2件の計7件(8人)が含まれている。7件の事件のうち、4件(57.1%)の家庭で実父母が離婚していた。兄殺しの5件中、4件が暴君的な兄を殺害した事例であった。残りの1件は、好き嫌いが入り混じった感情を抱いていた兄を殺害した事件であった。これに対し、弟を殺害した事例は、虐待による事例、兄弟げんかによる事件が1件ずつであった。

兄を殺害した事例の多くが暴君的な兄に暴力で対抗した結果の事件である。父親が不在の母子家庭において兄が父親代わりに暴君的な振る舞いを続けていた家庭が多かった。そのほかには、兄弟げんかの末に引き起こされた事件、弟に対する虐待事件等が見られた。

兄弟殺しタイプの中で、兄殺しと弟殺しでは、その態様がかなり異なる。兄殺しは、父親不在の家族関係の中で兄が暴君的に振る舞い、それに長年耐えてきたが、何らかのきっかけで、抑えていた攻撃的感情が爆発した事件が多かった。また、少数ではあるが、家庭内で最も身近なモデルである兄に対し、自らのいらだちを攻撃的な形で向けた事件も見ら

れた。

これに対し、弟殺しは、少数であり、その内容も兄弟げんかの末の事件及び特異な人間関係が家庭内に生じた末の虐待事件が見られた。

エ 子殺しタイプ

子殺しタイプは、殺害の態様によって、嬰兒殺19件20人（男女共犯事件1件を含む）、せっかん死2件2人、ネグレクト1件1人に分けることができる。嬰兒殺は、女子の共犯となった男子1名を除けば、すべて女子少年によって行われている。嬰兒殺では、家庭内で手のかからない子としての自らの立場を守ろうとして、親にも妊娠の事実を告げず、出産の発覚をおそれて我が子の殺害に至る事例等が見られた。せっかん死の2人は、いずれも男子少年であり、恋人である年上の異性への不満を、その連れ子に向けたものである。ネグレクトの女子少年は、不安定な保護環境の下で、暖かい家庭を夢見て、異性の愛情をつなぎ止める手段としての意味合いもあって出産したものの、結局は、育児放棄に至り、我が子を死に至らしめたものである。

子殺しタイプのほとんどを占める嬰兒殺の女子少年19人の特徴を見ると、非行時年齢は、15歳1人、16歳3人、17歳5人、18歳6人、19歳4人であった。就学・就労状況は、学生・生徒が12人（63.2%）と最も多く、無職も6人（31.6%）いた。知能指数は、「90～99」が8人と最も多いが、「59以下」2人、「70～79」2人と、知的に低い者も含まれていた。

嬰兒殺を行った女子少年のほとんどは、いわゆる非行少年ではなかった。むしろ家庭内では手のかからない「よい子」を演じ、状況に依存した受動的な生き方を選択してきた者が多かった。そうした葛藤なれしていないナイーブさゆえに、予期せぬ危機場面において、問題の解決が遅れてしまったと思われる。

女子少年にとって、望まない妊娠自体がトラウマになるような体験である。たとえ、中絶が結果的には適切な対応であるとしても、一般的にも中絶という選択を具体的に実行に移すことは周囲の援助なしには容易なことではない。

嬰兒の親として、共に責任を負うべき男性のほとんどは、妊娠との関係を否認する、無責任な態度に終始するなどして、妊娠の発覚時に彼女らを突き放している。そして、事件後も責任を問われず、事件そのものを知らない者すらもいると思われる。

本来、最初に妊娠に気付くべき保護者も誰一人気付いていなかった。親の意に沿わない行動に対しては叱責を繰り返していたが、彼女らの身体面での変調に対しては、無関心さが際立っていた。

(5) 小括

家族型の少年は、非行的な問題性は目立たない者が多いが、家庭内には多種多様な問題を抱え、家庭からスムーズに自立していくことができないまま、重大事犯に至っている。家族全体が機能不全を起こす中で、特定の家族に対する恨みが自己増殖し、何らかのきっかけで破綻する形で事件を引き起こしている。

家族の中で誰が被害者になったかという観点から父殺しタイプ、母殺しタイプ、兄弟殺しタイプ、子殺しタイプに分けて検討したが、それぞれに特徴的な差異が認められた。父殺しタイプでは、劣悪な保護状況下で、家庭内の不幸が重層的に積み重なった末に引き起こされている場合が多かった。母殺しタイプには、慢性的な不適応感を抱いていた者が多く、そうした苦しい事態から逃れる手段として、拡大自殺的な意味合いで母親殺しに至った者が多かった。兄弟殺しでは、兄殺しと弟殺しとでは違いが認められた。兄殺しは暴君的な存在の兄に反抗する形で重大事犯に至った者が多かったが、弟殺しは兄弟げんかの末の事件及び虐待の末の事件であった。子殺しの少年のほとんどは女子少年の嬰兒殺であり、状況に依存した受動的な生き方を選択してきたものが多く、妊娠という予期せぬ危機場面に適切に対処できないまま子殺しに至っていた。

家族型の少年には、社会的に未熟で、自らを被害者的に考えやすい者が多いだけに、重大事犯に至るまでの客観的な状況を振り返らせる中で、家族との関係を自覚、整理させて、被害者に対する償いの意識を持たせる必要がある。家族に対する気持ちや記憶をはっきりと自覚させ、マイナスの感情を克服させるという作業を通して、社会的成熟を促し、家族からスムーズに自立させていくことが重要である。

4 交通型

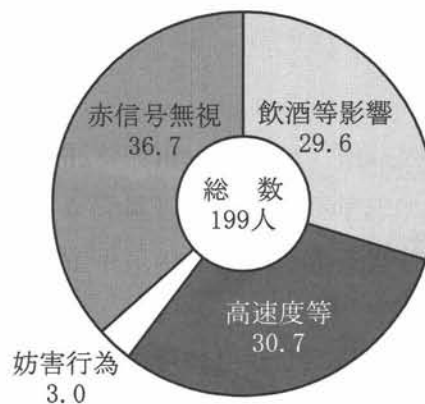
(1) 交通型の特徴

重大事犯の中で交通型の少年は、すべて男子であり、他の非行類型と比較して、非行時の年齢が高く、18歳以上の年長少年は26人（83.9%）である。有職者及び学生・生徒でそのほとんどが占められている（93.5%）のも交通型の特徴といえる。自動車関連の非行であるが、暴走族所属歴もほとんどなく（ある者は6.5%）、無免許運転歴も集団型の少年と比較すると半分程度の比率（32.3%）であり、単独型の少年のそれと同程度である。また、非行時にすでに自動車運転免許の取得が可能な18歳に達していた少年26人全員が、同免許を取得していた。保護者が実父母である比率が高く、事件時に家族と同居していた比率も、家族型の少年よりは下回るものの、その他の型の少年よりは高い。家庭内の問題もほとんど目立たず、家庭内問題行動歴もあまり見られない。

(2) 交通型のサブタイプの設定

交通型の少年の罪名は、すべて危険運転致死であるが、危険運転致死傷を規定する刑法208条の2には、自動車運転に係る危険運転行為として、①アルコールの影響、②薬物の影響、③高速度、④運転技能を有しない、⑤妨害行為及び⑥信号の殊更無視の6類型が示されている。成人・少年を含めて平成13年の刑法の一部改正により危険運転致死傷罪が新設されて以降、危険運転致死罪の公判請求人員の事故態様別の構成比は、図4-4-1のとおりである。

図4-4-1 危険運転致死の公判請求人員の態様別構成比

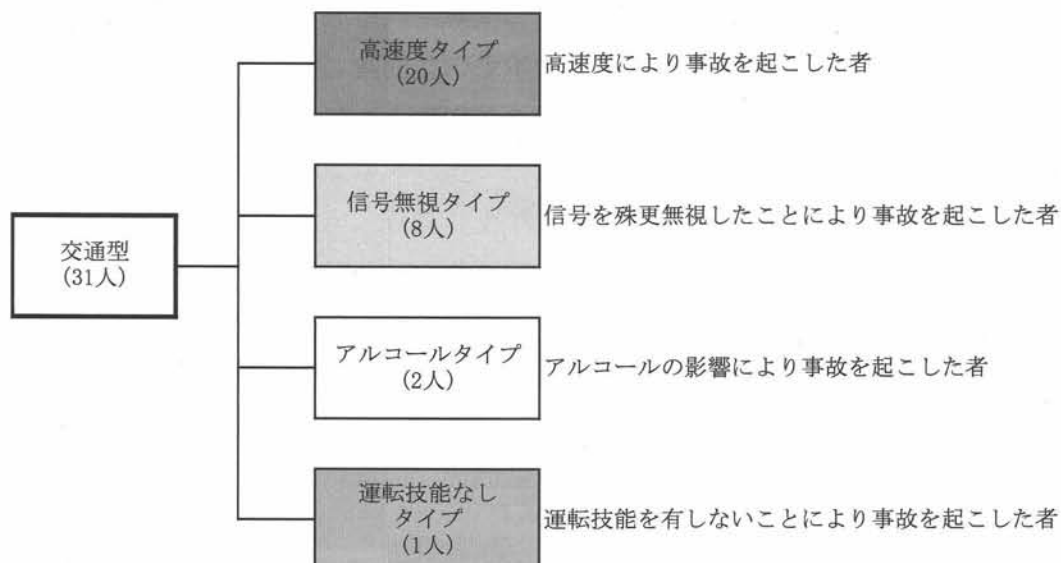


- 注 1 検察統計年報による。
 2 平成14年から17年までの集計値である。
 3 「飲酒等影響」には、薬物の影響によるものを含む。
 4 「高速度等」には、運転技能を有しないことによるものを含む。

今回の調査で分類された交通型の少年を、この危険運転類型別に見ると、高速度による者が20人（64.5%）と最も多く、次いで、信号の殊更無視8人（25.8%）、アルコールの影響2人（6.5%）、運転技能を有しない1人（3.2%）であり、薬物の影響及び妨害行為に該当する者はいなかった。少年の危険運転致死事件は、成人と比べて高速度によるものが多いといえる。

以上の結果を踏まえて、高速度タイプ、信号無視タイプ、アルコールタイプ及び運転技能なしタイプの4つのサブタイプを設定すると、図4-4-2のとおりである。

図4-4-2 交通型のサブタイプ



各サブタイプの具体例は、次のとおりである。

●高速度タイプの具体例

最高速度を時速50キロメートルと指定されている道路において、帰宅を急ぐあまり、自車を制御するのが困難な時速120キロメートルから130キロメートルの高速度で走行させたことにより、自車をスリップさせて路外の電柱に衝突させ、助手席の同乗者を死亡させた事例。

いわゆる「走り屋」が集まる峠において、最高速度を30キロメートル程度オーバーして自車を走行させた結果、カーブを曲がりきれずに対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の原動機付自転車の運転手を死亡させた事例。

●信号無視タイプの具体例

無免許かつ酒気を帯びた状態で運転していた際、対面信号機が赤色灯火を表示していることを認め、十分に停止することが可能であったにもかかわらず、無免許運転の発覚をおそれて追尾していたパトカーから逃走しようと企て、赤色信号を殊更に無視し、時速約60キロメートルの速度で交差点に進入したことにより、青色信号に従い交差点に進入してきた自動車に衝突させ、同車運転手を死亡させた事例。

●アルコールタイプの具体例

運転前に飲んだ酒の影響により、正常な運転操作が困難な状態で自車を走行させたことにより、間もなく仮眠状態に陥り、自車を歩道上に暴走させ、進行していた自転車運転手を死亡させた事例。

●運転技能なしタイプの具体例

無免許かつ運転経験がほとんどないにもかかわらず、実兄の乗用車を走行させたことにより、交差点に差し掛かった際、ブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違い、赤色信号の交差点に自車を進入させ、青色信号に従って交差点に進入してきた自動車と衝突させて、同車同乗者を死亡させた事例。

(3) 交通型の各サブタイプの相互比較

交通型のサブタイプ別事故発生時間は、表4-4-3のとおりである。

事故の発生した時間を見ると、多くが夜間（18時から翌6時まで）に発生している。

表 4 - 4 - 3 交通型のサブタイプ別事故発生時間

区 分	総 数	高 速 度 タ イ プ	信 号 無 視 タ イ プ	ア ル コ ー ル タ イ プ	運 転 技 能 な し タ イ プ
総 数	31 (100.0)	20 (100.0)	8 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)
昼 間	4 (12.9)	3 (15.0)	1 (12.5)	—	—
夜 間	27 (87.1)	17 (85.0)	7 (87.5)	2 (100.0)	1 (100.0)

注 1 昼間は6時から18時までであり、夜間は18時から翌6時までである。

2 () 内は、構成比である。

交通型のサブタイプ別事故形態は、表 4 - 4 - 4 のとおりである。

表 4 - 4 - 4 交通型のサブタイプ別事故形態

区 分	総 数	高 速 度 タ イ プ	信 号 無 視 タ イ プ	ア ル コ ー ル タ イ プ	運 転 技 能 な し タ イ プ
総 数	31 (100.0)	20 (100.0)	8 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)
単 独 事 故	13 (41.9)	13 (65.0)	—	—	—
対自動車事故	9 (29.0)	2 (10.0)	5 (62.5)	1 (50.0)	1 (100.0)
対歩行者事故	4 (12.9)	3 (15.0)	1 (12.5)	—	—
対原付事故	2 (6.5)	1 (5.0)	1 (12.5)	—	—
対自転車事故	3 (9.7)	1 (5.0)	1 (12.5)	1 (50.0)	—

注 1 原付とは、原動機付自転車である。

2 () 内は、構成比である。

単独事故が最も多く、次いで、対自動車事故となっている。高速度タイプでは、単独事故が13件（65%）で最も多い。信号無視タイプでは、対自動車事故が5件（62.5%）で最も多くなっている。

次に、交通型の事故により死亡した被害者について概観する。交通型のサブタイプ別に見た事故の死亡者数別事件数は、表 4 - 4 - 5 のとおりである。

表 4 - 4 - 5 交通型のサブタイプ別の事故死亡者数別事件数

区 分	総 数	高 速 度 タ イ プ	信 号 無 視 タ イ プ	ア ル コ ー ル タ イ プ	運 転 技 能 な し タ イ プ
総 数	31 (100.0)	20 (100.0)	8 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)
死 亡 者 1 人	26 (83.8)	15 (83.9)	8 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)
死 亡 者 2 人	3 (9.6)	3 (9.7)	—	—	—
死 亡 者 3 人	1 (3.2)	1 (3.2)	—	—	—
死 亡 者 4 人	1 (3.2)	1 (3.2)	—	—	—

注 () 内は、構成比である。

死亡者が1人の事件が最も多く26件（83.8%）であった。死亡者が2人以上いるのは、高速度タイプだけであった。

交通型のサブタイプ別同乗者の有無別死亡者との関係は、表 4 - 4 - 6 のとおりである。

表 4 - 4 - 6 交通型のサブタイプ・同乗者の有無別死亡者との関係

区 分	総 数	高 速 度 タ イ プ	信 号 無 視 タ イ プ	ア ル コ ー ル タ イ プ	運 転 技 能 な し タ イ プ
総 数	31	20	8	2	1
同 乗 者 あ り	25(16)	15(13)	8(2)	1(—)	1(1)
遊 び 仲 間	16	13	2	—	1
面 識 の な い 者	9	2	6	1	—
同 乗 者 な し	6	5	—	1	—
面 識 の な い 者	6	5	—	1	—

注 1 () 内は、同乗者が死亡した事件数である。
2 「同乗者なし」で「遊び仲間」の者は、いなかった。

事故時に同乗者がいた事件は25件であり、8割程度が同乗者を乗せて事故に至っている。このうち同乗者が死亡者になっている事故は16件（64％）である。同乗者のうち、遊び仲間が16件で6割以上となっている。

交通型のサブタイプ別に見た事故前の飲酒の有無別構成比は、表 4 - 4 - 7 のとおりである。

交通型の少年のうち、アルコールタイプに含まれる少年は2人であるが、危険運転致死の危険運転行為としてアルコールの影響が認定されていない場合においても、生活史の聞き取りにおいて事故前の飲酒を認めている者や道路交通法違反（酒気帯び運転）が併合されている者を併せると、事件前に飲酒した者は、12人（38.7％）いた。

表 4 - 4 - 7 交通型のサブタイプ別事故前の飲酒の有無

区 分	総 数	高 速 度 タ イ プ	信 号 無 視 タ イ プ	ア ル コ ー ル タ イ プ	運 転 技 能 な し タ イ プ
総 数	31 (100.0)	20 (100.0)	8 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)
飲 酒 あ り	12 (38.7)	4 (20.0)	6 (75.0)	2 (100.0)	—
飲 酒 な し	19 (61.3)	16 (80.0)	2 (25.0)	—	1 (100.0)

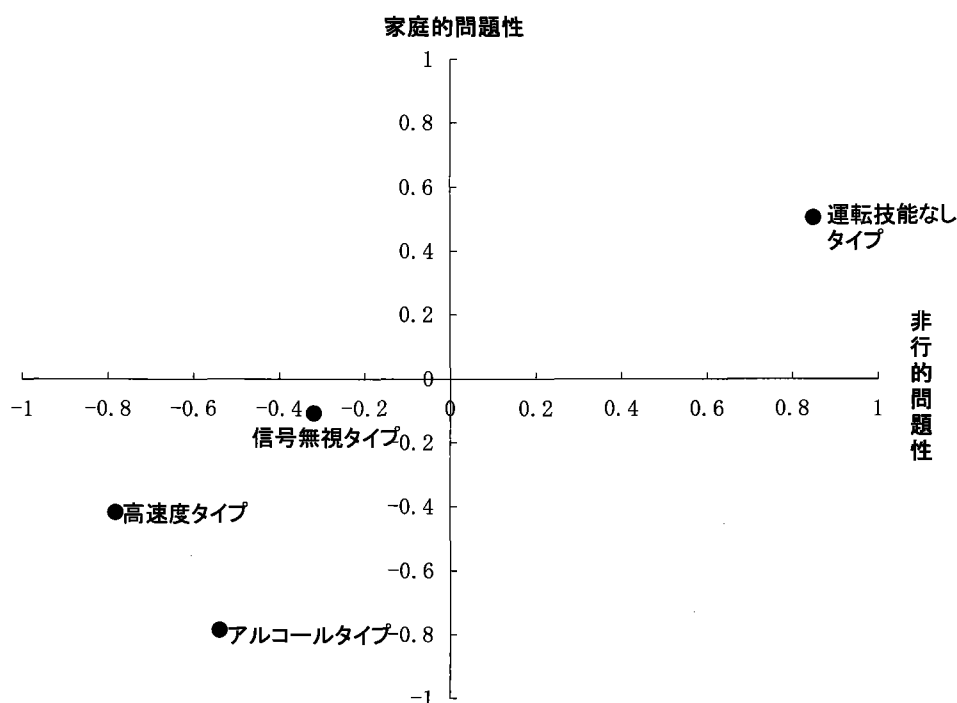
注 () 内は、構成比である。

図 3 - 2 - 16で示された非行類型別性格特徴では、交通型の少年の自己顕示及び発揚の高さが際立ち、気分の高揚や周囲の目を意識した派手な運転態度が重大な事故につながった可能性があると考えられる。自己顕示性の強さを、周囲の目への意識と考えると、その対象は同乗者に向かっていると考えられる。つまり、交通型においては高速度型が多いことも考え合わせると、遊び仲間である同年代の同乗者がいることで気分が発揚したり、殊更格好のよいところを見せたいという自己顕示欲があらわになって、交通規範を無視し、運転技術をはるかに超えたスピードを出して、事故に至っていることがうかがわれる。

「第3 非行類型による分析」の「3 多変量解析を用いた分析」において、交通型全体では、家庭的問題性が最も低く、非行的問題性も家族型に次いで低かったが、交通型のサブタイプごとに見た場合、どのような特徴を示すであろうか。そこで、交通型のサブタイプごとに2次元上に位置づけたものが図 4 - 4 - 8 である。

運転技能なしタイプだけが他のサブタイプと異なる位置にプロットされたが、このタイプに含まれる者は1人だけであり、この結果から結論的なことを言うことは困難である。そのほかのサブタイプは、いずれも非行的問題性も家庭的問題性も低かった。

図4-4-8 交通型のサブタイプごとの因子得点の平均の分布



(4) 交通型のサブタイプごとの特徴

①高速度タイプ

高速度タイプの少年は20人で、そのうち、いわゆる「走り屋」などといい、山岳道路等でのコーナーリング技術や直線道路での最高速度を競う等の違法な競争行為を楽しんでいた少年が4人含まれている。また、事故時に時速100キロメートル以上の速度を出していた者は15人おり、このような高速度での事故は他のサブタイプには見られない。

高速度タイプの事故形態は、単独事故が13件と最も多く、次いで、対歩行者3件、対自動車2件、対原動機付自転車及び対自転車それぞれ1件の順になっており、交通型の事故形態が単独事故の13件は、すべて高速度タイプに含まれている。

高速度タイプの被害者のうち死亡者の人数を見ると、交通型の被害者のうち死亡者2人以上の5件は、すべて高速度タイプに含まれている。同乗者がいた事故は15件で、そのうち同乗者が死亡した事故は13人である。

高速度タイプの事故は、他のサブタイプと比べ、違法に運転技術を楽しむことや急いでいるといった理由により、単独事故を引き起こし、複数の者を死亡させる結果となることが多い。

②信号無視タイプ

信号無視タイプの少年は8人であった。交通型の他のサブタイプに比べ、無免許運転歴や万引きなどの問題行動歴や、審判不開始・不処分歴のある少年の比率が高く、また、非行初発年齢の平均を見ても、高速度タイプの少年と比べ信号無視型の少年の方が早くなっている。

信号無視型の事故形態は、対自動車が5件と最も多く、次いで、対歩行者、対原動機付自転車及び対自転車がそれぞれ1件となっている。信号無視タイプの事故時には、すべて同乗者がいたが、被害者のうち死亡者が同乗者であったのは2件、同乗者以外は6件であった。

交通型の少年のうち、事故後に逃走をしたケースが4件あるが、これらはすべて信号無視タイプの少年のケースである。また、飲酒後の運転あるいは無免許運転の発覚をおそれ、警察からの逃走を企てた後に事故を引き起こした者が3人いる。

信号無視タイプの事故は、交通型のうちでは比較的非行性の進んだ少年が、日ごろからの交通規範軽視の運転態度や運転前のアルコールの影響により、安易な思い込みや甘い見通しの下に引き起こした事故が多く見られる。

③アルコールタイプ

アルコールタイプの少年は2人であった。事故形態は、対自動車、対自転車がそれぞれ1件である。同乗者がいたのは1件であるが、同乗者が死亡者である事故はない。

アルコールタイプの少年は、いずれも職場の同僚との飲酒の後、事故を起こしており、過去の飲酒運転の経験も認められる。

④運転技能なしタイプ

運転技能なしタイプは1人であった。この少年は年少少年であり、自動車の前進、後進がかろうじてできる程度の運転技量であるにもかかわらず、年長の遊び友達を同乗させ、公道を進行したが、交差点で運転操作を誤り、青色信号に従い進行してきた自動車と衝突し、同車の同乗者を死亡させたものである。事故前の飲酒は認められない。

(5) 小括

交通型の少年は、重大事犯の少年のうちでは、ほとんど問題のない家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、就学・就労を果たし、社会人として生活を送っていた者が多い。非行時に年長少年が多いことともあいまって、原則どおりの検察官送致決定になったケースが多い。

もとより、この種の交通規範を無視した悪質・危険な運転行為により人を死傷させる重大な結果を引き起こした少年の処遇においては、ときに交通事故に見られるその偶発性を否定した上で、本人の資質と今回の重大な事犯が密接に関係していることを十分に理解させる必要がある。

同時に、被害者やその遺族に対する慰謝の措置をいかに行うべきかを考えさせることも

処遇上必要なことである。交通型の事故の場合に多く見られるであろう、自動車保険による、本人が直接介在することなく行われる慰謝（これは、保護者が主体的に慰謝の措置を行う場合も同様と考えられる。）の措置は、場合によって、本人をそのみで自らの起こした重大な事件に対する償いの終了と考え違いをさせてしまうケースも見られる。そのため、本人に対しては、現実を冷静に見つめさせ、今後の社会生活において謝罪を継続していくことの意味を十分に理解させる処遇を実施していくことが、重大事犯を繰り返さないために重要であると考えられる。

第5 重大事犯少年の裁判

1 重大事犯少年の裁判に関する基礎的分析

(1) 少年審判

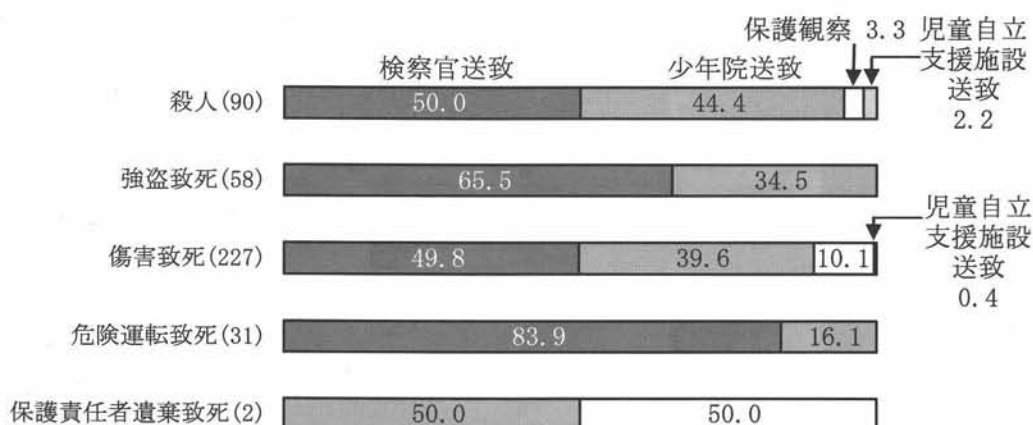
ア 審判の概要

家庭裁判所における終局処理を見ると、調査対象者408人のうち、7人が年齢超過により検察官送致とされたほか、215人（52.7%）が刑事処分相当により検察官送致とされ、186人（45.6%）が保護処分とされた。保護処分とされたものの内訳は、少年院送致156人（38.2%）、保護観察27人（6.6%）、児童自立支援施設送致3人（0.7%）であった。また、少年院送致を送致先少年院の種類別に見ると、初等少年院が29人（7.1%）、中等少年院が107人（26.2%）、特別少年院が11人（2.7%）、医療少年院が9人（2.2%）であった。

非行名別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図5-1-1のとおりである。

検察官送致（年齢超過によるものを含む。）の比率を見ると、危険運転致死が83.9%と最も高く、次いで、強盗致死（65.5%）が高かった。保護責任者遺棄致死の2人は、いずれも女子であり、少年院送致と保護観察各1人であった。傷害致死は、検察官送致49.8%、少年院送致39.6%、保護観察10.1%であった。

図5-1-1 非行名別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



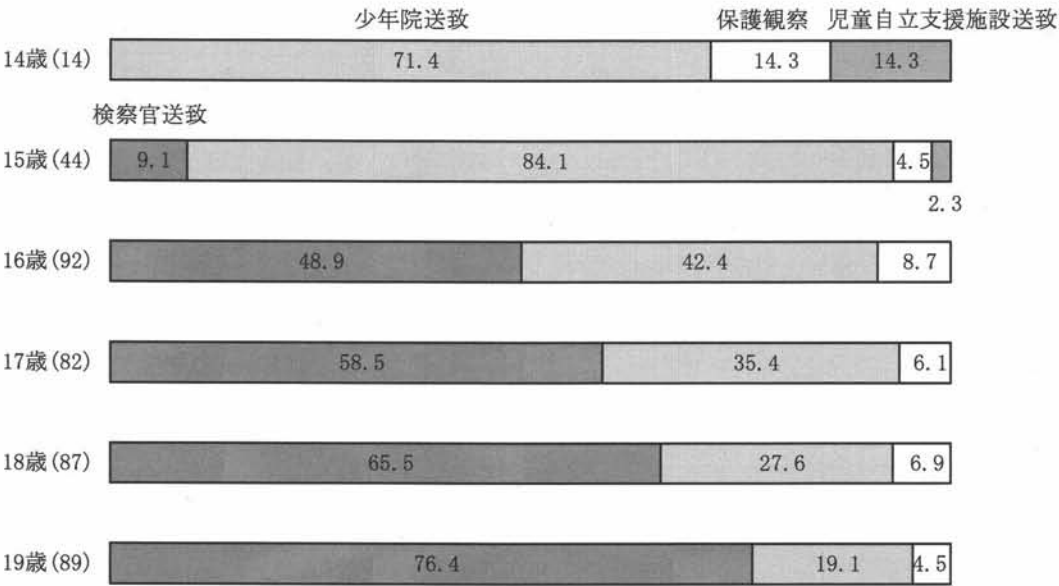
- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 「殺人」、「傷害致死」及び「危険運転致死」は、年齢超過により検察官送致とされた者を含む。
 3 () 内は、実人数である。

非行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図5-1-2のとおりである。

16歳以上の少年は、年齢が高いほど検察官送致（年齢超過によるものを含む。）の比率も高くなっていた。なお、非行時年齢が15歳で検察官送致とされた者は4人である。このうち1人は殺人であり、家庭裁判所で検察官送致（審判時16歳）とされた後、地方裁判所において懲役刑とされた（判決時17歳）。残りの3人は、傷害致死であり、検察官送致とされた（うち1人は審判時16歳）が、起訴後、地方裁判所において審理の結果、いずれも保護

処分相当として家庭裁判所に移送され、保護処分とされた。

図 5－1－2 非行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比

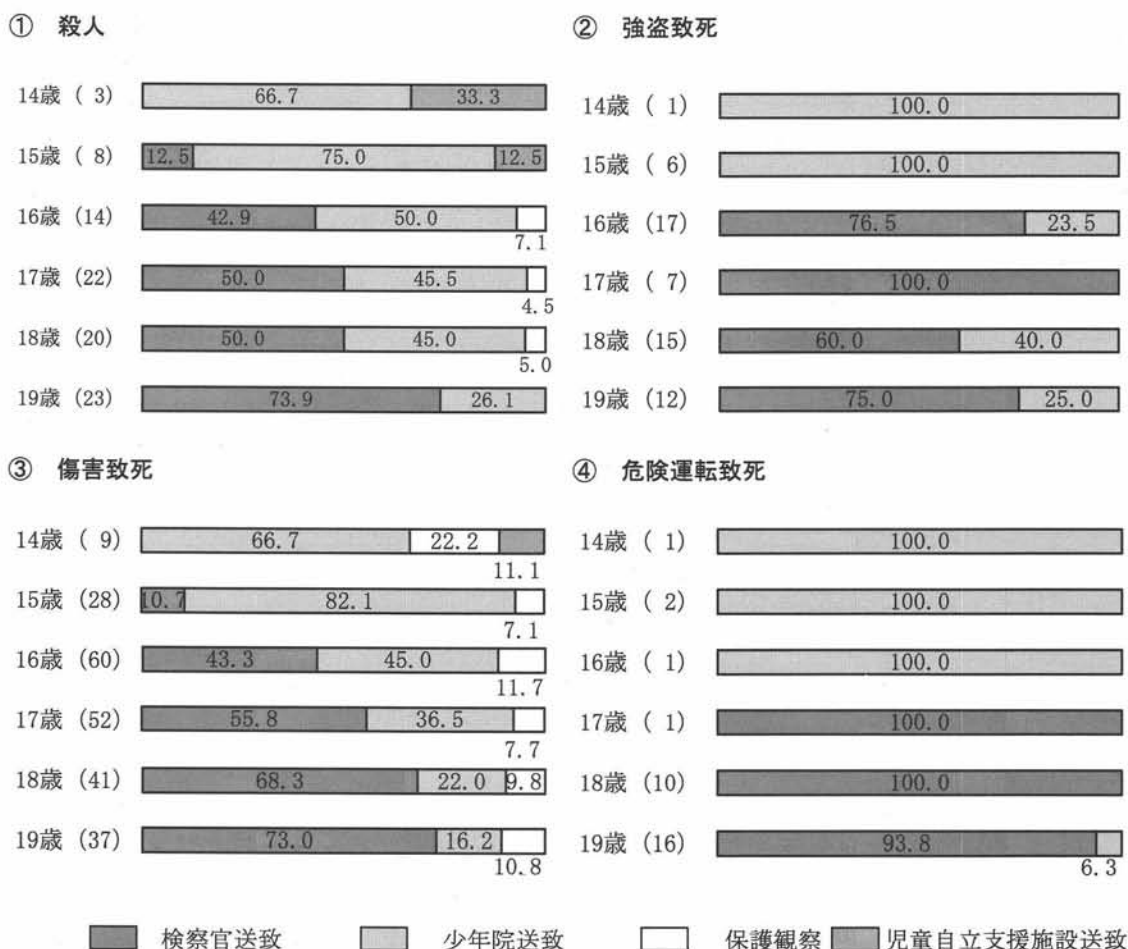


注 1 「19歳」は、年齢超過により検察官送致とされた7人を含む。
2 () 内は、実人数である。

非行名・非行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分構成比は、図 5－1－3 のとおりである。

殺人及び傷害致死は、非行時年齢が高いほど検察官送致（傷害致死には年齢超過によるものを含む。）の比率も高くなっていた。強盗致死は、各非行時年齢の該当数が少ないため、年齢ごとの検察官送致の比率のばらつきが大きい。

図 5 - 1 - 3 非行名・非行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 年齢超過により検察官送致とされた7人を含む。
 3 保護責任者遺棄致死を除く。
 4 ()内は、実人数である。

家庭裁判所において少年院送致とされた者の非行名別・処遇課程別人員は、表 5 - 1 - 4 のとおりである。

少年院の生活訓練課程の中でも、取り分け、非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑、深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者を処遇する G3区分を見ると、殺人では15.0%が、傷害致死では12.2%が、強盗致死では25.0%が、危険運転致死では20.0%が、この処遇区分に分類されている。また、著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者を処遇する G1区分を見ると、殺人では15.0%が、傷害致死では14.4%が、強盗致死では25.0%が、この処遇区分に分類されている。

表5-1-4 非行名・少年院処遇課程別人員

区分	殺人	傷害致死	強盗致死	危険運転致死	保護責任者遺棄致死
総数	40 (100.0)	90 (100.0)	20 (100.0)	5 (100.0)	1 (100.0)
S2	—	1 (1.1)	—	—	—
S3	5 (12.5)	6 (6.7)	—	1 (20.0)	—
O	1 (2.5)	1 (1.1)	—	—	—
G1	6 (15.0)	13 (14.4)	5 (25.0)	—	—
V1	—	4 (4.4)	1 (5.0)	—	—
V2	8 (20.0)	36 (40.0)	4 (20.0)	2 (40.0)	—
E1	1 (2.5)	7 (7.8)	2 (10.0)	—	—
E2	—	2 (2.2)	—	—	—
H1	3 (7.5)	4 (4.4)	—	—	—
H2	5 (12.5)	4 (4.4)	1 (5.0)	—	1 (100.0)
P1	1 (2.5)	—	—	—	—
M1	4 (10.0)	1 (1.1)	1 (5.0)	1 (20.0)	—
M2	—	—	1 (5.0)	—	—
G3	6 (15.0)	11 (12.2)	5 (25.0)	1 (20.0)	—

注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

2 検察官送致とされた後、地方裁判所における審理の結果、保護処分相当とされ、少年院送致となった15人を除く。

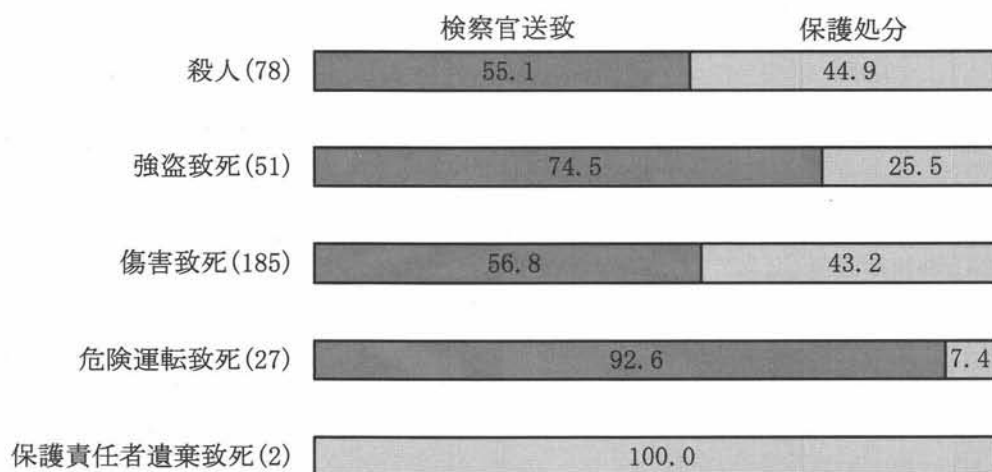
イ 原則逆送事件の審判状況

重大事犯少年で非行時の年齢が16歳以上の少年（以下「原則逆送少年」という。）343人（年齢超過により検察官送致となった7人を除く。）のうち、検察官送致とされたものは、211人（61.5%）であり、保護処分とされたものは、132人（38.5%）であった。

非行名別の審判結果（原則逆送少年）は、図5-1-5のとおりである。

検察官送致の比率は、危険運転致死が92.6%と最も高く、次いで、強盗致死（74.5%）、傷害致死（56.8%）、殺人（55.1%）の順であった。

図5-1-5 非行名別審判結果（原則逆送少年）



注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

2 年齢超過により検察官送致とされた7人を除く。

3 () 内は、実人数である。

次に、原則逆送少年が検察官送致となるか、保護処分になるかにどのような要因が影響を与えているかを検討するため、該当人員の多い殺人、強盗致死、傷害致死の3つの非行

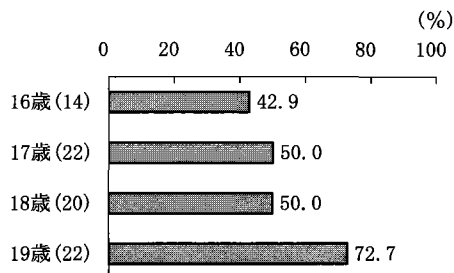
名について、分析を行う。

非行名ごとに見た、非行時年齢別の検察官送致の比率（原則逆送少年）は、図5-1-6のとおりである。

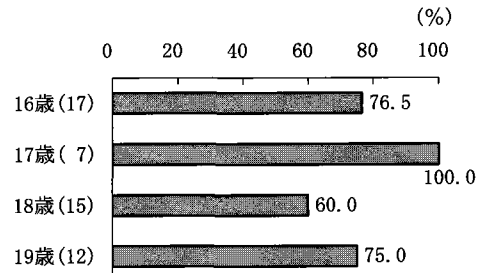
殺人、傷害致死では、年齢が高くなるほど検察官送致の比率が上昇している。一方、強盗致死では、16、17歳の検察官送致の比率も高く、年齢の高まりと検察官送致の比率に関連性は認められない。

図5-1-6 非行名・非行時年齢別の検察官送致の比率（原則逆送少年）

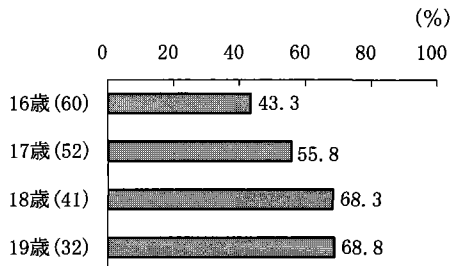
① 殺人



② 強盗致死



③ 傷害致死

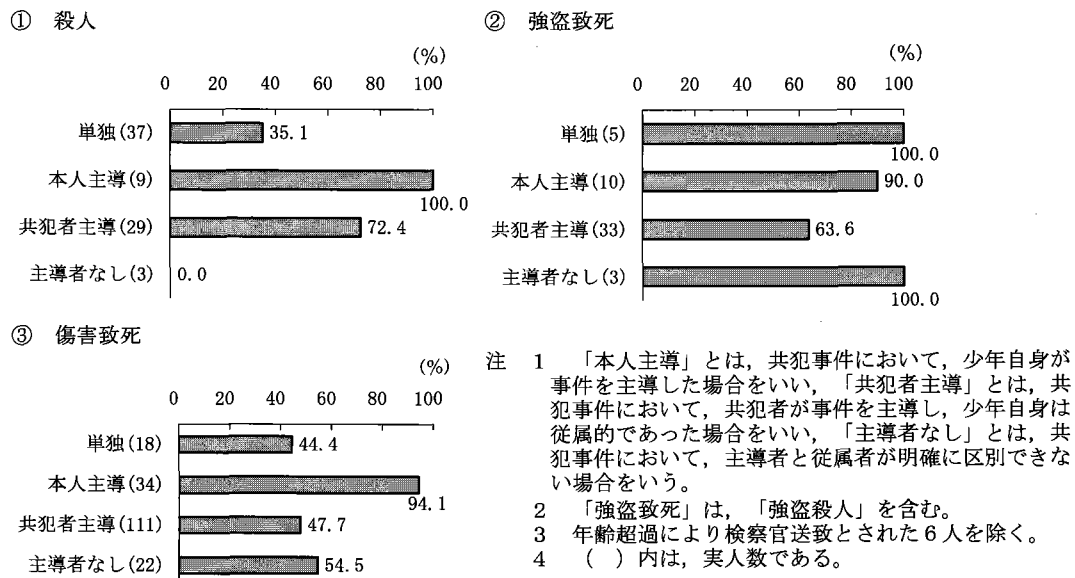


- 注 1 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
 2 年齢超過により検察官送致とされた6人を除く。
 3 ()内は、実人数である。

非行名ごとに見た、非行主導者別の検察官送致の比率（原則逆送少年）は、図5-1-7のとおりである。

殺人では、本人主導の場合は全員が検察官送致とされていた。強盗致死でも、やはり本人主導の場合は90%が検察官送致とされていた。なお、本人主導で検察官送致とならなかった1人（両親に対する強盗殺人）は、精神的障害が認定され、医療少年院送致とされた事例であった。傷害致死でも本人主導の場合はほとんどが検察官送致とされていた。

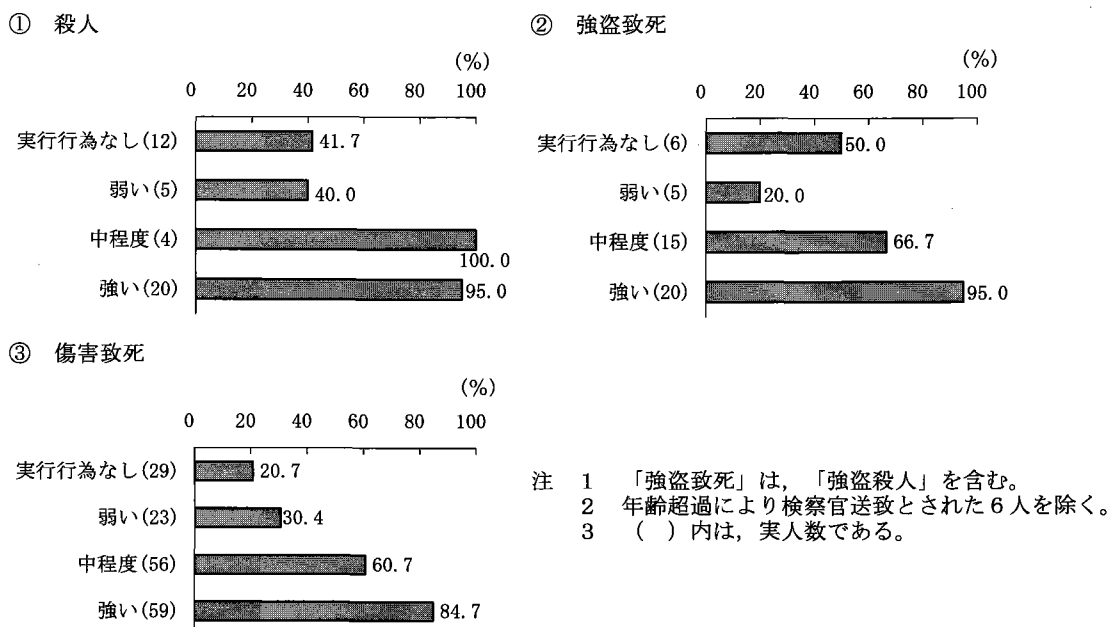
図5-1-7 非行名・非行主導者別の検察官送致の比率（原則逆送少年）



非行名ごとに見た、共犯事件における暴力の程度別の検察官送致の比率(原則逆送少年)は、図5-1-8のとおりである。なお、ここでいう暴力の程度とは、法務総合研究所がデータを基に、本件非行時における調査対象者の暴力の程度を、「強い(被害者の死亡に直接結び付いたと思われる暴力)」、「中程度(被害者の死亡に直接結び付いてはいないが、多数回の激しい暴力)」、「弱い(被害者へのダメージが少なかったと思われる暴力)」、「実行行為なし」に分類したものである。

いずれの非行名においても、共犯事件においては、おおむね暴力の程度が強いほど検察官送致の比率が高くなっていた。なお、殺人において、暴力の程度が強いにもかかわらず、検察官送致になっていない者は、男女共犯による嬰兒殺のうちの一人であった。

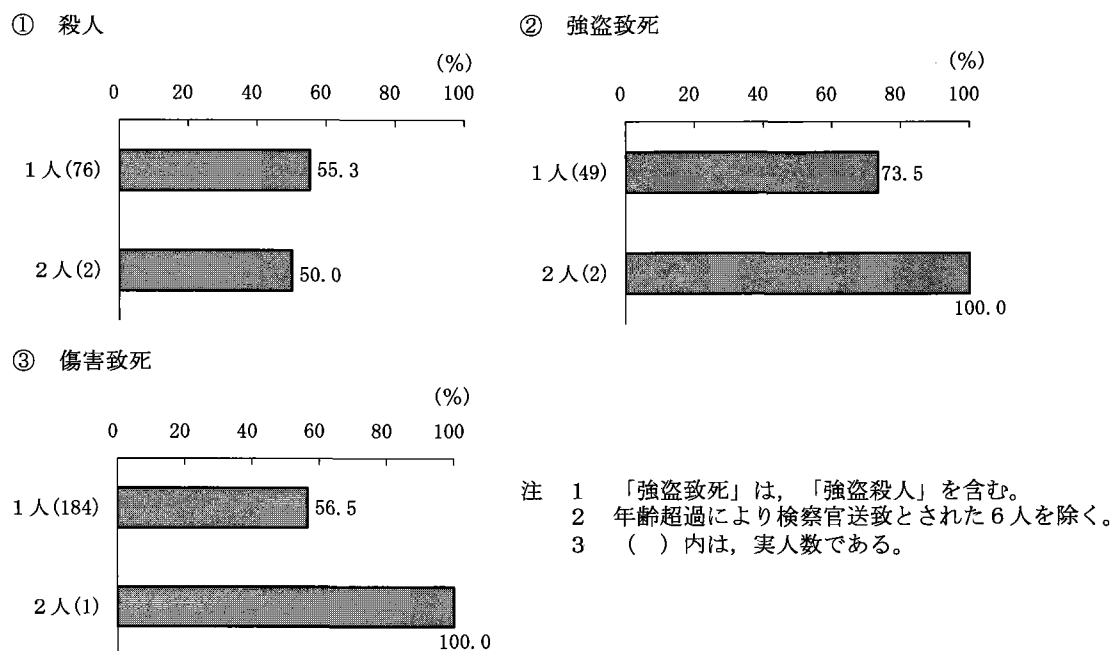
図 5 - 1 - 8 共犯事件における非行名・暴力の程度別の検察官送致の比率(原則逆送少年)



非行名ごとに見た、死亡被害者数別の検察官送致の比率(原則逆送少年)は、図 5 - 1 - 9 のとおりである。

殺人の場合、2人を殺害した事件に係る少年2人のうち、1人が保護処分となっている。これは、自宅に放火することによって、母親と叔母の2人を殺害した事例において、知的障害等の資質的な問題点が勘案されて、少年院送致とされた事案である。

図 5 - 1 - 9 非行名・死亡被害者数別の検察官送致の比率(原則逆送少年)

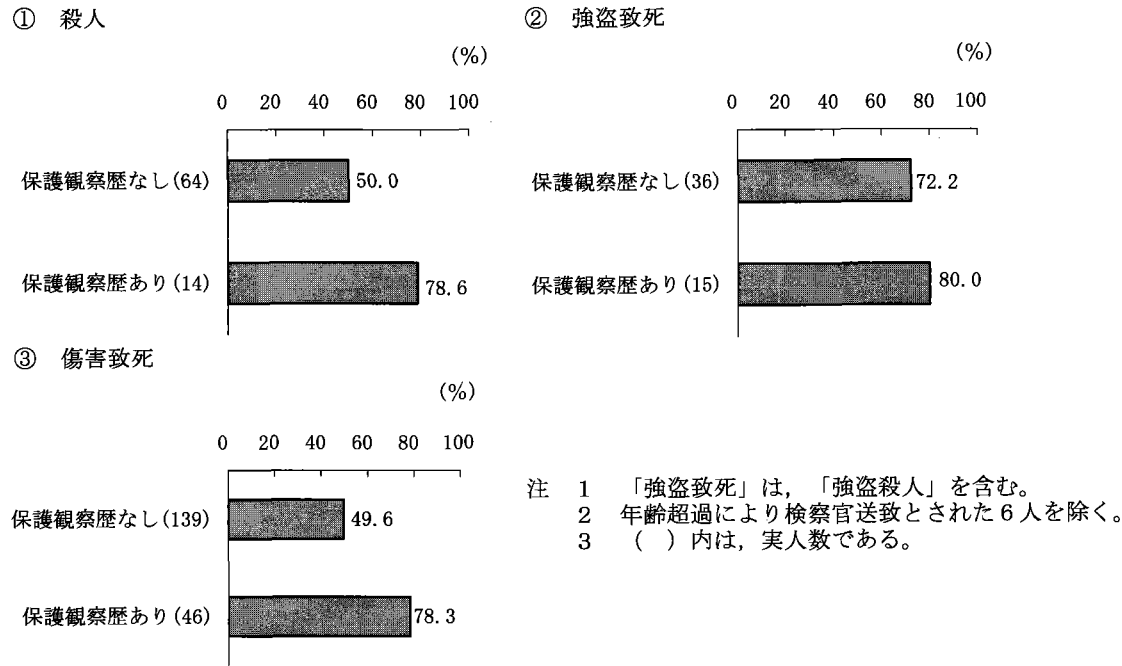


非行名ごとに見た、保護観察歴別の検察官送致の比率(原則逆送少年)は、図 5 - 1 -

10のとおりである。

すべての非行名で、保護観察歴ありの方が検察官送致の比率が高かった。

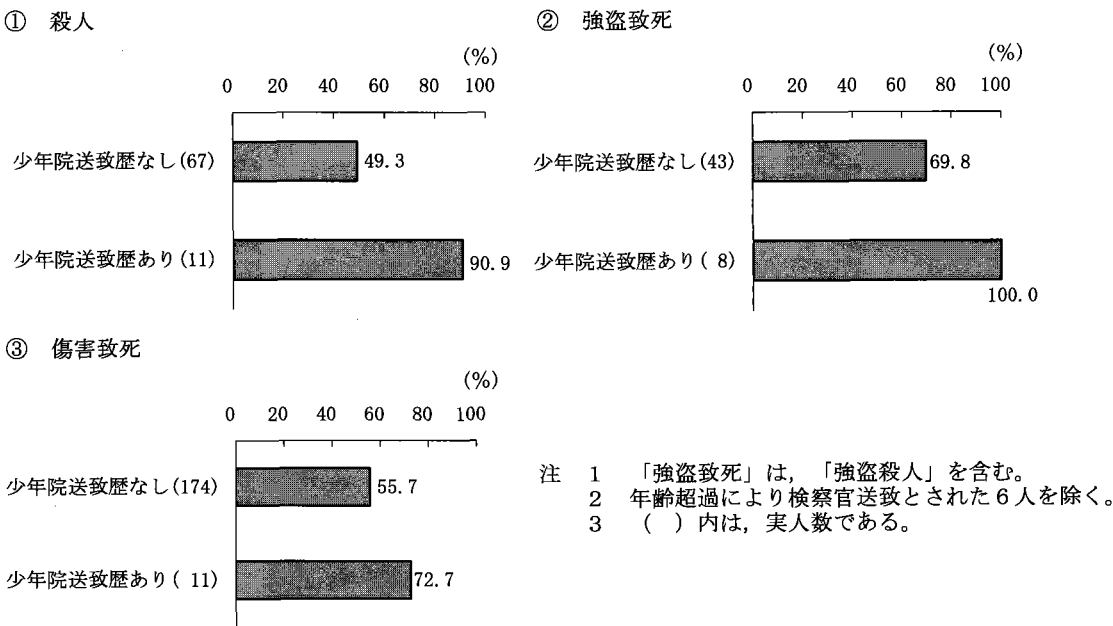
図 5 - 1 - 10 非行名・保護観察歴別の検察官送致の比率（原則逆送少年）



非行名ごとに見た、少年院送致歴別の検察官送致の比率(原則逆送少年)は、図 5 - 1 - 11のとおりである。

すべての非行名で、少年院送致歴ありの方が検察官送致の比率が高かった。

図 5 - 1 - 11 非行名・少年院送致歴別の検察官送致の比率（原則逆送少年）



以上見てきたように、原則逆送事件の審判状況の基礎的な分析結果からも、原則逆送少

年が検察官送致となるか否かの決定には、少年の年齢、非行名、主導性の有無等非行における少年の役割、暴力の程度等の行為態様の悪質性、死亡した被害者の人数等の結果の重大性、さらには、保護観察歴や少年院送致歴等に見られる少年の非行性の進捗等の様々な要因が考慮され、裁判所は、個々の事例ごとに、これら要因に加え、非行後の事情をも併せ考慮し、慎重な判断のもとに検察官送致か保護処分かの決定をなしていることがうかがわれる。

そして、このことは、後記本項2のとおり、非行類型による原則逆送少年に対する裁判結果の分析からも、更に角度を変えて読み取れる。

ウ 少年法改正前と改正後の審判の比較

改正少年法施行前の平成11年及び12年の重大事犯少年を対象に財団法人矯正協会附属中央研究所が実施した同種調査（以下「改正前調査」という。）⁴と今回の特別調査（以下「改正後調査」という。）を比較する。

改正前調査は、少年法が改正される以前に重大事犯を犯した少年について調査を行い、保護処分・刑事処分の判断基準と重大事犯を犯すに至った少年の特徴を明らかにするべく実施された。その調査対象者は、平成11年1月1日から12年12月31日までの2年間に、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪等により観護措置をとられて全国の少年鑑別所に入所した少年（男子286人、女子23人の計309人）である。

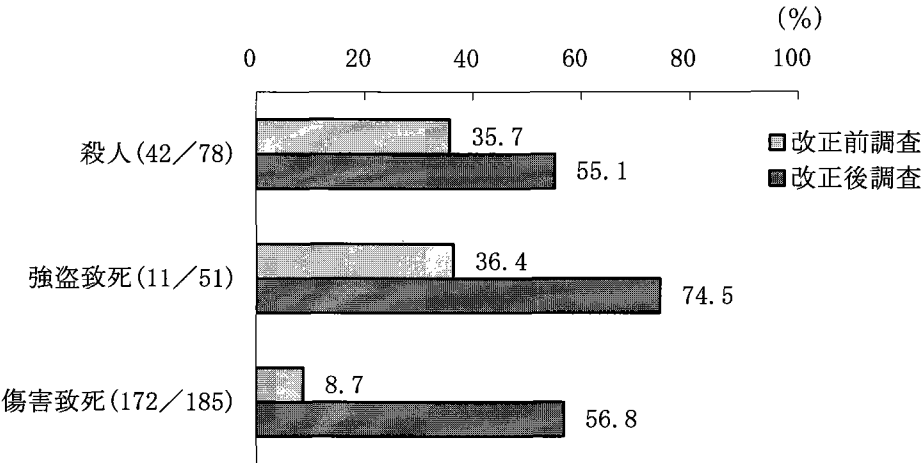
今回は、調査対象者のうち、両調査で比較可能な16歳以上で、殺人、傷害致死及び強盗致死の者について、審判結果の変化を見る。改正前調査が対象者の年齢を観護措置により少年鑑別所に入所した時点での年齢を用いているのに対し、改正後調査では非行時年齢を用いており、年齢区分が厳密には同一ではないことなどから正確な比較は困難であるが、それでも両調査による少年法改正前と改正後の審判結果を比較することは、改正少年法の運用状況を概括的に把握する上で有益と考えられる。

非行名別の検察官送致の比率の少年法改正前後の比較は、図5-1-12のとおりである。

いずれの非行名でも、改正前調査と比較して改正後調査において、検察官送致の比率がかなり上昇していた。特に傷害致死は、検察官送致の比率が改正後調査では56.8%と改正前調査（8.7%）と比較して大幅に上昇していた。

4 末永清ら(2002)「被害者の生命を奪う罪を犯した少年に関する研究」中央研究所紀要、第12号、矯正協会附属中央研究所

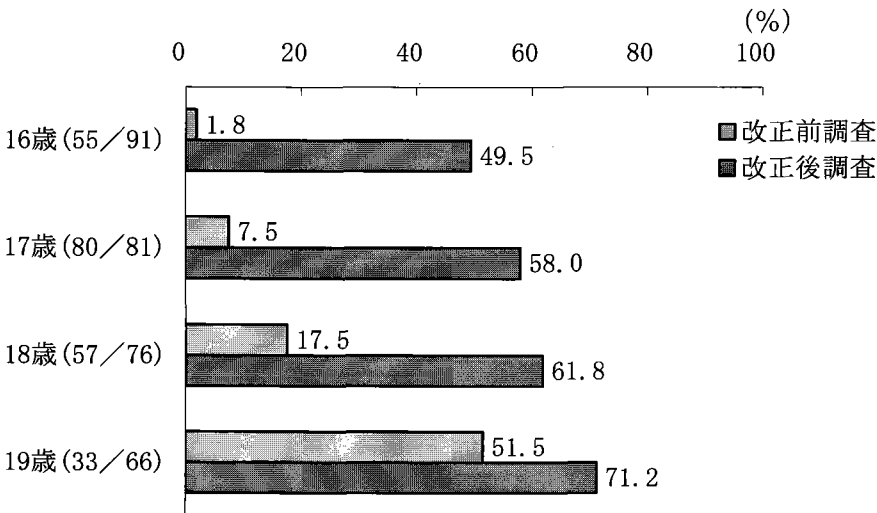
図 5 - 1 - 12 非行名別検察官送致の比率の少年法改正前後の比較



注 1 法務総合研究所及び財団法人矯正協会附属中央研究所の調査による。
2 16歳以上で、非行名が殺人、強盗致死及び傷害致死の者のみを計上した。
3 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
4 改正後調査は、年齢超過により検察官送致とされた6人を除く。
5 () 内は、左が改正前調査の実人数、右が改正後調査の実人数である。

年齢別の検察官送致の比率の少年法改正前後の比較は、図 5 - 1 - 13のとおりである。
改正後調査でも改正前調査でも、年齢が高くなるほど検察官送致の比率が上昇しているのは同じであるが、改正前調査では18歳以下の少年の検察官送致の比率がかなり低かったのに対して、改正後調査では、16歳でも49.5%が検察官送致とされており、年齢の低い少年の検察官送致の比率の上昇が目立つ。

図 5 - 1 - 13 年齢別検察官送致の比率の少年法改正前後の比較



注 1 法務総合研究所及び財団法人矯正協会附属中央研究所の調査による。
2 16歳以上で、非行名が殺人、強盗致死及び傷害致死の者のみを計上した。
3 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
4 改正後調査は、年齢超過により検察官送致とされた6人を除く。
5 () 内は、左が改正前調査の実人数、右が改正後調査の実人数である。

(2) 刑事裁判

家庭裁判所の審判によって検察官送致とされた原則逆送少年が、刑事裁判において、どのような裁判を受けているかを見る。

なお、ここでは、地方裁判所での審理の結果、家庭裁判所に移送された少年を含めて分析した。

検察官送致とされた原則逆送少年216人（年齢超過により検察官送致となった7人を含む。裁判中に死亡した1人及び調査時判決未了の1人を除く。）の判決罪名別人員は、殺人42人、承諾殺人1人、強盗致死（強盗殺人を含む。）36人、傷害致死111人（殺人罪で起訴された1人を含む。）、危険運転致死26人であった。

平成18年12月31日までに通常第一審で終局裁判を受けた216人のうち、裁判時に少年であった者は162人（75.0%）、成人に達していた者は54人（25.0%）であった。

裁判時少年の通常第一審における罪名別裁判結果は、表5－1－14のとおりである。

無期懲役7人（4.3%）、10年以上の定期刑8人（4.9%）、不定期刑128人（79.0%）、3年以下の定期刑（執行猶予）6人（3.7%）、無罪1人（0.6%）であった。また、12人（7.4%）が保護処分相当として家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされている。なお、執行猶予とされた6人のうち3人は、傷害致死であり、暴走族仲間に対する集団リンチの事案であって、当該少年は実行行為をしておらず、従属的な関与にとどまり、遺族に対して慰謝の措置が講ぜられていた事例が含まれていた。そのほかの3人は、危険運転致死であり、いずれも被害者が同乗の友人で、示談が成立するなどし、被害者遺族の処罰感情も緩和されていると認められるものであった。

表5－1－14 通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時少年）

罪 名	総 数	無期懲役	有 期 刑							無罪	家裁移送
			定 期 刑				不定期刑				
			10年超え 15年以下	10年	3 年 (執行猶予)	保 護 観 察 付	5 年超え 10年以下	3 年超え 5 年以下	2 年以上 3 年以下		
総 数	162	7	7	1	6	2	68	57	3	1	12
殺 人	24	—	2	—	—	—	22	—	—	—	—
承 諾 殺 人	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
強 盗 致 死	29	7	5	1	—	—	14	—	—	—	2
傷 害 致 死	90	—	—	—	3	1	25	49	2	1	10
危険運転致死	18	—	—	—	3	1	7	7	1	—	—

注 1 平成18年12月31日までに通常第一審で有罪判決又は家裁移送の決定を受けた者を計上している。
2 原則逆送対象者のみを計上している。
3 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。
4 不定期刑は、長期を計上した。
5 勾留中に死亡した1人を除く。
6 起訴罪名は殺人であったが、判時罪名は傷害致死となっている者（1人）がいる。

裁判時成人の通常第一審における罪名別裁判結果は、表5－1－15のとおりである。

無期懲役6人（11.1%）、有期懲役48人（88.9%）であり、執行猶予になった者は2人であった。そのうち1人は、女子による嬰兒殺事案であり、残る1人は、殺人等の幫助事案であり控訴した。

表 5 - 1 - 15 通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時成人）

罪 名	総 数	無期懲役	有期懲役					
			10年超え 15年以下	5年超え 10年以下	3年超え 5年以下	2年以上 3年以下	執行猶予	2年未満
総 数	54	6	6	18	17	5	2	2
殺 人	18	—	5	9	2	2	2	—
強 盗 致 死	7	6	1	—	—	—	—	—
傷 害 致 死	21	—	—	8	10	1	—	2
危険運転致死	8	—	—	1	5	2	—	—

注 1 平成18年12月31日までに通常第一審で有罪判決を受けた者を計上している。

2 原則逆送対象者のみを計上している。

3 「強盗致死」は、「強盗殺人」を含む。

4 執行猶予の2人は、保護観察なしである。

地方裁判所での審理の結果、保護処分相当として再び家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされた12人について見ると、10人は傷害致死の事案（単独事案が1件1人、共犯事案が6件9人）、2人は強盗致死等の事案（いずれも共犯事案）であった。共犯事案の少年は、多くの場合、非行への関与が比較的従属的であった。これら12人のうち、公判中に示談が成立したものが3人であり、他は、示談には至っていないものの、多くの場合、保護者らが遺族に対し慰謝の措置のための努力をしていることがうかがわれ、裁判所が遺族感情にも配慮しながら、審判後の事情も併せて考慮し、保護処分相当性を判断していることがうかがわれる。

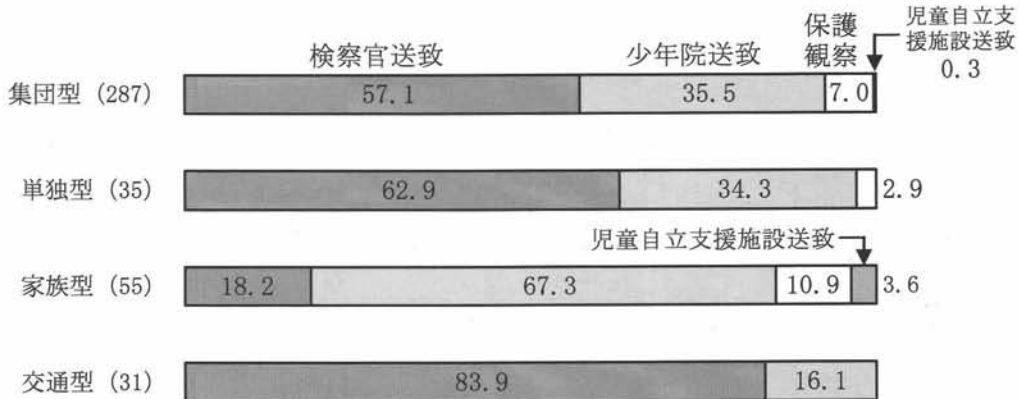
2 非行類型による裁判結果の分析

(1) 非行類型別の裁判結果の概要

非行類型別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図 5 - 2 - 1 のとおりである。

検察官送致（年齢超過によるものを含む。）の比率を見ると、交通型が83.9%と最も高く、次いで、単独型（62.9%）、集団型（57.1%）であった。一方、家族型は、少年院送致が67.3%と最も高く、次いで、検察官送致（18.2%）、保護観察（10.9%）、児童自立支援施設送致（3.6%）の順であった。

図 5 - 2 - 1 非行類型別の家庭裁判所終局処理区分別構成比

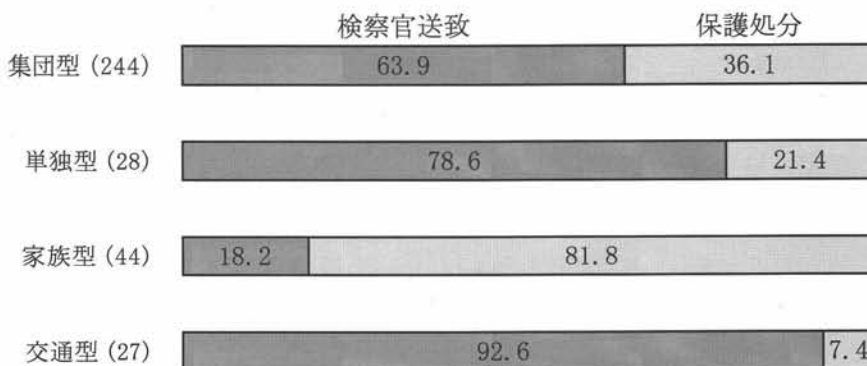


注 1 「集団型」、「家族型」及び「交通型」には、年齢超過により
検察官送致とされた者を含む。
2 () 内は、実人数である。

原則逆送少年の非行類型別の審判結果は、図 5 - 2 - 2 のとおりである。

検察官送致の比率が最も高いのは交通型の92.6%であり、次いで、単独型78.6%、集団型63.9%、家族型18.2%の順であった。

図 5 - 2 - 2 非行類型別審判結果（原則逆送少年）

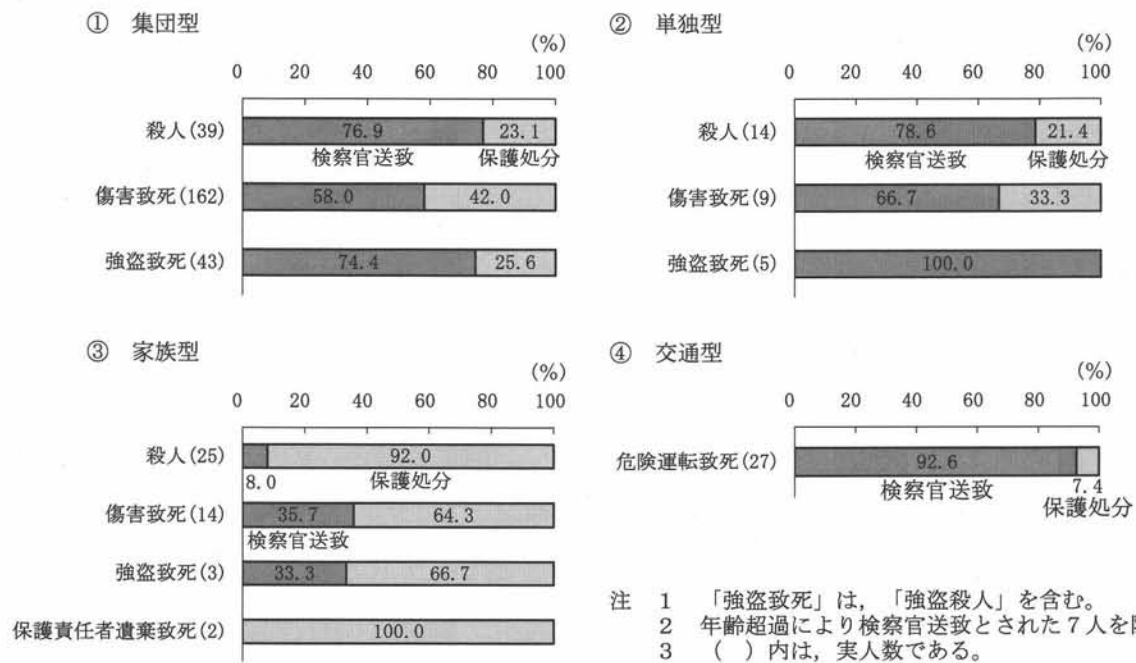


注 1 年齢超過により検察官送致とされた7人を除く。
2 () 内は、実人数である。

原則逆送少年の非行類型ごとに見た、非行名別の審判結果（原則逆送少年）は、図 5 - 2 - 3 のとおりである。

集団型では、殺人と強盗致死の場合、検察官送致になる比率が70%を超えている。単独型では、強盗致死の場合はすべてが検察官送致となっており、殺人と傷害致死の場合も70%前後は検察官送致となっている。家族型では、既述したとおり、保護責任者遺棄致死の2人は保護処分となっており、殺人もほとんどが保護処分となっている。一方、交通型はすべて危険運転致死であり、ほとんどが検察官送致となっていた。

図5-2-3 非行類型別の非行名別審判結果（原則逆送少年）



(2) 非行類型ごとの裁判結果（原則逆送少年）の分析

非行類型ごとに、裁判において、どのような要因が検察官送致とするか、保護処分とするかの判断に影響を及ぼしているかを検討する。

ア 集団型

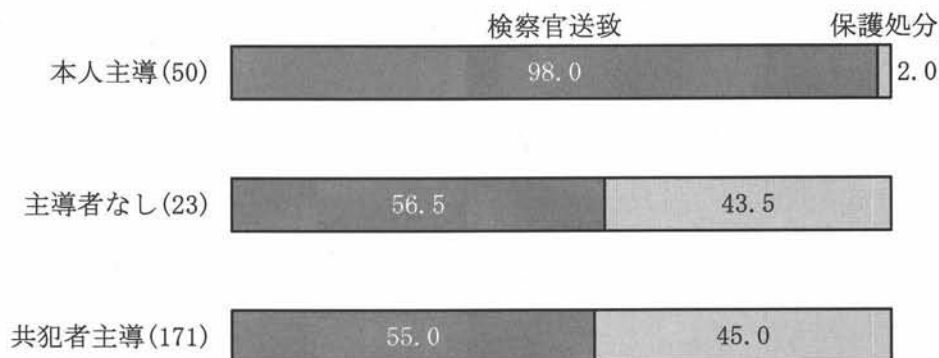
(ア) 集団型の裁判結果

集団型については、この類型に属する人数が244人と多く、保護処分とされた少年も88人(36.1%)と多いことから、様々な要因と審判結果との関連について検討する。

非行主導者別の審判結果（原則逆送少年）は、図5-2-4のとおりである。

検察官送致の比率は、本人主導の場合が98.0%であり、次いで、主導者なしの場合(56.5%)、共犯者主導の場合(55.0%)であった。

図 5 - 2 - 4 非行主導者別審判結果（集団型の原則逆送少年）



- 注 1 「本人主導」とは、共犯事件において、少年自身が事件を主導した場合をいい、「共犯者主導」とは、共犯事件において、共犯者が事件を主導し、少年自身は従属的であった場合をいい、「主導者なし」とは、共犯事件において、主導者と従属者が明確に区別できない場合をいう。
 2 年齢超過により検察官送致とされた5人を除く。
 3 () 内は、実人数である。

集団型の少年の審判結果と当該少年本人の暴力の程度との関連を見るために、図 5 - 1 - 8 で説明したとおり暴力の程度を「強い」、「中程度」、「弱い」、「実行行為なし」に分類したところ、暴力の程度が「強い」と認められる者の検察官送致の比率は、92.3%とかなり高く、次いで、「中程度」(64.0%)、「実行行為なし」(31.1%)、「弱い」(30.3%)の順であった。「実行行為なし」の方が「弱い」よりも検察官送致の比率がわずかながらも高くなっているのは、前者には実行行為を行わなかったものの主導的な役割を果たした者が含まれているためである。

集団型の少年の審判結果と年齢について見ると、まず、非行時の年齢ごとの検察官送致の比率は、16歳57.1%、17歳61.5%、18歳64.3%、19歳78.3%と年齢が上がるにつれて上昇していた。保護処分歴との関連では、保護観察回数ごとの検察官送致の比率は、「なし」59.6%、「1回」70.9%、「2回」100.0%で、少年院送致回数ごとの検察官送致の比率は、「なし」61.6%、「1回」81.0%、「2回」100.0%であった。いずれも保護処分歴が多いほど検察官送致の比率も高くなっていた。

集団型のサブタイプ別の審判結果（原則逆送少年）は、図 5 - 2 - 5 のとおりである。

検察官送致の比率は、暴走族タイプが70.3%と最も高く、次いで、成人共犯タイプ(63.8%)、遊び仲間タイプ(61.5%)、暴力団タイプ(53.8%)の順であった。暴力団タイプの検察官送致の比率が低いのは、少年の暴力団組織内での立場が弱く命ぜられるままに追従的に事件に及んでいることが多いことが影響しているものとうかがわれる。

図5-2-5 集団型のサブタイプ別審判結果（原則逆送少年）

	検察官送致	保護処分
暴力団タイプ（13）	53.8	46.2
暴走族タイプ（64）	70.3	29.7
成人共犯タイプ（58）	63.8	36.2
遊び仲間タイプ（109）	61.5	38.5

注 1 年齢超過により検察官送致とされた5人を除く。
 2 （ ）内は、実人数である。

被害者の死亡者数と検察官送致の比率との関連では、死亡者数が2人以上であった3人は、いずれも検察官送致とされた。精神的障害の有無と検察官送致の比率との関連では、精神的障害ありの4人のうち、3人は保護処分とされ、パニック障害の1人が検察官送致とされた。集団型の原則逆送少年には、17人の女子が含まれ、そのうち5人が検察官送致とされ、12人は保護処分とされた。

（イ）多変量解析による分析

集団型の原則逆送少年の審判結果に影響を与えている要因について検討した結果、暴力の程度、年齢、保護処分歴等が処分決定に大きな影響を与えているものと推測される。そこで、これらの諸要因が相互に関連しながらどのように保護処分相当性の判断に影響を与えているのかを多変量解析を用いて分析した。用いた手法は、ロジスティック回帰分析及びCHAID分析であり、その詳細は巻末の（注2）を参照されたい。

多変量解析の結果をまとめると、被害者の死亡者数や凶悪事件かどうかといった事件そのものの重大性、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、主導者であったかなどの事件で果たした役割が大きく影響を与えていた。それだけでなく、精神的障害を有するか、無職状態であるか、家族と別居していたかなどの資質的な問題、生活上の問題等の様々な要因が、検察官送致になるか保護処分になるかの決定に影響を及ぼしていることがうかがわれた。

ただし、これらの要因によって判別した検察官送致か保護処分かを実際の審判結果と照らし合わせると、一致したのは分析に用いたうちの74.0%であり、これらの要因によって検察官送致になるか、保護処分になるかのすべてが説明できるわけではない。一致しなかった者においては、そのほかの個々の要因が検察官送致か保護処分かの決定に影響を及ぼし

たものと思われる。

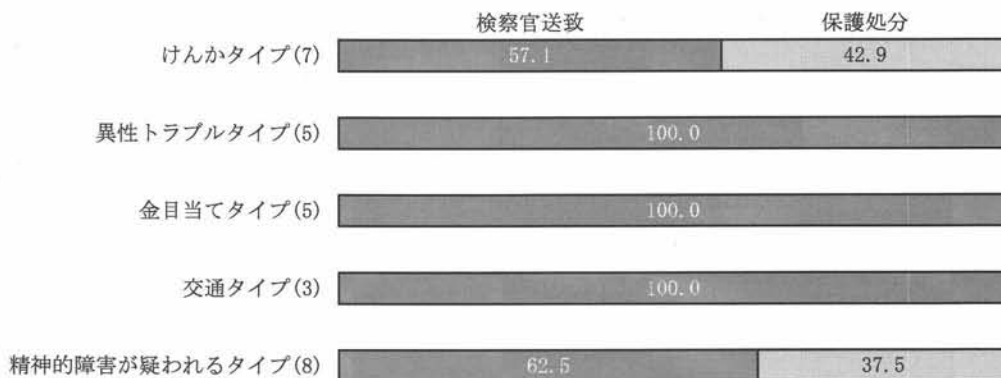
イ 単独型

単独型の原則逆送少年28人のうち、22人が検察官送致とされ、6人が保護処分とされた。

単独型のサブタイプ別の審判結果は、図5-2-6のとおりである。

保護処分とされた6人は、けんかタイプと精神的障害が疑われるタイプにそれぞれ3人ずつ含まれていた。けんかタイプでは、いずれも被害者側から当初何らかの攻撃が仕掛けられ、それに反撃したところ、被害者が死亡したという事案が保護処分とされていた。

図5-2-6 単独型のサブタイプ別審判結果（原則逆送少年）



注 () 内は、実人数である。

ウ 家族型

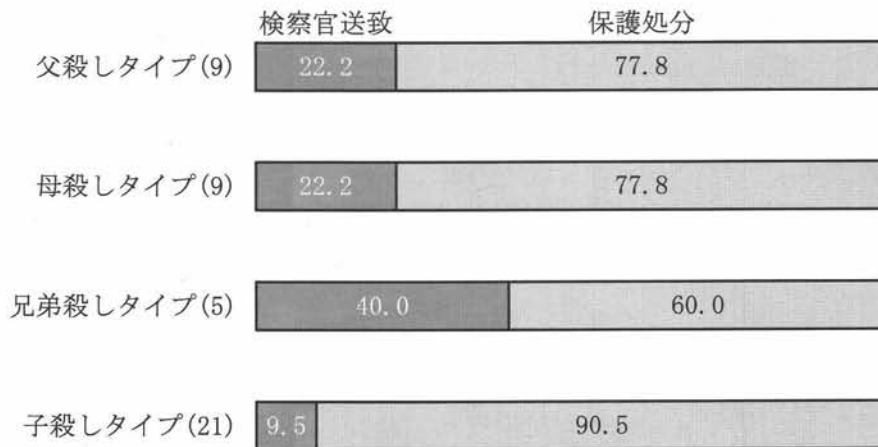
家族型の原則逆送少年44人のうち、8人が検察官送致とされ、36人が保護処分とされた。

家族型のサブタイプ別の審判結果は、図5-2-7のとおりである。

子殺しタイプのうち、嬰兒殺及びネグレクトによる保護者責任遺棄致死の罪を犯した少年はすべて保護処分とされている。恋人の連れ子をせっかん死させた男子2人はいずれも検察官送致となっている。また、父殺しタイプ及び母殺しタイプで検察官送致となった者は、いずれも年齢的に20歳に近く、被害者にほとんど落ち度が見られないものが多かった。兄弟殺しタイプのうち検察官送致となったのは、弟を虐待死させた事件の共犯の女子少年2人であった。

家族型は、既に見たように、被害者に暴力等の問題がある事例、少年に精神面での障害が認められる事例、女子による嬰兒殺の事例等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれる。

図5-2-7 家族型のサブタイプ別審判結果（原則逆送少年）



注 1 年齢超過により検察官送致とされた1人を除く。

2 () 内は、実人数である。

エ 交通型

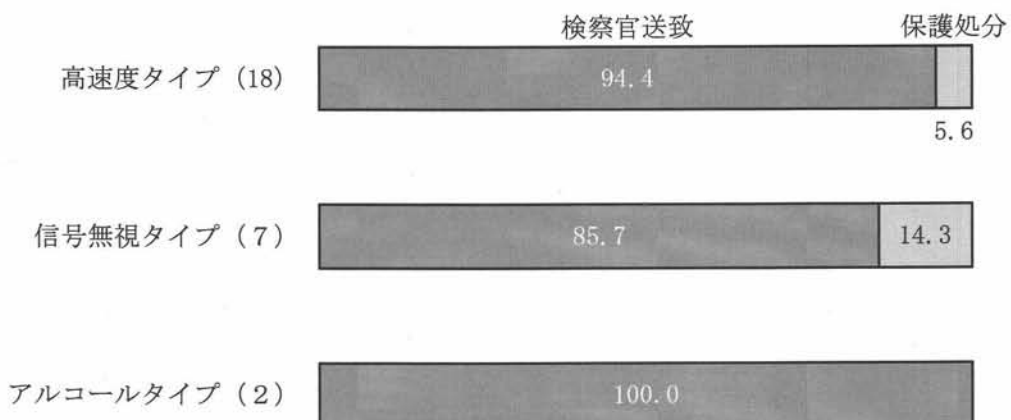
交通型の原則逆送少年27人のうち、25人が検察官送致とされ、2人のみが保護処分とされた。

交通型のサブタイプ別の審判結果は、図5-2-8のとおりである。

保護処分とされた2人は、高速度タイプと信号無視タイプにそれぞれ1人ずつ含まれていた。信号無視タイプの1人は16歳であり、被害者は同乗者であった。高速度タイプの1人は19歳であり、危険運転致死罪が施行されて間もない時期の事件であった。

交通型では、年齢が低い場合等、わずかの例外は見られるものの、ほぼ検察官送致とされていることが分かる。

図5-2-8 交通型のサブタイプ別審判結果（原則逆送少年）



注 1 年齢超過により検察官送致とされた1人を除く。

2 「運転技能なしタイプ」の原則逆送少年は、いなかった。

3 () 内は、実人数である。

第6 まとめと課題

1 本報告書は、改正少年法が施行された平成13年4月1日から16年3月31日までの3年間の重大事犯少年（少年鑑別所に観護措置により入所し、同日までに家裁の終局決定を受けて少年鑑別所を退所した者に限る。）の実態等について取りまとめた研究部報告第31号のデータに、更にその後の18年3月31日までの2年間のデータを加え、改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態等について取りまとめたものである。

分析では、調査対象者である男子364人、女子44人の合計408人について、非行類型のサブタイプを設定するなどの方法によって、個々の問題性を明らかにすることを試みた。その結果、類型ごとに家庭環境面、交友関係面、資質面等の様々な特徴が浮かび上がってきた。

2 集団型は、重大事犯少年の中で最も多くを占め、保護処分歴のある者の比率が高いなど、非行性の進んだ者を多く含むタイプであり、単独型は、主として対人関係面、感情面でのもつれをうまく解決できないまま、重大事犯に至った者が多かった。家族型は、家族全体が機能不全を起こす中で、特定の家族に対する恨みが自己増殖するなどして重大事犯に至っており、交通型は、交通規範を無視した悪質・危険な運転行為によって重大な結果を引き起こしていた。

このように、「いきなり」重大事犯に至った者は少数であり、重大事犯少年の多くが多種多様な問題を背景に抱えていることがうかがわれた。

3 改正少年法施行前後の原則逆送少年の裁判状況について分析を行ったところ、傷害致死の検察官送致の比率が大幅に上昇するなど、大きな変化が認められた。年齢別の比較でも、16歳の検察官送致の比率が数%から50%近くに上昇するなど、低年齢の少年の検察官送致の比率の上昇が目立った。

さらに、どのような要因が、検察官送致・保護処分といった処遇選択の判断に影響を与えているかを分析したところ、改めて、少年の年齢、非行名、主導性の有無等非行における役割、行為態様の悪質性、被害者の人数等の結果の重大性、少年の非行性の進度、非行後の事情等の様々な要因が審判決定に影響を与えているであろうことが再確認され、そうした事例ごとの個々の要因を裁判所が慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

4 改正少年法施行後、少年による重大事犯について、平成13年度から17年度までの5年間の重大事犯の事件数の推移を見たところ、13年度及び14年度が53件で、それ以降は減少傾向を示していた。

非行類型別に事件数の推移を見ると、改正少年法の施行後、集団リンチや集団による報復を多く含む集団型の事件数や人員は減少しているものの、やむにやまれぬ状況の中で引き起こされる事件が多い家族型や単独型の事件数にはあまり変動は見られない。

もちろん、少年による重大事犯の動向には少年法の改正だけでなく、少年非行全体の動向、家族関係の変化や雇用状況の変化、不良集団の活動状況など様々な要因が影響を与えている。したがって、この結果だけで、少年法改正がどのような効果を及ぼしているかを早急に結論づけることはできない。今後も、更に事件数や人員の推移だけでなく、その内容面にまで踏み込んで、注意深く動向の吟味を続けていく必要がある。

5 改正少年法が有効に機能するためには、矯正及び更生保護において重大事犯少年に対し、どのような働きかけを行っていくかが重要なポイントの一つとなる。研究部報告第31号では、重大事犯少年に対し、少年院及び刑務所でどのような処遇が行われているか、保護観察の段階での指導状況、再非行の状況を調査した。その結果、それぞれの処遇機関において、個々の少年の必要度等を勘案して個別的処遇計画が立案され、処遇が行われていた。

こうした重大事犯少年に対する処遇がどの程度効果的であったかについては、今後、長期間の追跡調査を行い、検証していく必要がある。そうした検証作業を通じて、しよく罪指導の在り方等、処遇方策の充実を図ることも重要な課題である。

6 平成17年3月及び18年2月に14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること等を盛り込んだ少年法等の一部を改正する法律案が国会に提出されるなど、低年齢の重大事犯少年に対する処遇の在り方等にも関心が集まっている。

本報告書では、14歳以上の重大事犯少年を対象に分析を行ったが、今後は14歳未満の重大事犯少年の実態及び処遇方策について調査・分析することも重要な課題となるものと思われる。

7 本研究は、改正少年法施行後5年間の重大事犯少年の実態及び処遇選択の判断に影響を与える事項に焦点を当てて、調査・分析したものである。本報告書の成果が、今後の少年司法制度の在り方を検討する上での基礎資料となることを期待するものである。

(注1) 因子分析を用いた重大事犯少年の問題性因子の抽出方法の詳細について

まず因子分析に使用する項目の検討を行った。重大事犯少年の問題行動歴10項目及び家庭内問題8項目の基礎統計量は、表1のとおりであった。

それぞれの項目について、「該当あり」を1点、「該当なし」を0点と得点化したものである。問題行動歴では、自殺未遂及び動物虐待の「該当あり」が少なく、平均値が.05以下となっていた。家庭内問題でも、自殺者の「該当あり」が少なく、平均値が.05以下となっていた。

表1 問題行動歴及び家庭内問題に関する項目の基礎統計量

(1) 問題行動歴			(2) 家庭内問題		
項 目	平 均 値	標準偏差	項 目	平 均 値	標準偏差
不登校	0.58	0.49	家庭葛藤	0.40	0.49
無免許運転	0.51	0.50	離婚	0.37	0.48
万引き	0.49	0.50	経済的困窮	0.33	0.47
家出	0.40	0.49	虐待被害	0.20	0.40
暴走族所属	0.33	0.47	犯罪・非行者	0.16	0.37
自傷	0.22	0.42	酒乱者	0.07	0.26
校内暴力	0.15	0.36	精神障害者	0.07	0.25
家庭内暴力	0.09	0.28	自殺者	0.02	0.13
自殺未遂	0.05	0.22			
動物虐待	0.01	0.10			

注 1 項目に該当するものを1点、該当しないものを0点として、数量化したものである。
2 「標準偏差」とは、データのばらつきの度合いを示す数値であり、各データの値と平均値の差に基づいて算出される。
3 不明の者を除く。

この結果から、自殺未遂、動物虐待及び自殺者については、因子分析から除くことが適当と考え、項目の平均値が.07以上であった計15項目について、最尤法・斜交プロマックス回転による因子分析を行い、固有値の減少等を考慮の上、2因子を抽出した。因子分析を行った結果は、表2のとおりである。

第1因子では、無免許運転、暴走族所属、万引き等が高い因子負荷量を示したことから「非行的問題性」と名付けた。第2因子では、経済的困窮、家庭葛藤、虐待被害等が高い因子負荷量を示したことから「家庭的問題性」と名付けた。

表 2 問題行動歴及び家庭内問題に関する項目の因子分析結果

項 目	因 子	
	I	II
因子Ⅰ：非行的問題性		
無免許運転	0.76	-0.24
暴走族所属	0.53	-0.31
万引き	0.39	0.08
家出	0.37	0.22
不登校	0.32	0.24
校内暴力	0.25	0.06
犯罪・非行者	0.21	0.21
自傷	0.17	0.07
因子Ⅱ：家庭内問題性		
経済的困窮	0.16	0.50
家庭葛藤	0.19	0.48
虐待被害	0.10	0.41
離婚	0.31	0.38
酒乱者	0.00	0.33
家庭内暴力	-0.03	0.23
精神障害者	-0.05	0.15
因子間相関		
I	1.00	0.03
II		1.00

注 不明の者を除く。

(注2) ロジスティック回帰分析及びCHAID分析の詳細について

分析対象者は、集団型の原則逆送少年249人のうち、98.0%が検察官送致とされた本人主導の者50人、全員が検察官送致とされた被害者の死亡者数が2人以上の事件にかかわった者3人、年齢超過で検察官送致とされた5人、精神的障害ありの4人及び女子を除いた、男子のみの計169人である。

(1) ロジスティック回帰分析

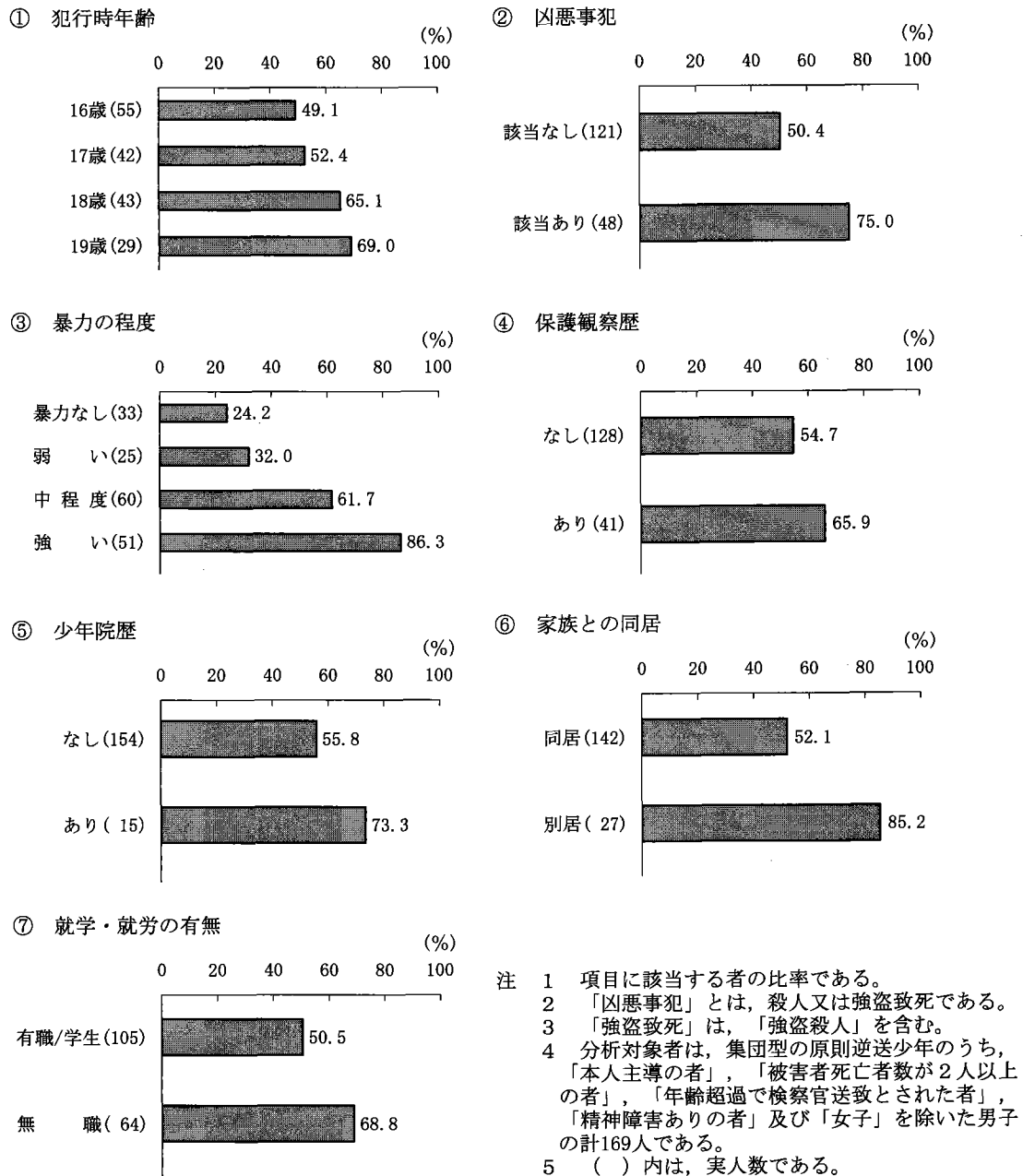
審判結果に影響する要因は、一つに決定付けられるわけではなく、いくつかの要因が重なり合って影響を及ぼしていると考えられる。クロス集計の χ^2 検定において、統計的に有意な関係が見いだされた場合、その変数同士に何らかの関係があることを示しているが、その変数同士が他の変数を仲介して有意な関係にある可能性もある。また、ある変数と有意な関係にある変数のうち、どの変数が最も関係があるかも分析する必要がある。そこで、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析を用いて、検察官送致にするか、保護処分にするかの審判決定に影響を及ぼす、調査対象者の属性要因の分析を行う。ロジスティック回帰分析は、ある事象（目的変数）に対して、その要因となるような因子（説明変数）を探し出し、二つの間の関係を確率の形で示すことのできる分析である。この分析により、例えば、どのような属性要因を持つ人が検察官送致になりやすいかを分析することができる。

ロジスティック回帰モデルの目的変数は、「検察官送致の有無」であり、検察官送致となった者97人（57.4%）に「1」を、保護処分になった者72人（42.6%）に「0」を割り当てた。

説明変数は、検察官送致の比率との関連が認められた「非行時年齢」、「凶悪事犯（殺人又は強盗致死）かどうか」、「暴力の程度」、「保護観察歴の有無」、「少年院送致歴の有無」、「家族と別居していたかどうか」、「無職かどうか」の7変数を用いた。各説明変数における検察官送致の比率等は、図1とおりである。

説明変数間の相関係数（ピアソン）は、最大でも「家族と別居していたかどうか」と「凶悪事犯（殺人又は強盗致死）かどうか」の間の.32であり、多重共線性の問題は生じないと考えられる。

図1 各説明変数における検察官送致の比率



集団型の原則逆送少年の検察官送致の有無に関するロジスティック回帰分析の結果は、表2のとおりである。

モデルの適合度は十分である。7つの説明変数のうち、「暴力の程度」、「家族と別居しているかどうか」、「無職かどうか」の3変数が有意としてモデルに採用された。また、有意確率が5%未満とはならなかったが、「凶悪事犯かどうか」が有意傾向を示し、モデルに採用された。暴力の程度が強い方が、有職又は学生よりも無職の方が、家族と同居している者よりも別居している者の方が、傷害致死よりも殺人や強盗致死の方が、検察官送致とされやすいことがわかる。

少年法改正後3年間の127人を対象とした同様の分析では、「暴力の程度」、「非行時年齢」、

「無職かどうか」の3変数が有意としてモデルに採用されたが、今回の分析では、「非行時年齢」が有意にならず、他方、「家族と別居しているかどうか」、「凶悪事犯かどうか」がモデルに採用された。

少年法改正後3年間の分析における非行時年齢と検察官送致の比率の関連を見ると、16歳30.0%、17歳36.4%、18歳54.8%、19歳69.6%であった。これに対し、少年法改正後5年間の今回の分析では、16歳49.1%、17歳52.4%、18歳65.1%、19歳69.0%であった。16、17歳の検察官送致の比率が上昇しており、年齢による比率の差が小さくなっている。このため、前回は検察官送致となるか、保護処分になるかに有意に影響を及ぼしていた「非行時年齢」がモデルに採用されなかったものと考えられる。その代わり、「非行時年齢」と関連性の高い「家族と別居しているかどうか」がモデルに採用されており、単なる犯行時の年齢ではなく、無職かどうかも含めた生活全般の問題性がどの程度かが検察官送致とされるかどうかに関与する影響を及ぼすようになっていることがうかがわれる。

また、今回の分析では、「凶悪事犯かどうか」がモデルに新たに採用されており、事件内容の凶悪さが検察官送致とされるかどうかに関与する影響が強まっていることがうかがわれる。他方、保護観察歴や少年院歴といった処分歴は、有意な影響を及ぼしていなかった。

ただし、このロジスティック回帰モデルによって検察官送致か保護処分かを正しく判別できたのは、169人中125人の74.0%であり、これらの説明変数によって検察官送致になるか、保護処分になるかのすべてが説明できるわけではない。誤判別された者においては、それぞれの個々の要因が検察官送致か保護処分かの決定に影響を及ぼしたものである。

表2 検察官送致の有無に関するロジスティック回帰分析の結果

区 分	推定値	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の95% 信頼区間	
						下限	上限
凶 悪 事 犯 か	0.797	0.474	2.829	0.093	2.219	0.877	5.617
無職かどうか	0.938	0.414	5.136	0.023*	2.555	1.135	5.752
家族と別居	1.467	0.685	4.583	0.032*	4.338	1.132	16.624
暴力の程度	1.108	0.200	30.554	0.000**	3.027	2.044	4.483
定 数	-2.298	0.461	24.864	0.000	0.100		

注 1 「有意確率」欄の「*」は有意確率5%以下で、「**」は有意確率1%以下で、それぞれ有意であることを示す。
2 モデルの適合度は、HL χ^2 =8.40、p=.396である。

(2) CHAID 分析

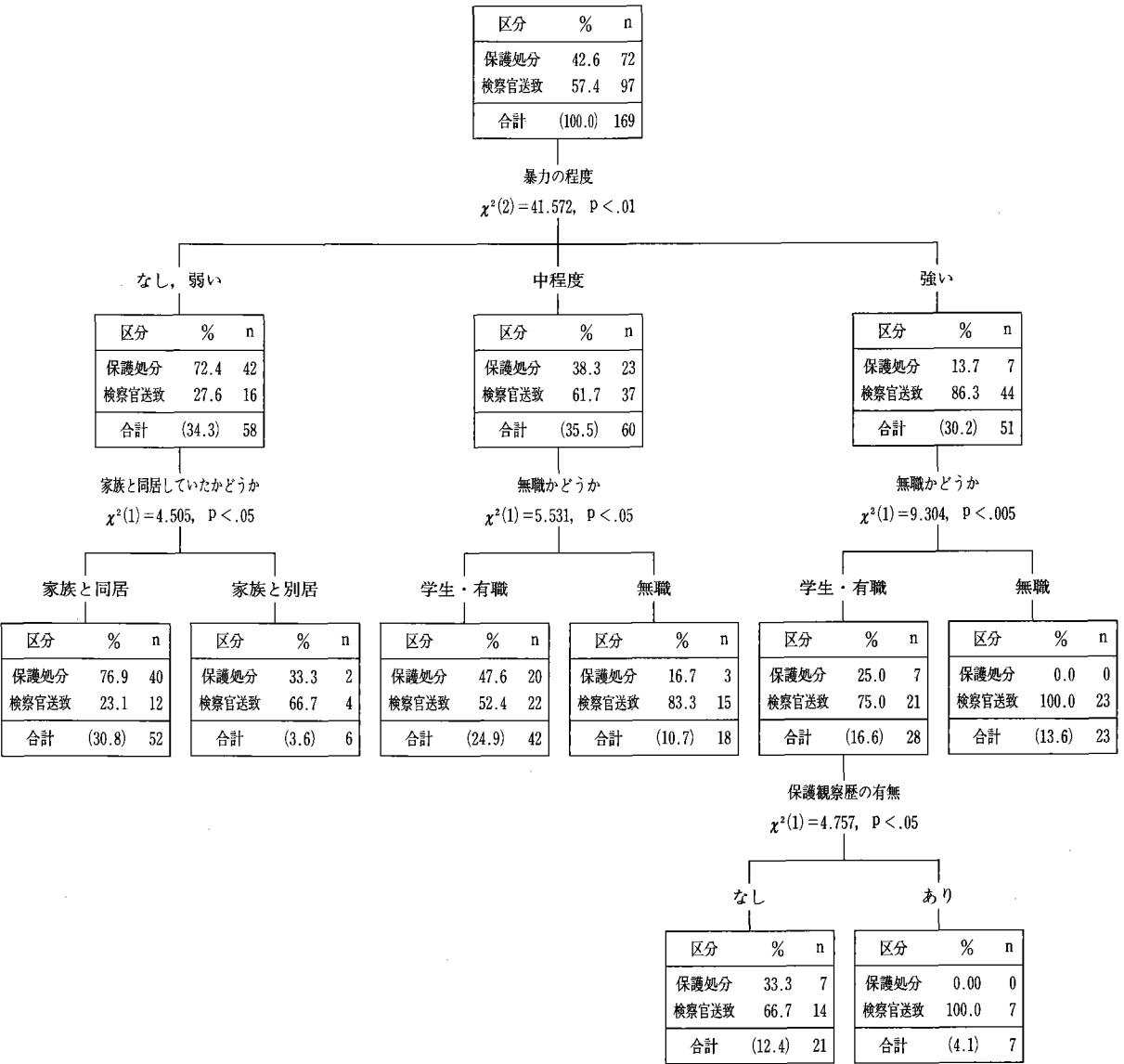
CHAID (Chi square-Automatic-Interaction-Detection：チェイド) 分析は、コンピュータ・プログラムにより、説明変数内のカテゴリーの組合せを変えながら、目的変数と説明変数とのクロス集計表を作成して χ^2 検定を行い、それをすべての説明変数について繰り返すというもので、 χ^2 値の大小を基準として、検察官送致とするか、保護処分とするかに有意差のある一群の説明変数及び各説明変数の中で最も説明力のある選択肢の括り方を検出

できる統計分析手法である。

CHAID 分析の目的変数は、ロジスティック回帰モデルと同様に、「検察官送致の有無」である。説明変数も、「非行時年齢」,「凶悪事犯（殺人又は強盗致死）かどうか」,「暴力の程度」,「保護観察歴の有無」,「少年院歴の有無」,「家族と別居していたかどうか」,「無職かどうか」の7変数を用いた。

CHAID 分析（親ノード20, 子ノード5に設定）を行った結果は、図3のとおりである。

図3 検察官送致の有無に関する CHAID 分析の結果



検察官送致か保護処分かに最も影響度の高い説明変数は、「暴力の程度」である。検察官送致率は、「暴力の程度」が「強い」86.3%,「中程度」61.7%,「実行なし」又は「弱い」27.6%であった。「暴力の程度」が「強い」者51人中,「無職」の23人は全員が検察官送致となっており,「有職・学生」かつ「保護観察歴あり」の7人も全員が検察官送致となって

いた。

「暴力の程度」が「中程度」の60人中、「無職」の検察官送致率は83.3%であり、「学生・有職」の検察官送致率は52.4%であった。「暴力の程度」が「中程度」で、かつ「学生・有職」の者は42人で全体のほぼ4分の1を占めるが、検察官送致となった者22人（52.4%）、保護処分となった者20人（47.6%）とほぼ同数である。このカテゴリーに含まれる者を検察官送致とするか保護処分とするかの下位基準が、分析で使った説明変数の中に含まれていなかったためであるが、このカテゴリーに含まれる者の実際の審判でも、個々の事件内容や個人の問題性を加味して決定が下されているのではないかと推察される。

「暴力の程度」が「実行行為なし又は弱い」の58人中、「家族と別居」の検察官送致率は66.7%であり、「家族と同居」の検察官送致率は23.1%であった。「暴力の程度」が弱かったり、暴力を振るっていないなくても、家庭の保護領域から離れて生活をしている者については、相応の社会的な成熟が図られているものとみなされて、検察官送致とされる率も高くなっているのではないかと思われる。

このCHAID分析によって検察官送致か保護処分かを正しく判別できたのは、169人中125人の74.0%で、ロジスティック回帰分析による比率と同じであった。分類に使われた説明変数は、「暴力の程度」、「無職かどうか」、「家族と別居していたかどうか」、「保護観察歴の有無」であり、前者の3変数はロジスティック回帰分析で有意であった変数と同じであった。

平成 19 年 3 月 印刷

平成 19 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 株式会社 功文社
